

多面的機能支払交付金 活動のしおり

～令和4年度版～

奈良県食と農の振興部農村振興課

目 次

I 多面的機能支払交付金の概要・・・・・・・・・・	1
II 多面的機能支払交付金の活動の手引き・・・	13
III 奈良県の基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・	79
IV 関係通知・資料・・・・・・・・・・・・・・・・	123

I 多面的機能支払交付金 の概要

はじめに

農業・農村は、国土の保全、水源の涵養^{かん}、自然環境の保全、良好な景観の形成等の多面的機能を有しており、その利益は広く国民が享受しています。

しかしながら、近年の農村地域の過疎化、高齢化、混住化等の進行に伴う集落機能の低下により、地域の共同活動によって支えられている多面的機能の発揮に支障が生じつつあります。また、共同活動の困難化に伴い、農用地、水路、農道等の地域資源の保全管理に対する担い手農家の負担の増加も懸念されています。

このような状況に鑑み、奈良県は、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域の共同活動に係る支援を行い、地域資源の適切な保全管理を推進しています。また、これらの活動により、農業・農村の有する多面的機能が今後とも適切に維持・発揮されるとともに、担い手農家への農地集積という構造改革を後押しています。

このしおりは、地域の皆様が「多面的機能支払交付金」を活用して、活動に取り組んでいただけるよう、その仕組みを解説するものです。

地域の共同活動の例と交付金の構成区分

地域資源の基礎的保全活動の例



農地法面の草刈り



水路の泥上げ



ため池の草刈り



農道の路面維持

地域資源の質的向上を図る共同活動の例



水路のひび割れ補修



農道の窪みの補修



植栽活動



水田魚道の設置

施設の長寿命化のための活動の例



素掘り水路からコンクリート水路への更新



老朽化した水路壁のコーティング



未舗装の農道をアスファルトで舗装

多面的機能支払交付金

①農地維持支払交付金

②資源向上支払交付金 (地域資源の質的向上を図る共同活動)

③資源向上支払交付金 (施設の長寿命化のための活動)

1. 交付金の概要

多面的機能支払交付金は、農地維持支払交付金と資源向上支払交付金から構成されます。

農地維持支払交付金

以下の活動に対して支援を行います。

- ① 地域資源の基礎的な保全活動
(水路の草刈り・泥上げ、農道の路面維持など)
- ② 地域資源の適切な保全管理のための推進活動
(体制の拡充・強化、保全管理構想の作成など)



資源向上支払交付金

以下の活動に対して支援を行います。

1) 地域資源の質的向上を図る共同活動

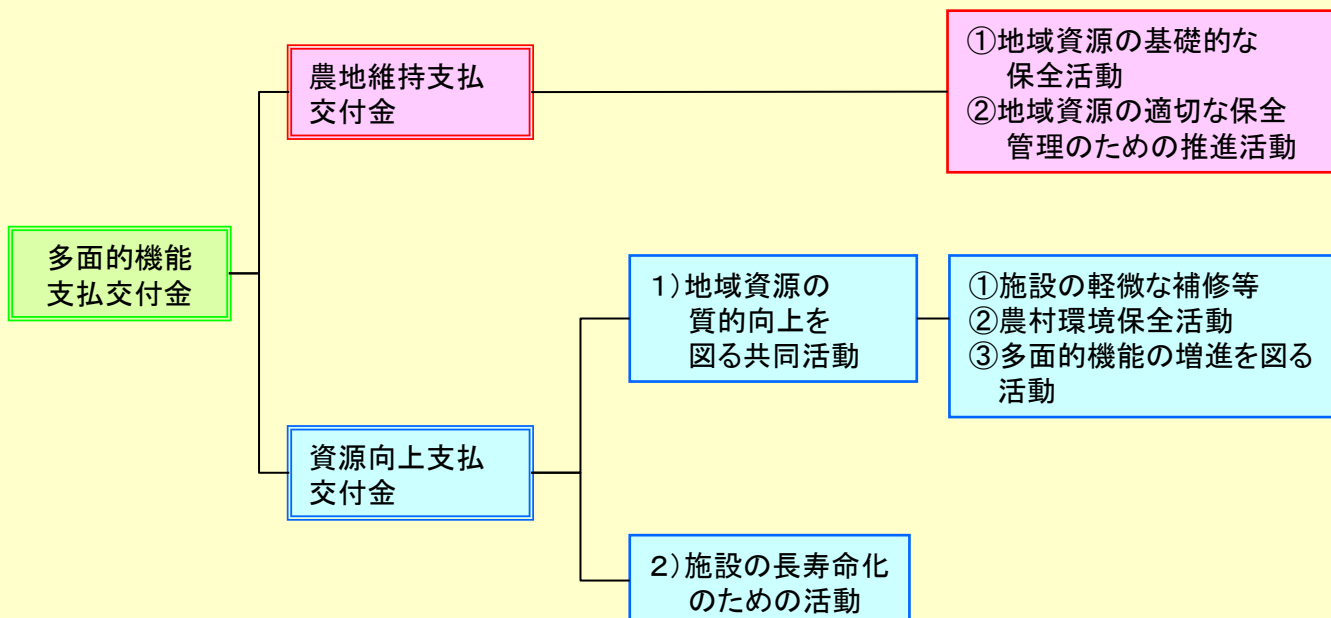
- ① 施設の軽微な補修
(水路、農道、ため池の軽微な補修など)
- ② 農村環境保全活動
(植栽による景観形成、ピオトープづくりなど)
- ③ 多面的機能の増進を図る活動
(防災・減災力の強化、遊休農地の有効活用など)



2) 施設の長寿命化のための活動

(老朽化が進む水路等の補修・更新など)

多面的機能支払交付金の構成



2. 多面的機能支払交付金の交付単価（円/10a）

	①農地維持支払 ※8	②資源向上支払 （共同）※1、2、3	①と②に取り組む場合
田	3,000	2,400	5,400
畑※9	2,000	1,440	3,440
草地	250	240	490

③資源向上支払 （長寿命化）※4、5、6	①、②および③に取り組む場合 ※7
4,400	9,200
2,000	5,080
400	830

- ※1：農地・水保全管理支払の取組を含め5年間以上実施した地区は、②の単価に0.75を乗じた額になります。
- ※2：②の資源向上支払（共同）は、①の農地維持支払と併せて取り組むことが基本になります。
- ※3：多面的機能の増進を図る活動に取り組めない地区は、単価に5/6を乗じた額になります。
- ※4：水路や農道などの施設の補修や更新を実施します。
- ※5：本単価は交付上限額になります。
なお、広域活動組織（P8）の規模を満たさず、かつ直営施工を実施しない地区は、単価は5/6を乗じた額となります。
- ※6：広域活動組織の規模を満たさない場合、③の交付上限額は、保全管理する区域内に存在する集落数に200万円を乗じた額と上記単価に対象農用地面積を乗じた額の小さい額となります。
- ※7：②及び③と一緒に取り組む地区は、②の単価は0.75を乗じた額になります。
したがって、①・②・③と一緒に取り組む場合、田では合計で9,200円/10aになります。
- ※8：事業計画期間中に畑地化する場合、当該期間中においては、農地維持支払の交付単価は地目変更前の単価を適用します。
- ※9：畑には樹園地を含みます。

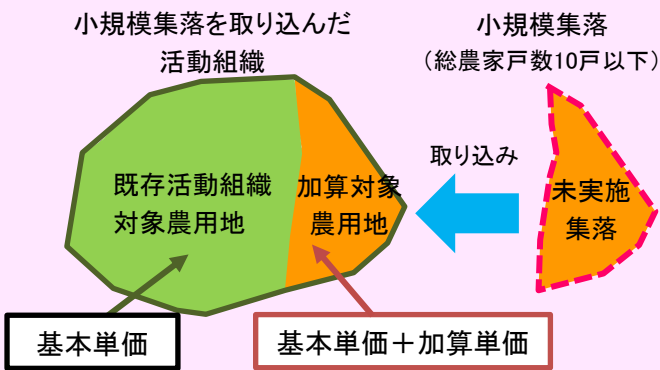
加算措置 ①小規模集落支援

既存活動組織※¹が小規模集落※²を取り込み、集落間で連携して保全管理を行う場合、農地維持支払交付金に、新たに取り込んだ農用地面積に応じた加算を行います。 ※³

【農地維持支払の加算単価】

(円/10a)

田	1,000
畑	600
草地	80



なお、1小規模集落当たりの加算上限額は20万円、活動組織あたりの合計加算上限額は40万円となります。

- ※¹：平成30年度までに事業計画の認定（変更や再認定も含む）を受けた活動組織のみが支援対象です。
- ※²：小規模集落とは、総農家戸数が10戸以下、かつ、これまでに、多面的機能支払（旧制度の農地・水・環境保全向上対策、農地・水保全管理支払を含む）に取り組んだことがない農業集落です。
- ※³：加算措置の適用期間は、小規模集落支援の適用を開始した年度から、既存活動組織の活動期間の終了年度までです。

加算措置 ②多面的機能の更なる増進に向けた活動への支援

多面的機能の増進を図る活動に取り組んでいる活動組織が、新たに活動項目を選択し、1活動項目以上追加する場合又は初めて多面的機能の増進を図る活動に取り組む組織が2活動項目以上選択して取り組む場合、資源向上支払（共同）に単価の加算を行います。

【資源向上支払（共同）の加算単価】

(円/10a)

田	400
畑	240
草地	40

- ※ 農地・水保全管理支払の取組を含め5年間以上実施、または長寿命化のための活動に取り組む地区は単価に0.75を乗じた額になります。
- ※加算措置の適用期間は、本加算措置を受けた年度から、当該活動機関の最終年度までに限ります。

多面的機能の増進を図る活動の取組

- ①遊休農地の有効活用
- ②鳥獣被害防止対策及び環境改善活動の強化
- ③地域住民による直営施工
- ④防災・減災力の強化
- ⑤農村環境保全活動の幅広い展開
- ⑥やすらぎ・福祉及び教育機能の活用
- ⑦農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化



加算措置 ③農村協働力の深化に向けた活動への支援

加算措置「②多面的機能の更なる増進に向けた活動への支援」を受ける活動組織において、農業者以外の者の構成比率が高く、また多くの参加を得た共同活動が毎年度行われる場合、②に更に単価の加算を行います。

【②に更に加算する単価】
(円/10a)

田	400
畑	240
草地	40

※ 農地・水保全管理支払の取組を含め5年間以上実施、または長寿命化のための活動に取り組む地区は単価に0.75を乗じた額になります。
※加算措置の適用期間は、本加算措置を受けた年度から、当該活動機関の最終年度までに限ります。

＜条件＞ ※全て満たす場合

- 1 加算措置「②多面的機能の更なる増進に向けた活動への支援」を受けること
- 2 構成員(人・団体)のうち、農業者以外の者が占める割合が4割以上であること
- 3 共同活動に参加する構成員の総人数※1の8割(役員に女性が2名以上参画している場合は6割※2)以上が参加する実践活動※3を毎年度行うこと

※1：構成員の総人数とは、活動に参加する人数として活動計画書に添付する名簿(様式自由)に位置付けた構成員の人数。
※2：役員とは、規約記載例第5条及び規約別紙にある活動組織構成員一覧の1. 代表および2. 役員を指します。また、2種以上の「実践活動」をそれぞれ別の日に行う必要があります。
※3：「実践活動」は、農地維持支払、資源向上支払(共同)、資源向上支払(長寿命化)の活動区分に位置付けられています。

加算措置 ④活動の広域化・体制強化への支援

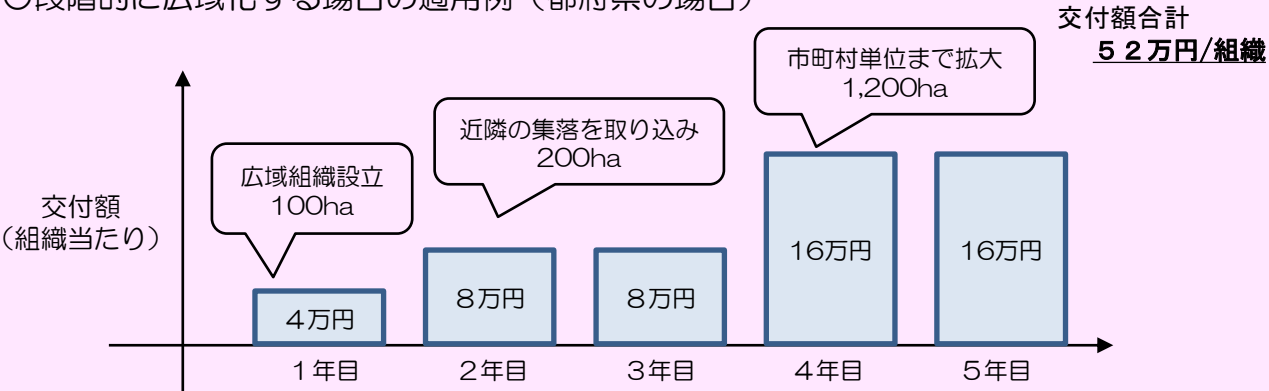
活動組織の広域化・体制強化への支援を強化するために、広域活動組織(P8)の面積規模等に応じて、最長5年間(当該活動期間中)にわたって継続的に支援します。

【規模別交付額】

3集落以上または50ha以上	4万円/年・組織
200ha以上または特定非営利活動法人	8万円/年・組織
1,000ha以上	16万円/年・組織

※ 上記面積は認定農用地面積です。
※ 活動期間中に面積が拡大した場合、活動計画書の変更が認定された時点で交付額が変更となります。
※ これまでに、本支援を受けた活動組織が新たに設立する広域活動組織の認定農用地面積の20%以下である場合は、さらに本支援を受けることができます。

○段階的に広域化する場合の適用例(都府県の場合)



大雨時に河川や水路の水位の急上昇を抑えることで下流域の湛水被害リスクを低減させることを目的に、水田の落水口に流出量を抑制するための排水調整板を設置する等して雨水貯留能力を人為的に高める取組である「田んぼダム」に一定の要件を満たして取り組む場合、資源向上支払（共同）に単価の加算を行います。

【資源向上支払（共同）の加算単価】

（円/10a）

田	400
---	-----

※農地・水保全管理支払の取組を含め5年間以上実施、または長寿命化のための活動に取り組む地区は単価に0.75を乗じた額になります。

※要件を満たす限り、加算措置は次期の事業計画期間においても適用されます。



流出を抑制する落水量調整装置の例



田んぼダム実施

写真：新潟市

<加算措置の要件>

①事業計画の作成・変更

- ・市町村が策定する水田貯留機能強化計画に基づき、田んぼダムの実施面積、年度別計画及び位置図を様式第1－3号の事業計画書に記載する必要があります。
- ・農村環境保全活動のうち「水田貯留機能増進・地下水かん養」、または多面的機能の増進を図る活動のうち「防災・減災力の強化」のいずれかを活動項目に位置付けて取り組む必要があります。

②実施面積の考え方

事業計画期間中に次のいずれかの条件を満たす必要があります。

- 資源向上支払（共同）の交付を受ける田面積全体のうち5割以上で活動に取り組むこと
- 広域活動組織にあっては、加算措置に取り組む集落毎に、交付を受ける田面積全体のうち5割以上で活動に取り組むこと

<加算対象面積の考え方>

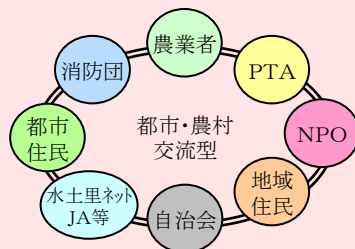
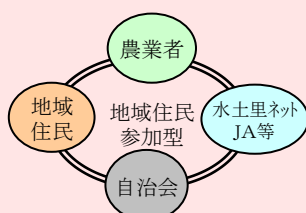
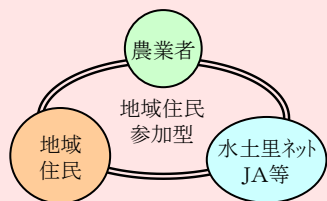
加算措置の要件①及び②を満たす場合、この加算措置に取り組む初年度から、当該活動を実施する活動組織の対象農用地面積のうち田面積全体を加算対象面積とします。

3. 支援の対象となる組織

多面的機能支払交付金を活用した取組を行うためには、以下に示す活動組織、又は広域活動組織※を設立する必要があります。

農地維持支払交付金

- ① 農業者のみで構成される活動組織
- ② 農業者及びその他の者（地域住民、団体など）で構成される活動組織



資源向上支払交付金

- 共同活動
農業者及びその他の者（地域住民、団体など）で構成される活動組織
- 施設の長寿命化
農地維持支払交付金と同様の活動組織

※ 広域活動組織

旧市町村単位等の広域エリアにおいて、集落（活動組織）、土地改良区、地域の関係団体など、地域の実情に応じた者から構成される、構成員間の協定に基づく組織です。なお、広域活動組織の設立にあたり、支援を受けることができます。

【広域活動組織の規模要件（奈良県）】 農用地面積50ha以上又は3集落以上

4. 対象となる農用地

交付金の算定対象となる農用地は以下のとおりです。

農地維持支払交付金

- ① 農振農用地区域内の農用地
- ② ①以外の農用地のうち、多面的機能の発揮の観点から特に必要と認める農用地

資源向上支払交付金

- ① 農振農用地区域内の農用地
- ② ①以外の農用地のうち、多面的機能の発揮の観点から特に必要と認める農用地

※ ②については、奈良県要綱基本方針（P83・85・89）の考え方を踏まえ、市町村ごとに定めていますので、各市町村にご確認ください。

5. 対象活動

農地維持支払交付金

地域共同による農用地、水路、農道等の地域資源の基礎的な保全活動 ① 及び地域資源の適切な保安全管理のための推進活動 ② を支援します。

① 地域資源の基礎的な保全活動

活動計画書に位置づけた農用地、水路、農道等について、点検・計画策定、実践活動を毎年度実施します。（実践活動の一部は、点検の結果に基づき、実施の必要性を判断）

点検・計画策定



施設の点検



年度活動計画の策定

実践活動(例)



農地法面の草刈り



水路の泥上げ

研修(例)



組織運営に
関する研修



作業安全に
関する研修



ため池の草刈り



農道の法面維持

※研修は、活動期間中に組織運営に関するものと
機械の安全な使用に関するものを各1回以上実施

② 地域資源の適切な保安全管理のための推進活動

地域での話し合いにより地域資源の保安全管理の目標を定め、目標に即した取組を実施しながら、将来にわたる地域資源の保安全管理に関する構想を策定します。

農村の構造変化に対応した
保安全管理の**目標**の設定

保安全管理の**内容**
や**方向**の設定

推進活動※1
の実践

地域資源保安全管理
構想※2の策定

※1 推進活動の例（毎年度実施）

- ・ 農業者（入り作農家、土地持ち非農家を含む）による検討会
- ・ 不在村地主との連絡体制の整備、調整、それに必要な調査
- ・ 地域住民等との意見交換・ワークショップ・交流会 等

※2 推進活動を通じて、目指すべき地域資源の保安全管理の姿、取り組むべき活動・方策をとりまとめたものになります。
活動期間中に本構想を策定する必要があります。

水路、農道等の施設の軽微な補修 ①、農村環境保全活動 ② 及び多面的機能の増進を図る活動 ③ を支援します。

① 施設の軽微な補修

活動計画書に位置づけた農用地、水路、農道等の機能診断や補修等を毎年度実施します。「計画策定」「機能診断」「実践活動」「研修」から構成されます。

計画策定



年度計画の策定

機能診断



施設の機能診断

実践活動(例)



水路のひび割れ補修



農道の部分補修

研修(例)



補修等に関する研修

※研修は活動期間中に1回以上実施

② 農村環境保全活動

生態系保全、景観形成などの農村環境の保全を図るための活動を、テーマを選択して毎年度実施します。「計画策定」「啓発・普及」「実践活動」から構成されます。

計画策定



年度計画の策定

啓発・普及(例)



地域住民との交流活動

実践活動(例)



水質調査



グリーンベルトの設置



植栽活動

③ 多面的機能の増進を図る活動

地域の創意工夫に基づく下記の1～7の活動を毎年度実施※1します。

なお、多面的機能の増進を図る活動に取り組む場合は、1～7の選択した活動に加え、**8の広報活動**も毎年度実施※2します。

1 遊休農地の有効活用

地域内外からの営農者の確保、地域住民による活用、企業と連携した特産物の作付等、遊休農地の有効活用のための活動

2 鳥獣被害防止対策及び環境改善活動の強化

鳥獣被害防止のための対策施設の設置や鳥獣緩衝帯の整備・保管理、農地周りの藪等の伐採、農地への侵入竹等の防止等、農地利用や地域環境の改善のための活動

3 地域住民による直営施工

農業者・地域住民が直接参加した施設の補修や環境保全施設の設置、そのための技術習得等、地域住民が参加した直営施工による活動

4 防災・減災力の強化

水田やため池の雨水貯留機能の活用、危険ため池の管理体制の整備・強化、災害時における応急体制の整備等、地域が一体となった防災・減災力の強化活動

5 農村環境保全活動の幅広い展開

農地等の環境資源としての役割を活かした、景観の形成、生態系の保全・再生等、農村環境の良好な保全に向けた幅広い活動

6 やすらぎ・福祉及び教育機能の活用

地域の医療・福祉施設等との連携を強化する活動や、地域内外の法人、専門家等と連携した、地域資源の有するやすらぎや教育の場としての機能増進を図る活動

7 農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化

農村特有の景観や文化を形成してきた伝統的な農業技術、農業に由来する行事の継承等、文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化に資する活動

8 広報活動・農的関係人口の拡大

令和4年度改正

※1：直ちに1～7のいずれかの活動に取り組めない組織については、資源向上支払（共同）の交付単価は基本単価に5/6を乗じた額になります。

※2：対象農用地に中山間地域等が含まれる場合は、広報活動の実施を任意としています。

資源向上支払交付金（施設の長寿命化）

老朽化が進む農地周りの農業用排水路、農道などの施設の長寿命化のための補修・更新等の活動を支援します。

水路、農道等の補修や、機能維持のための更新等の活動を実施します。

補修(例)



摩耗した水路壁への表面被覆材の塗布



未舗装農道の舗装



漏水箇所の補修

更新(例)



コンクリート水路の更新



ゲート・バルブの更新

※ 令和元年度から、交付金の効率的かつ効果的な執行の観点から、原則として「工事1件当たりの費用は200万円未満」とします。

200万円以上の工事を実施する場合には、「長寿命化整備計画書※」を策定し、活動計画書に添付し、市町村へ提出して審査を受ける必要があります。

なお、200万円以上の工事については、ほかの長寿命化対策に係る事業の活用を検討し、適切に事業の選択を行ってください。

※ 長寿命化整備計画書とは、長寿命化対策を行おうとする施設の名称、機能診断結果、活動内容、概算事業費、位置等を記載したもの。

6. 交付金の使途

活動に係る以下の費用について対象となります。

1 日当

- ・活動参加者に対して支払った日当

2 購入・リース費

- ・資材（砕石、砂利、セメントなど）、活動に必要な機械（草刈り機など）、花の種、苗などの購入費
- ・パソコンなどのリース費 ・車両、機械等の借り上げ費 等

3 外注費

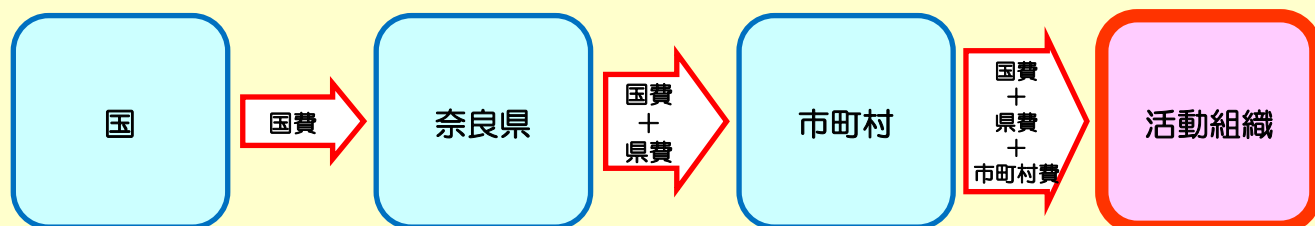
- ・補修・更新等の工事等（調査、設計、測量、試験等を含む）に係る建設業者等への外注費 ・事務の外注費 等

4 その他

- ・技術指導等のために外部から招く専門家等への謝金
- ・活動に係る旅費、保険料、文具代及び光熱費
- ・アルバイト等への賃金 ・草刈り機や車の燃料代 ・役員報酬 ・お茶代 等

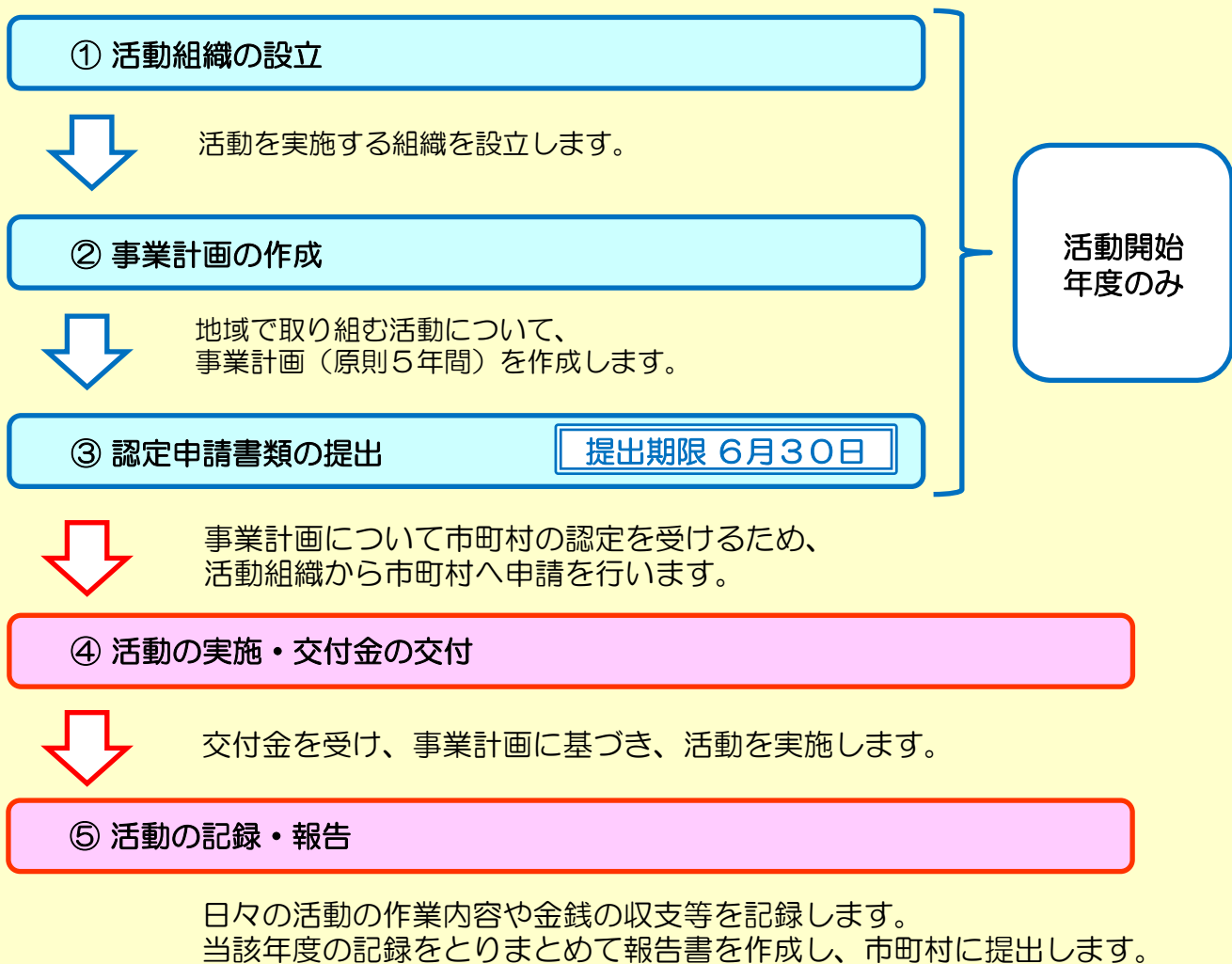
7. 交付ルート

交付金は国から県、県から市町村に交付され、活動組織には市町村から交付されます。



8. 活動の手順

活動の手順は以下のとおりです。



9. 認定申請書類の作成

活動組織が市町村から事業計画の認定を受けるためには、以下の書類を作成し、参加者の同意を受け、市町村に提出します。

【活動組織の規約】

活動の目的、構成員、合議方法など組織運営の基本となる事柄を確認するため、活動組織の規約を定めます。

【事業計画書】

目標、事業の内容、実施機関、対象組織の構成員を定めた事業計画書を作成します。詳細な内容については、活動計画書に記載します。

【活動計画書】

活動期間である5年間の計画をたてます。交付金の対象となる活動は、活動計画書に基づき実施されます。

【工事に関する確認書】

資源向上支払において、土地改良区等市町村以外の者が所有または管理する施設を活動の対象とする場合は、当該所有者又は管理者と交わした確認書を提出します。

II 多面的機能支払交付金の 活動の手引き

活動の手順	14
-------	----

組織の設立

1 対象地域の設定	16
2 構成員の取りまとめ	17
3 規約（案）の作成	18
4 事業計画（案）の作成	23
5 活動計画（案）の作成	25
6 総会の開催	44

事業計画の認定	45
---------	----

活動の実施・記録	47
----------	----

活動の報告	58
-------	----

地域資源保全管理構想	66
------------	----

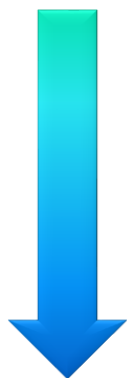
活動項目番号表	74
---------	----

※ 交付申請書等、市町村ごとに違うものは掲載しておりません。
詳しくは管轄する市町村にお問い合わせください。

活動の手順

多面的機能支払交付金を活用した活動は、以下の手順で実施します。

I 組織の設立



活動組織を設立します。設立にあたっては設立総会等を開催します。
事前に、規約や事業計画書、活動計画書の案を作成し、総会で構成員からの合意を得ます。

- | | | |
|-----|------------|---------|
| I-1 | 対象地域の設定 | →16ページへ |
| I-2 | 構成員の取りまとめ | →17ページへ |
| I-3 | 規約（案）の作成 | →18ページへ |
| I-4 | 事業計画（案）の作成 | →23ページへ |
| I-5 | 活動計画（案）の作成 | →25ページへ |
| I-6 | 総会の開催 | →44ページへ |

II 事業計画の認定



市町村長に事業計画書を提出します。事業計画が認定されると市町村長から認定通知書が送付されます。

→45ページへ

III 交付金及び概算払の申請



当該年度の活動に必要な交付金を市町村長に申請します。
市町村長から交付決定の通知が送付されます。
必要に応じて、概算払請求書を市町村長に提出し、交付金の一部又は全部を請求することができます。

→手続きや様式は、市町村にご確認ください

IV 活動の実施・記録



交付金を活用し、事業計画に基づき、活動計画書に定めた農用地、水路等の地域資源の保全活動等を実施します。
実施した日々の活動について、作業の内容や金銭の収支等を記録します。

→47ページへ

V 活動の報告

当該年度の活動記録を取りまとめて実施状況報告書を作成し、市町村長に提出します。

→58ページへ

令和4年度 改正のポイント

(1) 事務の簡素化

保管すべき証拠書類 ※1 のうち、電磁的記録により保管が可能なものは、電磁的記録によることができるようになりました。

※1 実施要領第1の14、第2の17及び18に基づく証拠書類が対象となります。

(2) 活動要件の見直し

「60 広報活動・農的関係人口の拡大」

⇒「地域外からの呼び込みによる農的関係人口の拡大のため」の広報活動も対象となります。

60 広報活動



60 広報活動・農的関係人口の拡大

(3) 一部様式の廃止・提出免除

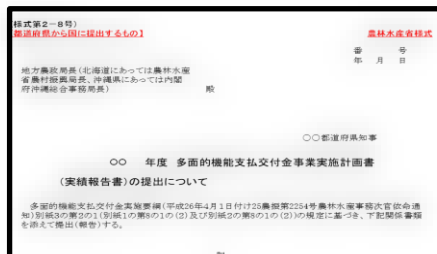
1. 実施状況の確認通知書の様式を廃止します。

実施要領別記3-1様式第5号の通知書様式を廃止し、市町村の事務負担を軽減します。



2. 実施計画書（実績報告書）の重複提出を免除します。

実施要領様式2-8号実施計画書（実績報告書）について、交付要綱別記様式第1号交付申請書、別記様式第6号への添付形式として既に提出していた際は、提出を免除します。



3. 各様式に様式作成者及び提出先を明記します。

I 組織の設立

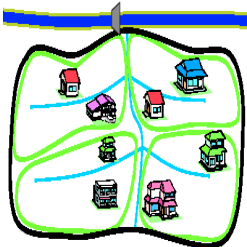
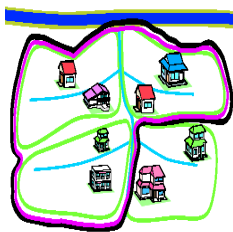
多面的機能支払交付金を活用した活動を行うためには、活動組織を設立する必要があります。

1. 対象地域の設定

- 組織づくりは、対象地域を設定することから始めます。
- 地域の水路や農道などを守っていく共同活動にもっとも取り組みやすいまとまりを、それぞれの地域に応じて設定します。
- 対象地域の単位は、集落ごと、ため池や堰などの用水がかりごと、ほ場整備などの事業実施区域ごとなど、様々なまとまりが考えられます。
- 合意形成が可能なまとまりで、対象地域を検討して下さい。

※ 活動の対象となる区域が旧市区町村等の広域に及ぶ場合には、広域活動組織を設立することができます。広域活動組織化により、事務負担の軽減や体制強化が図られるほか、資源向上支払交付金（長寿命化）の交付単価のメリット措置の適用が受けられます。

対象地域の単位の例

集落単位	集落営農単位
	
集落ぐるみで保全活動を行う体制	集落営農組織で保全活動を行う体制
水系単位	事業単位
	
ため池や堰などの水系単位で保全活動を行う体制	ほ場整備事業などの事業実施区域単位で保全活動を行う体制

2. 構成員の取りまとめ

(1) 構成員

活動組織の構成員は、個人でも団体でも構いません。

団体の場合は、その団体の中で、活動組織の構成員となることを合意・決定した上で参加して下さい。

(2) 構成員の範囲

農業者の方は、原則として、対象地域の中で農業を営んでいる方とします。

農業者ではない方は、地域の資源を守る共同活動に参加していただくことができれば、地域の内外は問いません。

農地維持支払交付金

以下の①又は②の活動組織が支援の対象です。

- ① **農業者のみ**で構成される活動組織
- ② 農業者及びその他の者（地域住民、団体など）で構成される活動組織

資源向上支払交付金

○地域資源の質的向上を図る共同活動

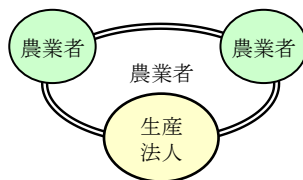
農業者及びその他の者（地域住民、団体など）で構成される活動組織

○施設の長寿命化のための活動、組織の広域化・体制強化

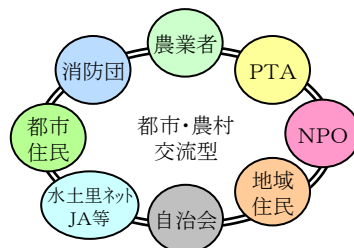
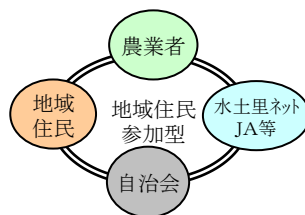
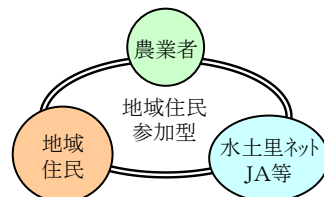
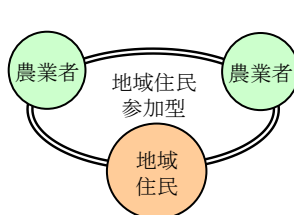
農地維持支払交付金と同様の活動組織

活動組織の構成例

① 農業者のみで構成



② 農業者及びその他の者で構成



3. 規約(案)の作成

(1) 規約の作成

活動の目的、構成員、議決方法など組織運営の基本となる事柄を確認するため、規約を定めます。

(2) 規約の内容について

規約の内容は、以下の様式のとおりです。（多面的機能支払交付金実施要領別記6－1）

(別記6－1)

このページは規約の記載例です。
必要に応じて追記等して下さい。

〇〇地域資源保全会 規約

第1章 総則

総会で本規約が制定された日付を記入します。

令和〇〇年〇月〇日制定

(名称)

第1条 この活動組織は、〇〇地域資源保全会(以下「活動組織」という。)という。

(事務所)

第2条 活動組織は、主たる事務所を〇〇県〇〇市〇〇△△に置く。

(目的)

資源向上活動を実施する場合のみ記載します。

第3条 活動組織は、第4条の構成員による農地維持活動又は資源向上活動を通じ、〇〇市〇〇に存する農用地、水路、農道等の地域資源及び農村環境の保全並びに水路・農道等の施設の長寿命化を図ることを目的とする。

資源向上活動(共同)を実施する場合のみ記載します。

資源向上活動(長寿命化)を実施する場合のみ記載します。

第2章 構成員等

(構成員)

第4条 活動組織の構成員は別紙のとおりとする。

活動組織の構成に当たっては、地域の実情を踏まえ、関係者が十分協議して下さい。

第3章 役員等

(役員の定数及び選任)

第5条 活動組織に、代表1名、副代表〇名、書記〇名、会計〇名、監査役〇名を置くこととする。
代表等役員は別紙のとおりとする。

2 代表、副代表及び監査役は総会において構成員の互選により選任するものとし、書記及び会計は、代表が指名するものとする。

3 代表は、この活動組織を代表し、活動組織の業務を統括する。

4 副代表は、代表を補佐し、代表が欠けたときは、代表を代行する。

5 書記は、活動組織の活動の事務等を行う。

6 会計は、責任者として事業の会計を行う。

7 監査役は、責任者として会計の監査を行う。

(役員の任期)

第6条 役員の任期は、○年とする。

2 補欠又は増員による任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

第4章 総会

(総会の開催)

第7条 通常総会は、毎年度1回以上開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- 一 構成員現在数の3分の1以上から会議の目的たる事項を示した書面により請求があったとき。
- 二 監査役が不正な事実を発見し、報告するために招集したとき。
- 三 その他代表が必要と認めたとき。

3 前項第一号の規定により請求があったときは、代表は、その請求のあった日から30日以内に総会を招集しなければならない。

4 総会の招集は、少なくともその開催の7日前までに、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって構成員に通知しなければならない。

実施する活動内容に応じて選択して記載します。

(総会の権能)

第8条 総会はこの規約において別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。

- 一 農地維持活動に関する活動計画の設定又は変更及び実施に関すること。
- 二 資源向上活動に関する活動計画の設定又は変更及び実施に関すること。
- 三 農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金(施設の長寿命化のための活動を除く)の収支決算に関すること。
- 四 資源向上支払交付金(施設の長寿命化のための活動)の収支決算に関すること。
- 五 活動組織規約の制定及び改廃に関すること。
- 六 その他活動組織の運営に関する重要な事項。

これまで資源向上支払(長寿命化)を実施する場合で、農地維持支払及び資源向上支払(共同)との経理を区分しない場合は、三及び四を区分せずに「農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金の収支決算に関すること」と記載するようでしたが、令和元年度からの金銭出納簿では、農地維持支払・資源向上(共同)と資源向上(長寿命化)双方の交付金の収支が1つの様式で把握できるようになったため、規約の変更は必須ではなくなりました。

(総会の議決方法等)

第9条 総会は、構成員現在数の過半数の出席がなければ開くことができない。ただし、出席は委任状をもって代えることができる。

2 総会においては、第7条第4項によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、緊急を要する事項については、この限りでない。

3 総会の議事は、第10条に規定するものを除き、出席した構成員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 議長は、構成員として総会の議決に加わることはできない。

5 総会により決定した事項については、決定事項を記載した書面を作成するとともに、その写しを構成員全員に配布等により確実に周知するものとする。

総会の議決方法は、上記第9条第3項に示す方法もしくは以下に示す方法のいずれかを選択して下さい。

3 総会の議事は、第10条に規定するものを除き、各集落の構成員それぞれ1票により集落としての議決を行った後、各集落及び団体の代表でそれぞれ1票により行い、過半数で決する。なお、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(特別議決事項)

第10条 次の各号に掲げる事項は、総会において、出席者の議決権の3分の2以上の多数による議決を必要とする。

- 一 活動組織規約の変更
- 二 活動組織の解散
- 三 構成員の除名
- 四 役員の解任

第5章 事務、会計及び監査

(書類及び帳簿の備付け)

第11条 活動組織は、第2条の事務所に、次の各号に掲げる書類及び帳簿を備え付けておかねなければならない。

- 一 活動組織規約
- 二 役員等の氏名及び住所を記載した書面
- 三 収入及び支出に関する証拠書類、帳簿及び財産管理台帳
- 四 その他代表が必要と認めた書類

(書類の保存)

第12条 活動組織は、前条各号に掲げる書類を事業終了年度の翌年度から5年間保存することとする。

(事業及び会計年度)

第13条 活動組織の事業及び会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(資金)

第14条 活動組織の資金は、次の各号に掲げるものとし、その会計に当たっては他の会計と区分して経理する。

- 一 農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金(施設の長寿命化のための活動を除く)
- 二 資源向上支払交付金(施設の長寿命化のための活動)
- 三 その他の収入

交付を受ける交付金の内容に応じて記載します。

これまで資源向上支払(長寿命化)を実施する場合で、農地維持支払及び資源向上支払(共同)との経理を区分しない場合は、一及び二を区分せずに「農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金の収支決算に関すること」と記載するようにしていたが、令和元年度からの金銭出納簿では、農地維持支払・資源向上(共同)と資源向上(長寿命化)双方の交付金の収支が1つの様式で把握できるようになったため、規約の変更は必須ではなくなりました。

(事務経費支弁の方法等)

第15条 活動組織の事務に要する経費は、第14条の資金をもって充てる。

(活動計画の作成)

第16条 活動計画は、総会の議決を得てこれを定める。なお、計画の作成に当たっては、活動時の安全(作業前の危険箇所の確認・共有など)について考慮し作成するものとする。

(資金の支出)

第17条 資金の支出者は、代表とする。

(資金の流用)

第18条 資金は、定められた目的以外に使用し、又は流用してはならない。

（金銭出納の明確化）

第19条 出納の事務を行う者は、金銭の出納及び保管を厳正かつ確実に行い、日々の出納を記録し、常に金銭の残高を明確にしなければならない。

（金銭の収納）

第20条 金銭を収納したときは、領収証を発行しなければならない。

2 金融機関への振込の方法により入金する場合は、入金先の要求がある場合のほか、領収証を発行しないものとする。

（領収証の徴収）

第21条 金銭の支払については、受取人の領収証を徴収しなければならない。ただし、領収証の徴収が困難な場合には、レシート等をもってこれに代えることができる。

2 金融機関への振込の方法により支払を行うときは、取扱金融機関の振込金受取書をもって支払先の領収証に代えることができる。

資源向上活動により、施設の更新又は新たに設置を行う場合は、以下の第22条の規定を追加してください。

（財産の管理）

第22条 資源向上活動により更新又は新たに設置した施設については、財産管理台帳に記録し、適正に管理するものとする。

（物品の管理）

第22条 活動組織が購入又は借り入れた器具、備品及び資材については、滅失及びき損のないよう、適正に管理するものとする。

（決算及び監査）

第23条 活動組織の決算については、代表が事業年度終了後、金銭出納簿、事業報告書及び財産管理台帳を、通常総会の開催の日の○日前までに監査役に提出しなければならない。

2 監査役は、前項の書類を受領したときは、これを監査し、監査報告書を作成して代表に報告するとともに、代表は監査について、毎会計年度終了後○日以内に総会の承認を受けなければならない。

第6章 活動組織規約の変更

（規約の変更）

第24条 この規約を変更した場合は、市町村長に報告をしなければならない。

活動にかかる日当単価、草刈機や軽トラック等資機材の賃借料、研修旅費等のほか、外部委託する場合の契約方法（見積徴集や契約単価等）について、細則に規定し、総会で議決してください。

第7章 雑則

（細則）

第25条 多面的機能支払交付金実施要綱、多面的機能支払交付金実施要領、その他この規約に定めるもののほか、活動組織の事務の運営上必要な細則は、代表が別に定める。

附 則

1 この規約は、令和〇〇年〇月〇日から施行する。

2 活動組織の設立初年度の役員の選任については、第5条第2項中「総会」とあるのは、「設立総会」と読み替えるものとし、その任期については、第6条第1項の規定にかかわらず、令和〇〇年〇月〇日までとする。

3 活動組織の設立初年度の活動計画の議決については、第16条中「総会」とあるのは、「設立総会」と読み替えるものとする。

設立総会の開催等により、活動組織に参加することについて、構成員の了解を得て下さい。

令和〇年〇月〇日

〇〇地域資源保全会構成員一覧

以下3. の構成員は、〇〇地域資源保全会へ参加するとともに、活動組織の代表、役員を下記1. 2. のとおり定めます。

1. 代表

役職名	氏名	住所	備考
代表	多面 太郎	〇〇県△△市〇町〇-〇-〇	

2. 役員

役職名	氏名	住所	備考
副代表	多面 花子	〇〇県△△市〇町〇-〇-〇	〇〇集落
会計	多面 次郎	〇〇県△△市〇町〇-〇-〇	〇〇自治会
—		〇〇〇	

活動組織の事務所を設置している場合は事務所の所在地を、事務所がない場合は代表者の住所を記載します。

3. 構成員

★分類欄は「分類番号リスト」より番号を選択してください。

所属する集落や団体名を記載します。

★団体の場合は代表者名を記入してください。

(1) 〇〇集落

「役職名」欄には活動組織における役職名を記載します。

① 農業者の個人または農業者以外個人に位置付けられている農用地において耕作又は

分類	氏名	住所	備考（団体名等）
1. 農業者個人	多面 太郎	〇〇県△△市〇町〇-〇-〇	〇〇集落代表
2. 農事組合法人	多面 次郎	〇〇県△△市〇町〇〇	
—		〇〇〇	

役員が団体に所属する場合は、役員の備考欄に3の(2)と同じ団体名を記載します。

② 農業者以外の個人

分類	氏名	住所	備考
5. 農業者以外個人	多面 A子	〇〇県△△市〇町〇〇	
—		〇〇〇	

(2) 農業者以外の団体（代表者名のみ記載）

・「氏名」欄には、団体の代表者氏名及び団体における役職名を記載します。

分類	氏名	住所	備考（団体名等）
6. 自治会	副会長 多面 三郎		
7. 女性会	会長 多面 D美		
—			

「分類」欄には右図の分類番号リストから番号と分類名を記載します(手書きの場合は、分類名は省略が可能です)。

分類番号リスト												
農業者				農業者以外								
個人として参加	団体として参加			個人として参加	団体として参加							
	1	2	3		5	6	7	8	9	10	11	12
農業者個人	農事組合法人	営農組合	その他の農業者団体	農業者以外個人	自治会	女性会	子供会	土地改良区	J A	学校・PTA	N P O	その他の農業者以外団体

4. 事業計画(案)の作成

活動組織が農地維持活動及び資源向上活動を円滑に実施できるようにするため、事業の目標、内容、実施期間及び構成員に係る事項を定めた事業計画（案）を作成します。

事業計画（案）の内容は、以下の様式のとおりです（多面的機能支払交付金実施要領様式第1－2号）。

なお、本事業計画（案）の市町村長への提出にあたっては、多面的機能支払交付金実施要領様式第1－1号の認定申請書を作成し、これに添付します。

※様式第1－1号・1－2号は、多面的機能支払、中山間地域等直接支払、環境保全型農業直接支払の共通様式になります。

これは多面的機能支払交付金のみに取り組む場合の記載例です。必要に応じて追記等してください。
中山間地域等直接支払交付金など、他の事業にも併せて取り組む場合は、必要事項を書き加えます。

(様式第1－2号)

【活動組織から市町村に提出す

農林水産省様式

多面的機能発揮促進事業に関する計画

令和〇年〇月〇日

〇〇地域資源保全会

1 多面的機能発揮促進事業の目標

1. 現況

(例) 本地域は、水資源に恵まれ、良質な米を生産している。今後とも農業振興を図るためには、農業用排水路を適切に保全管理することが必要である。

2. 目標

(例) 1を踏まえ、本地域では、地域住民と協力して農業用排水路の清掃等を行うことにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとしている。

市町村と相談し、地域の特色を踏まえて記載してください。

活動内容を踏まえて記載してください。

2 多面的機能発揮促進事業の内容

(1) 多面的機能発揮促進事業の種類及び実施区域

① 種類（実施するものに○を付すこと。）

1号事業（多面的機能支払交付金）	
○	農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号。以下「法」という。）第3条第3項第1号イに掲げる施設の維持その他の主として当該施設の機能の保持を図る活動（以下「イの活動」という。） （農地維持支払交付金）
○	法第3条第3項第1号ロに掲げる施設の改良その他の主として当該施設の機能の増進を図る活動（以下「ロの活動」という。） （資源向上支払交付金）
2号事業（中山間地域等直接支払交付金）	
3号事業（環境保全型農業直接支払交付金）	
4号事業（その他農業の有する多面的機能の発揮の促進に資する事業）	

活動内容に合わせて記載してください。

② 実施区域

(例) 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する活動計画書（以下「活動計画書」という。）「（別添1）実施区域位置図」のとおり。

(2) 活動の内容等

① 1号事業

1) 事業に係る施設の所在及び施設の種類、活動の別

(例) 活動計画書「I. 地区の概要」の「1. 活動期間」及び「2. 実施区域内の農用地、施設」並びに「(別添1) 実施区域位置図」のとおり。

活動内容に合わせて記載してください。

2) 活動の内容

(例) イ イの活動

活動計画書「3. 活動の計画」の「(1) 農地維持支払」に記載のとおり。

ロ ロの活動

活動計画書「3. 活動の計画」の「(2) 資源向上支払(共同)」及び「(3) 資源向上支払(長寿命化)」に記載のとおり。

3 多面的機能発揮促進事業の実施期間

(例) 活動計画書「I. 地区の概要」の「1. 活動期間」のとおり。

4 農業者団体等の構成員に係る事項

(例) 「(別添2) 構成員一覧」に記載のとおり。多面的機能支払交付金実施要領「別記6-1 活動組織規約」の「(別紙) 構成員一覧」に代えることもできる。

(様式第1-1号)

【活動組織から市町村に提出するもの】

農林水産省様式

令和○年○月○日

本様式に上記様式(様式第1-2号)を添付し提出して下さい。

△△市長 殿

〇〇地域資源保全会

多面 太郎

印

多面的機能発揮促進事業に関する計画の認定の申請について

このことについて、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律(平成26年法律第78号)第7条第1項の規定に基づき、下記関係書類を添えて認定を申請する。

記

1 事業計画

2 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する活動計画書

■ 1号事業(多面的機能支払交付金)

☐ 2号事業(中山間地域等直接支払交付金)

☐ 3号事業(環境保全型農業直接支払交付金)

多面的機能支払交付金にのみ
取り組む場合の記載例です。

3 その他

☐ 都道府県の同意書の写し(都道府県営土地改良施設の管理)

5. 活動計画(案)の作成

多面的機能支払交付金の対象となる活動は、活動計画に基づき実施されます。

活動計画は、奈良県が策定する「要綱基本方針」（P83～122）に基づき作成する必要があります。

※「要綱基本方針」とは、国が示す活動指針を基礎として都道府県が策定する、多面的機能支払交付金の対象となる活動の項目を区分して整理した方針です。

※活動計画書の様式第1～3号のⅠ．地区の概要（共通）は、多面的機能支払交付金と中山間地域等直接支払交付金、環境保全型農業直接支払交付金と共通様式です。多面的機能支払交付金の活動計画については、Ⅱ．1号事業の別紙1を使用します。

様式の経過措置等について（令和3年度改正の実施要領附則3）

- 令和2年度までに事業計画の認定を受けた対象組織は、従来の活動計画書の様式をそのまま使ってもかまいません。

（様式第1～3号）
【活動組織から市町村に提出するもの】

農林水産省様式
令和○年○月○日

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する活動計画書
（多面的機能支払に係る活動計画書、中山間地域等直接支払に係る集落協定、
環境保全型農業直接支払に係る営農活動計画書）

（ふりがな）	（まるまるちいきしげんぼぜんかい）	
組織名	〇〇地域資源保全会	
（ふりがな）	（ためん たろう）	
代表者氏名	多面 太郎	印
（ふりがな）	（まるけんさんかくしまるちょう）	
所在地	〇〇県△△市〇町〇-〇-〇	

Ⅰ．地区の概要（共通）

多面的機能支払、中山間地域等直接支払、
環境保全型農業直接支払の活動計画書な
どで使用する共通様式です。

<活動の計画>

☒ Ⅱ． 1号事業（多面的機能支払）	別紙1
☐ Ⅲ． 2号事業（中山間地域等直接支払）	別紙
☐ Ⅳ． 3号事業（環境保全型農業直接支払）	別紙
☐ Ⅴ． その他多面的機能の発揮の促進に資する事業に係る計画書	別紙

（注）該当する活動にチェックし、取り組む活動の別紙のみ添付すること

<施行注意>

提出の際に（ ）内は、多面的機能支払に係る活動計画書、中山間地域等直接支払に係る集落協定、環境保全型農業直接支払に係る営農活動計画書のうち該当する活動の計画書若しくは協定を記載すること。

I. 地区の概要

(1) 活動期間

活動の実施期間を設定します。

活動期間は、原則として5年間とします。

資源向上支払交付金（長寿命化）については、対象施設の補修や更新等の目的が達成可能な年数に短縮することもできます。

1. 活動期間					
	活動開始年度	活動終了年度	交付金の 交付年数	計画変更年度	計画変更年度
農地維持支払	令和4年度	令和8年度	5年	○年度	○年度
資源向上支払 (共同)	令和4年度	令和8年度	5年	○年度	○年度
資源向上支払 (長寿命化)	令和4年度	令和8年度	5年	○年度	○年度
中山間地域等 直接支払	○年度	○年度	年	○年度	○年度
環境保全型農業 直接支払	○年度	○年度	年	○年度	○年度

計画変更を行った場合は、変更した年度を記入して下さい。

交付金の交付を受けずに活動を行う場合は、いずれの欄も記入しないで下さい。

(2) 実施区域内的農用地、施設

実施区域内的農用地、施設とは、事業計画に位置づけて活動を実施する農用地（認定農用地※）及び水路等の施設のことです。

※ 認定農用地・・・活動組織が共同活動を実施する農用地
対象農用地・・・交付金の算定の対象となる農用地

公共用施設は、市町村等の施設管理者が管理を行っているため、原則として共同活動の対象にはなりません。保安全管理対象施設に位置づけてよいかどうかは市町村に確認してください。

2. 実施区域内的農用地、施設							
協定農用地面積 又は認定農用地面積※1	田 畑 草地 採草放牧地				計	うち遊休 農地面積	年当たり 交付金 上限
	田	畑	草地	採草放牧地			
多面 支払	4,600a	900a	a		5,500 a	25 a	
中山間 直払						a	円
取組 面積						a	円

農用地の面積については、国土調査等による地籍図等に基づく台帳の合計面積や1/2,500程度以上の縮尺図面の図測による算定を基本とします。詳細については市町村に確認してください。

・遊休農地の一部を解消した場合は、数値を変更の上、届出を行います。
・遊休農地については、活動計画書に位置付けた活動を行い、活動期間内に耕作可能な状態とする必要があります。

農業用施設 (多面支払)	水路	農道	ため池
	13.4 km	8.5 km	箇所
うち、資源向上支払 (長寿命化)の対象施設	2.1 km	2.5 km	箇所

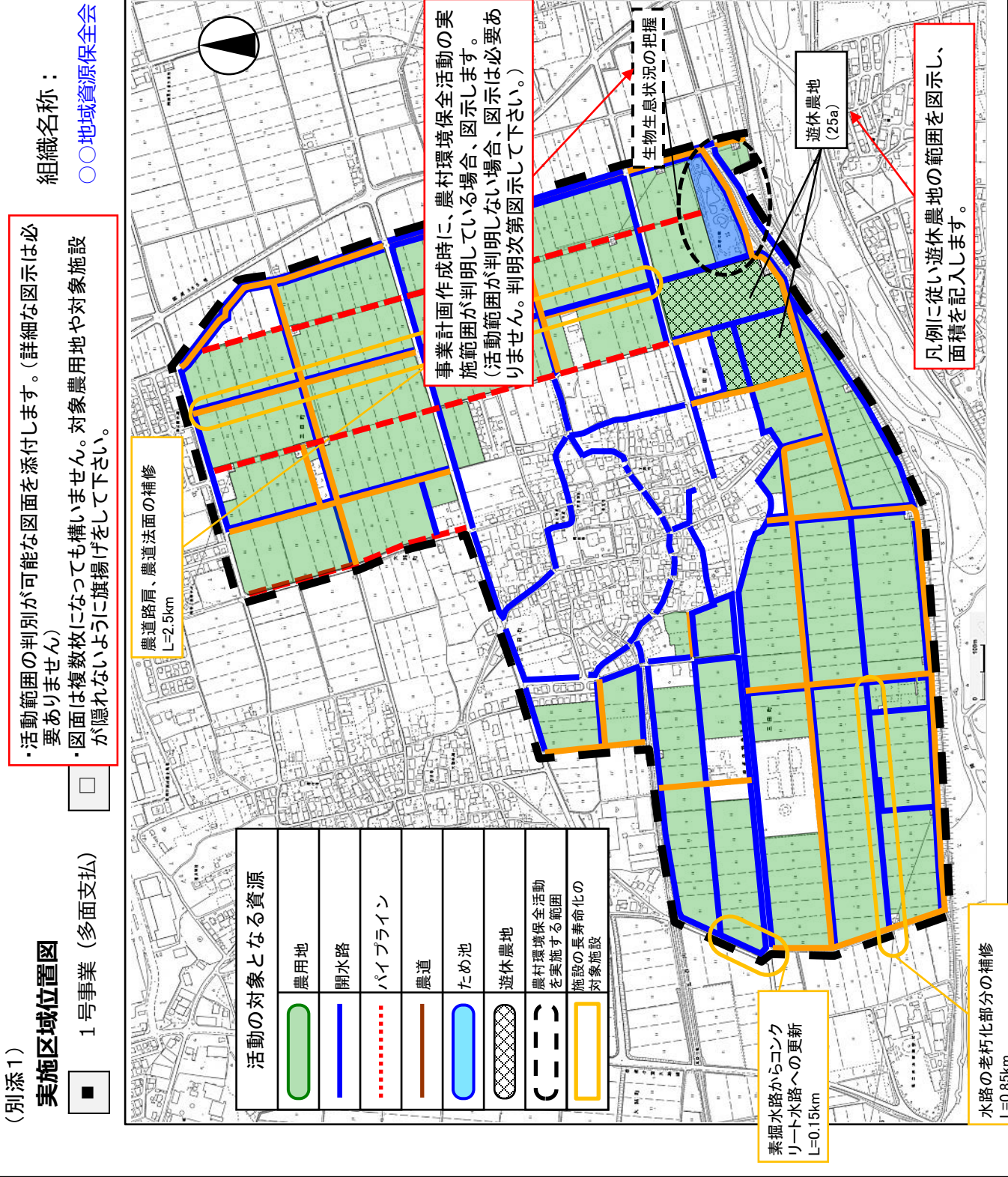
※ 延長は、小数点以下第1位まで記入する。

・認定農用地の区域内において、共同活動による保安全管理活動等を実施する施設量を記入します。
・下段欄には、上段の数量の内数として資源向上活動(長寿命化)を実施する対象施設の量を記入します。
・農地維持支払交付金又は資源向上支払交付金(共同)を活用して資源向上活動(長寿命化)を行う場合も「うち、施設の長寿命化の対象施設」欄に記入します。

(3)実施区域位置図

活動範囲が判別可能な図面に、活動の対象となる全ての農用地及び農業用排水路、農道等の施設を図示します。

また、「Ⅰの(2) 実施区域内の農用地、施設」の欄に遊休農地が位置づけられている場合は、この範囲を図示し面積を記入します。



(4) 組織構成員一覧

別添2「構成員一覧」のとおり

※多面的機能支払のみに取り組む場合は、活動組織規約の別紙「構成員一覧」に代えることができます。

(別添2)

「役職名」欄には活動組織における役職名を記入します。

構成員一覧

構成員が団体の場合は、代表者名もしくは団体名を記入してください。

役職名	氏名 (代表者名、 団体名)	住所	多面的機能支払 分類番号	中山間地域等 直接支払 分類記号	年齢 分類 記号	環境保全型農業直接支払 国際水準GAPの実 施に係る取組意思確 認
代表	多面 太郎	〇〇県△△市〇町〇-〇	〇 1	印 (サイン)	A カ	
副代表	多面 花子	〇〇県△△市〇町〇〇	〇 1	印 (サイン)	A コ	
—	...	〇〇〇		印 (サイン)		

「分類番号」欄には左下の多面的機能支払分類番号リストから該当する番号を選び記入します。

活動組織の事務所を設置している場合は事務所の所在地を、事務所がない場合は代表者の住所を記入します。

農業者	分類番号	農業者
個人として参加	1	農業者個人
団体として参加	2	農事組合法人
	3	営農組合
	4	その他の農業者団体
農業者以外	5	農業者以外個人
個人として参加	6	自治会
団体として参加	7	女性会
	8	子供会
	9	土地改良区
	10	JA
	11	学校・PTA
	12	NPO
	13	その他の農業者以外団体

農業者 (人)	分類記号	農業者 (人)
A	交付農用地を持つ農業者	
B	交付農用地を持たない農業者	
C	農地所有適格法人	
D	特定農業法人	
E	その他法人 (NPO法人、公益法人等)	
F	機械・施設共同利用組織	
G	農作業受委託組織	
H	栽培協定	
I	その他の組織	
J	土地改良区	
K	水利組合	
L	非農業者 (人)	
M	その他	

年齢	分類記号
45～49歳	ア
50～54歳	イ
55～59歳	ウ
60～64歳	エ
65～69歳	オ
70～74歳	カ
75～79歳	キ
80歳以上	ク

注1：「多面的機能支払」及び「環境保全型農業直接支払」の欄は、各支払に取り組む者に〇印を記入。
「中山間地域等直接支払」の欄は、署名又は押印。

注2：多面的機能支払に取り組む場合は、「分類番号」を分類番号リストの1～13から選択。

注3：「農業者」とは、協定に位置付けられている農用地において農業生産活動等（多面的機能支払においては、耕作又は養畜）を実施する農業者又は団体である。

注4：中山間地域等直接支払の場合には、「分類記号」を分類記号リストのA～Mから選択するとともに、「年齢分類記号」を年齢分類記号リストのA～コから選択。

注5：「国際水準GAPの実施に係る取組意思確認」の欄は、各構成員に意思確認の上、〇にチェックを入れる。

注6：「国際水準GAPの実施」とは、食品安全、環境保全、労働安全、人権保護、農場経営管理の項目に係るGAPに関する指導・研修を通じ理解し、その理解に基づきGAPの取組を実施することをいう。

(5) 全体面積及び多面的機能支払と中山間地域等直接支払との重複面積

認定農用地の区域内において、中山間地域等直接支払交付金の集落協定がなされている面積を把握します。

重複する区域がある場合は、活動が重複しないように注意してください。

5. 多面的機能支払と中山間地域等直接支払との重複面積

重複面積
(多面支払・中山間直払)

100 a

資源向上活動(共同)に取り組む場合には、中山間地域等直接支払交付金の「多面的機能を増進する活動」で選択している活動以外の活動を実施する。

※ 多面支払の活動計画書及び中山間直払の集落協定に位置づけられている施設等については、多面支払の活動組織により活動を実施し、また、多面支払の交付金を充てることとする。

＜施行注意＞

計画書の変更の際には、容易に比較対照できるよう変更部分を二段書きとし、変更前を（ ）書で上段に記載するものとする。

(別紙1)多面的機能支払に係る活動計画書(1号事業様式)

Ⅱ. 1号事業(多面的機能支払)

(1)交付金額

農地維持支払交付金、資源向上支払交付金のそれぞれの対象農用地面積に地目別の交付単価を乗じて、年当たり交付金額を算出します。(交付単価は、市町村に確認して下さい。)

平成30年度・令和元年度・令和3年度に拡充された加算措置を受けようとする場合は、別途「4. 加算措置」の様式を使用し、加算措置分を40～43ページに示す方法で算出して整理します。

1. 交付金額

※複数の交付単価がある場合には、行を追加して

各支払の中で複数の交付単価が適用される場合には、それぞれ行を追加して記入します。

(1) 農地維持支払

地目	対象農用地面積	交付単価	年当たり交付金額
田	4,600 a	3,000 円/10a	1,380,000円
畑	900a	2,000 円/10a	180,000円
草地	a	円/10a	円
合計	5,500a		1,560,000円

※対象農用地面積とは、交付金の算定の対象となる農用地の面積のことです。小数点以下を切り捨て、整数で記入してください。

★活動期間中に、田から畑への地目の変更が生じた場合は下記に記入し、市町村に提出してください。農地維持支払の単価が活動終了年度まで田の単価となります。

地目を田から畑に変更する面積 25 a

加算措置は別途「4. 加算措置」の様式に整理します。

(2) 資源向上支払 (共同)

地目	対象農用地面積	交付単価	年当たり交付金額
田	4,532a	1,800 円/10a	815,760円
畑	868a	1,080 円/10a	93,744円
草地	a	円/10a	円
合計	5,400a		909,504円

※交付単価は以下①、②への取組状況によって単価が異なりますので、乗じた額を記入してください。

①多面的機能の増進活動に取り組む
②資源向上支払(共同)を5年以上実施、又は資源向上支払(長寿命化)に取り組む

①②に該当 ⇒単価に0.75を乗する

①のみ該当 ⇒単価の修正なし

②のみ該当 ⇒単価に0.625を乗する

①②に該当しない⇒単価に5/6を乗する

(3) 資源向上支払 (長寿命化)

地目	対象農用地面積	交付単価	年当たり交付上限額
田	4,532a	4,400 円/10a	1,994,080円
畑	868a	2,000 円/10a	173,600円
草地	a	円/10a	円
合計	5,400a		2,167,680円

※広域活動組織となるための規模要件を満たさない場合、かつ直営施工を実施しない場合は、単価に5/6を乗じた額を記入してください

広域活動組織の規模を満たさない場合、長寿命化の交付上限は、保全管理する区域内に存在する集落数に200万円を乗じた額と交付単価に対象農用地面積を乗じた額の小さい額となります。

広域活動組織となるための規模要件を満たさない場合は○

集落数×200万円

6,000,000円

資源向上支払(長寿命化)は、交付上限額を記入します。この交付上限額以内で施設の長寿命化のための活動に必要な金額により交付申請を行うものとします。

交付額の算定

【交付単価】

単位：円/10a

地目	農地維持 支払交付金	資源向上支払交付金（共同）				資源向上支払交付金 （長寿命化）	
	①	②	③ =②*5/6	④ =②*0.75	⑤ =②*0.75*5/6	⑥	⑦ =⑥*5/6
田	3,000	2,400	2,000	1,800	1,500	4,400	3,666
畑	2,000	1,440	1,200	1,080	900	2,000	1,666
草地	250	240	200	180	150	400	333

- ①：事業計画期間中に地目を変更した場合、当該期間中においては、地目変更前の単価を適用する。
- ③：多面的機能の増進を図る活動に取り組みない場合は、②に5/6を乗じた額を交付単価とする。
- ④：農地・水保管理支払交付金の取組期間も含め、共同活動又は資源向上活動（共同）を5年以上実施した農用地及び資源向上支払交付金（長寿命化）の対象農用地については、②に0.75を乗じた額を交付単価とする。
- ⑤：資源向上活動（共同）を5年間以上実施した農用地又は資源向上支払交付金（長寿命化）の対象農用地であり、かつ、多面的機能の増進を図る活動に取り組みない場合は、②に0.75及び5/6を乗じた額を交付単価とする。
- ⑦：広域活動組織となるための規模要件を満たさず、かつ、直営施工を実施しない活動組織にあつては、⑥に5/6を乗じた額を交付単価とする。

加算措置についてはP.40～43を参照してください。

【交付額の算出方法】

（1）対象農用地面積に地目別の交付単価を乗じて算出します。

（算定例）

対象農用地面積 田：5,000.4a、畑：4,999.6a

○ 対象農用地面積の端数処理

田：5,000.4a → 5,000a（小数第一位切り捨て）

畑：4,999.6a → 4,999a（小数第一位切り捨て）

○ 農地維持支払交付金の交付額の算出

田：5,000a × 3,000 円/10a = 1,500,000 円

畑：4,999a × 2,000 円/10a = 999,800 円

計：2,499,800 円

（2）資源向上支払交付金（長寿命化）について、広域活動組織となるための規模要件を満たさない活動組織にあつては、以下a又はbのいずれか小さい額を年交付金額の上限とします。

a. 上表⑥又は⑦の交付単価に対象農用地面積を乗じて得た額

b. 保土管理する区域内に存在する集落数に200 万円を乗じて得た額

（算定例）

対象農用地面積15,000a（=150ha）（畑）で、直営施工を実施しない1集落で構成される活動組織

○ 資源向上支払交付金（長寿命化）の交付上限額の算出

a. 15,000a × 1,666 円/10a = 2,499,000 円

b. 1集落 × 2,000,000 円 = 2,000,000 円

の小さい額である2,000,000 円を年交付金額の上限とする。

(2) 組織の広域化・体制強化の計画

広域活動組織の設立又は活動組織の特定非営利活動法人化（NPO法人化）のための支援を受けようとする場合は、その実施予定年度を記入します。

2. 組織の広域化・体制強化の計画 （計画がない場合、この項目への記入は不要です）

	広域活動組織の設立	特定非営利活動法人化
実施予定年度	令和 5 年度	令和 9 年度

※「特定非営利活動法人」とは、営農法人とは別に多面的活動に関与する法人のことです。

組織の広域化・体制強化に対する支援を受ける場合は、「4. 加算措置」の様式を記入して下さい。

この欄は、市町村担当者と相談及び確認の上、組織の情報を記入して下さい。

以下は市町村担当者と相談の上、記入してください。

集落数

農業地域類型 ☐ 都市的地域 ☒ 平地農業地域 ☐ 中間農業地域 ☐ 山間農業地域

地域振興立法 8 法の適用 ☐ 特定農山村 ☒ 振興山村 ☐ 過疎 ☐ 半島

☐ 離島 ☐ 沖縄 ☐ 奄美群島 ☐ 小笠原諸島

交付金算定の対象としている農振農用地区域外の対象農用地面積

農地維持支払

資源向上支払
(共同)

資源向上支払
(長寿命化)

※交付金算定の対象としている農振農用地区域外の対象農用地面積

農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金の算定の対象とする区域（対象農用地）内に、市町村長が策定する「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画」（市町村促進計画）に位置づけられた交付金の算定の対象とする農振農用地区域外農用地が含まれる場合には、対象農用地面積を記載します。

（令和元年度より資源向上支払交付金も対象）

※ 市町村促進計画については、各市町村にご確認ください。

(3)活動の計画

(1)農地維持支払

農地維持支払のうち地域資源の基礎的保全活動は、「点検・計画策定」と「研修」、「実践活動」で構成されます。
これらの活動については、活動に該当する全ての項目を実施します。ただし、対象となる施設が存在しない活動項目は除きます。

3. 活動の計画

(1) 農地維持支払

毎年度全ての活動項目を実施します。
(研修、異常気象時の対応を除きます)

※実施する月に○を記入してください。

活動区分	活動項目	毎年度の実施時期											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
点検・ 計画策定	1 点検	○											
	2 年度活動計画の策定	○											
研修	3 事務・組織運営等に関する研修、 機械の安全使用に関する研修	事務・組織運営等に関する研修…令和5年度に受講予定 機械の安全使用に関する研修 …令和6年度に受講予定 (活動期間内に各1回以上受講)											
実践活動	農用地	4 遊休農地発生防止のための保安全管理											
		5 畦畔・法面・防風林の草刈り			○	○							
		6 鳥獣害防護柵等の保守管理	点検結果に応じて実施時期を決定										
	水路	7 水路の草刈り			○	○							
		8 水路の泥上げ	○										
		9 水路附帯施設の保守管理	点検結果に応じて実施時期を決定										
	農道	10 農道の草刈り				○	○						
		11 農道側溝の泥上げ	点検結果に応じて実施時期を決定										
		12 路面の維持	点検結果に応じて実施時期を決定										
	ため池	13 ため池の草刈り			○	○							
		14 ため池の泥上げ	点検結果に応じて実施時期を決定										
		15 ため池附帯施設の保守管理	点検結果に応じて実施時期を決定										
	共通	16 異常気象時の対応	洪水、台風、地震等の発生後										
地域資源の適切な保安全管理のための推進活動									○			○	

(P.33を参照)5年間で実施する予定の「地域資源の適切な保安全管理のための推進活動」の項目を複数選択する場合は、実施時期に「○」を記入してください。

農地維持支払交付金の交付を受けずに資源向上活動に取り組む場合は、「点検」、「年度活動計画の策定」、「実践活動」、「研修」のうち活動の対象となる施設の項目について記入してください。

「6 鳥獣害防護柵等の保守管理」「9 水路附帯施設の保守管理」「15 ため池附帯施設の保守管理」等に係る対象施設がない場合は“対象施設なし”あるいは“－”と記載

地域資源の適切な保安全管理のための推進活動

担い手農家への農地集積の加速化や過疎化・高齢化等の農村地域の構造変化に対応し、農用地、水路等の地域資源を適切に保安全管理するための目標を定めます。（構造変化に対応した保安全管理目標）

目標に基づき、地域ぐるみで取り組む保安全管理の内容及びそれを推進していくための活動を定めます。（地域資源の適切な保安全管理のための推進活動）

それらの取組の適切な実施や確実な効果発現を図るため、活動の達成状況等を市町村により点検・評価するとともに、活動の実施を通じて、活動期間中に「地域資源保安全管理構想※」をとりまとめる必要があります。

※地域資源保安全管理構想とは。

「地域資源保安全管理構想」とは、それぞれの地域で守ってきた農用地や水路、農道等の地域資源を将来にわたってどのように引き継いで行けば良いのかを地域で話し合い、今後の課題や取り組むべき活動・方策について、活動期間中に構想としてとりまとめるものです。（P.66～73参照）



地域資源の適切な保全活動のための推進活動について、様式中の各項目についてあてはまるものを選択して「○」を記入します（複数選択可）

地域資源の適切な保安全管理のための推進活動について、1）～4）を記入してください。

1）保安全管理の目標を①～⑥から選んでください。（複数選択可）

☐ ①中心経営体との役割分担による保安全管理	☐ ④集落間連携や広域的活動による保安全管理
☐ ②集落営農組織を基礎とした地域ぐるみの保安全管理	☐ ⑤多様な地域資源管理の担い手による保安全管理
☐ ③地域外の経営体との協力・役割分担による保安全管理	☐ ⑥その他

2）今後、地域で取り組んでいくべき保安全管理の内容を①～⑤から1項目以上選んでください。

☐ ①農地の利用集積に伴う管理作業	☐ ④共同利用施設の保安全管理
☐ ②高齢農家の農用地に係る管理作業	☐ ⑤その他
☐ ③不在村地主等の遊休農地に係る管理作業	

3）2）で選んだ内容に取り組むため、今後進めていく取組の方向性を①～⑦から1項目以上選んでください。

☐ ①担い手の人材・機材の有効活用、連携強化	☐ ⑤不在村地主との連絡・調整体制の構築
☐ ②入り作等の近隣の担い手との協力	☐ ⑥集落間の連携や広域的な活動
☐ ③地域住民、土地持ち非農家等を含めた体制づくり	☐ ⑦その他
☐ ④新たな保安全管理の担い手の確保	

番号はP.74の活動項目番号表に示す一連の番号になっています。

4）2）で選んだ内容に取り組むため、毎年実践する取組を17～23から1項目以上選んでください。

☐ 17. 入り作農家や土地持ち非農家を含む農業者の検討会の開催	☐ 21. 地域住民等に対する意向調査、地域住民等との集落内調査
☐ 18. 農業者に対する意向調査、農業者による現地調査	☐ 22. 有識者等による研修会、検討会の開催
☐ 19. 不在村地主との連絡体制の整備、調整等	☐ 23. その他
☐ 20. 集落外の住民・組織や地域住民との意見交換・ワークショップ・交流会の開催	

本推進活動については、農地維持支払交付金の交付を受けて農地維持活動に取り組む場合には必ず実施します。

(2) 資源向上支払

① 地域資源の質的向上を図る共同活動

地域資源の質的向上を図る共同活動は、「①施設の軽微な補修」、「②農村環境保全活動」、「③多面的機能の増進を図る活動」の3つで構成されます。

- 「①施設の軽微な補修」の活動は、事業計画に位置づけた施設に該当するすべての項目を実施する必要があります。（点検や機能診断の結果、実施する必要性がない実践活動については、この限りではありません。）
- 「②農村環境保全活動」の活動は、都道府県が策定する要綱基本方針に定められたテーマについて1つ以上を選択し、テーマに該当する活動を毎年度1つ以上実施します（P.76の活動項目番号表に5つのテーマが活動区分の内訳として示されています）。
- 「③多面的機能の増進を図る活動」への取組は任意とし、取り組まない場合の交付単価は、基本単価に5/6を乗じた額になります。

(2) 資源向上支払（共同）

1) 施設の軽微な補修、農村環境保全活動

※実施する月に○を記入してください。

活動区分		活動項目	毎年度の実施時期												
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
施設の軽微な補修	機能診断・計画策定	24 農用地の機能診断	○												
		25 水路の機能診断	○												
		26 農道の機能診断	○												
		27 ため池の機能診断	○												
		28 年度活動計画の策定	○												
	実践活動	29 機能診断・補修技術等に関する研修	令和4年度に受講予定（活動期間内に1回以上受講）												
		30 農用地の軽微な補修等	機能診断結果に応じて実施時期を決定												
		31 水路の軽微な補修等	機能診断結果に応じて実施時期を決定												
		32 農道の軽微な補修等	機能診断結果に応じて実施時期を決定												
		33 ため池の軽微な補修等	機能診断結果に応じて実施時期を決定												
農村環境保全活動	計画策定	34 生物多様性保全計画の策定		○											
		35 水質保全計画、農地保全計画の策定		○											
		36 景観形成計画、生活環境保全計画の策定		○											
		37 水田貯留機能増進計画、地下水かん養活動計画の策定													
		38 資源循環計画の策定													
活動区分		活動項目	毎年度の実施時期												
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
農村環境保全活動	実践活動	39 生物の生息状況の把握（生態系保全）													
		43 畑からの土砂流出対策（水質保全）													
		46 施設等の定期的な巡回点検・清掃（景観形成・生活環境保全）													
	啓発・普及	51 啓発・普及活動									○				

機能診断の結果に応じて、必要な活動を毎年度実施します。

1テーマ以上の取組を行うこととし、その実施時期を「○」で示します。

選択したテーマに基づき行う実践活動についてはP.74の活動項目番号表からあてはまる「活動項目番号」と「活動項目」を選択し記入します。※エクセル様式ではプルダウンで取組を選択して入力します。

行が足りない場合は追加してください。

2) 多面的機能の増進を図る活動 (任意の取組) ★実施する月に

「多面的機能の増進を図る活動」に取り組まない場合は、資源向上支払(共同)の単価は基本単価の5/6になります。

活動区分	活動項目	毎年度の実施時期												備考
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
多面的機能の増進を図る活動	52 遊休農地の有効活用													
	55 防災・減災力の強化													
	56 農村環境保全活動の幅広い展開													
	57 やすらぎ・福祉及び教育機能の活用													
	60 広報活動・農的関係人口の拡大													

P.74の活動項目番号表からあてはまる「活動項目番号」と「活動項目」を選択し記入します。
※エクセル様式ではプルダウンで活動項目を選択して入力します。

行が足りない場合は追加してください。

※増進を図る活動を実施する場合は、活動項目を選択してください。
ただし、農業地域類型区分の「中間農業地域」または「農業地域」は、必須ではありません。

※増進を図る活動を実施する場合は、取組内容を選択した上で、広報活動・農的関係人口の拡大を毎年度実施してください。ただし、農業地域類型区分の「中間農業地域」または、「山間農業地域」、地域振興立法8法地域に該当する場合は、広報活動の実施を必ずしも求めるものではありません。

56. 農村環境保全活動の幅広い展開 を選択した場合、以下の太枠内も記入してください。

56. を選択した場合に選択⇒

☐ 農村環境保全活動を1テーマ追加

☐ 「高度な保全活動の実施」

農村環境保全活動のテーマ

☐ 水田貯留・地下水かん養

高度な保全活動の活動項目

↑「生態系保全」「水質保全」「景観形成・生活環境保全」、「水田貯留機能増進・地下水かん養」「資源循環」から選択

「56. 農村環境保全の幅広い展開」を選んだ場合は、様式の説明に従って必要な内容を記入します。

59. 都道府県、市町村

※エクセル様式ではプルダウンで内容を選択して入力してください。

(3) 施設の長寿命化のための活動

施設の長寿命化のための活動は、機能診断結果に基づき、地域で施設の状況等を勘案した上で、必要な活動に計画的に取り組めます。

工事1件当たり200万円以上となることが明らかな場合、都道府県の要綱基本方針に基づき、様式第1-4号「長寿命化整備計画書」を作成します。

※ 農地維持支払又は資源向上支払(共同)の交付金を活用して行う施設の長寿命化のための活動について

活動計画書に定めた農地維持活動及び資源向上活動(共同)を適切に実施することを前提とし、農地維持支払又は資源向上支払(共同)の交付金を活用して施設の長寿命化のための活動を実施することができます。この場合、以下に留意して下さい。

- ・活動計画書に施設の長寿命化のための活動を位置付ける。
- ・費用の支出の有無に関わらず、実施した全ての活動について活動記録に記載する。

(3) 資源向上支払(長寿命化)

工事1件当たり200万円以上となることが明らかな場合は、様式第1-4号「長寿命化整備計画書」を作成し、添付してください。なお、1つの取組を分けて実施する場合は、それぞれを1件として考えます。

※延べ数量

P.74の活動項目番号表からあてはまる「活動項目番号」と「活動項目」を選択し記入します。

P.26のIの(2)「実施区域内の農用地、施設」の値の内数です。数字は小数点以下2桁まで記入します。

施設区分	活動項目番号	活動項目	(単位はkm ² 、箇所を選択)	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	備考
水路	61 水路の補修	水路〇〇-〇の老朽化部分の目地補修を行う	0.03 km	○	○									
水路	62 水路の更新等	土水路からコンクリート水路への更新	0.24 km	○	○	○								
農道	63 農道の補修	農道〇〇-〇の路肩及び法面の補修	1.54 km		○	○								
ため池	66 ため池(附帯施設)の更新等	ゲートの更新を行う	3.00 箇所											

実施予定年度に「○」を記入します。この計画に基づき活動を実施します。

行が足りない場合は追加してください。

☆直営施工の実施方針について

☐ 全て直営施工

☐ 一部直営施工

☐ 直営施工は実施しない

☆上記以外に農業の多面的機能の増進を図る活動を実施する場合は、記載してください。(別紙)

※直営施工とは、活動組織が自ら施設の補修等を全て又は一部実施することです。該当するものに「○」を記入します。

資源向上支払（長寿命化） 1件当たり200万円以上の工事を実施するための要件

資源向上支払交付金（施設の長寿命化）の活動について、令和元年度より、交付金の効率的かつ効果的な執行の観点から、原則として「工事1件当たりの費用は200万円未満」に制度が改正されました。

ただし、奈良県の実施要綱基本方針に定められた要件を満たす場合は、事前審査等を行って認められた上で、工事1件当たり200万円以上500万円未満の工事を実施することができます。

奈良県における 工事1件当たり200万円以上の工事を実施するための要件

次の要件をすべて満たしていること

- ☐ 工事1件当たりの費用が500万円未満である。
（「工事1件」の考え方は、P.37をご覧ください。）
- ☐ 次の①か②のどちらかに当てはまる。
 - ①適用可能な公共事業が他になく、必要性が認められる場合
 - ②適用可能な公共事業があるが、必要性及び緊急性が認められ、予算規模等から5年以内の事業化が困難な場合

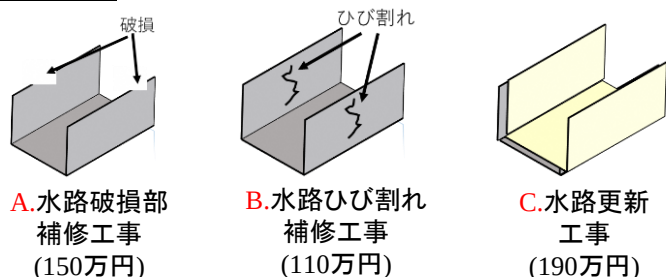
工事1件当たり200万円以上の工事を実施するための事務手続き 概要

- ① 工事1件当たり200万円以上の工事が見込まれる場合、まずは市町村にご相談ください。
- ② 市町村で事前に要件確認を受けた後、「長寿命化整備計画書」を作成し、概算見積書・標準図面等の必要資料を添付し、当初計画策定の場合は計画認定申請を、計画認定後の場合は事業計画の変更申請を提出してください。
（「長寿命化整備計画書」の様式・記入例は、P.38をご覧ください。）
- ③ 市町村での要件確認後、県で審査を行い、必要に応じて技術的指導を行った上で、市町村長が「長寿命化整備計画書」を認定します。
- ④ 市町村より「長寿命化整備計画書」の認定を受けた後、工事を発注・実施してください。
- ⑤ 工事完了時には、市町村が施工確認を行います。工事スケジュールを市町村にご連絡ください。

長寿命化にかかる工事1件の考え方と長寿命化整備計画書作成の必要性

・イメージ図は、水路の更新・補修の場合。あくまでイメージであり、必ずこれによるものではありません。

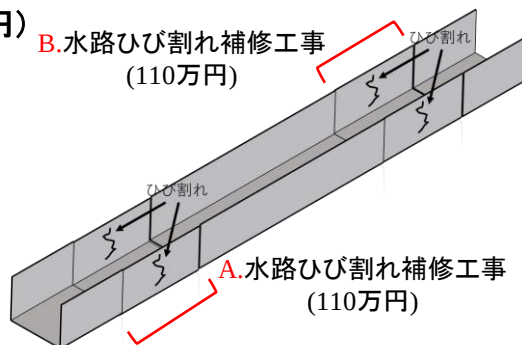
パターン① 異なる路線別に補修工事・更新工事を一括で発注(450万円)



【工事1件の考え方】
A,B,Cそれぞれ工事1件
としてカウントする。

【長寿命化整備計画書
の作成】
A,B,Cとも作成不要。

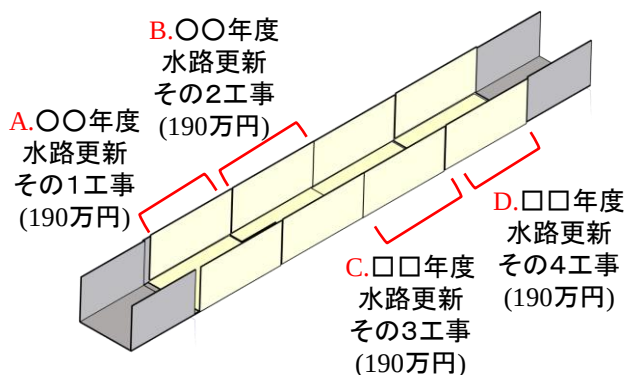
パターン② 同一路線で連続していない箇所の補修工事・更新工事を一括で発注(220万円)



【工事1件の考え方】
工事箇所の間隔が離れ
ていれば、別工事とする。
よってA,Bそれぞれ工事
1件としてカウントする。

【長寿命化整備計画書
の作成】
A,Bとも作成不要。

パターン③ 同一路線で水路の補修・更新を年度ごとに分割して発注(760万円)



【工事1件の考え方】
連続しているA,B,C,Dは、4つまとめ
て工事1件(A+B+C+D)としてカウ
ントする。

【長寿命化整備計画書の作成】
ただし、全体を工事1件として考
えるものの、要綱基本方針に定めら
れた上限額500万円の要件を越え
ていることから、長寿命化の活動の
対象外となり、他事業で実施するこ
と。

※ 工事1件当たりの費用には、集落や地元団体が費用負担する場合の金額も含まれます。

※ 工事1件当たりの費用には、実施設計費も含まれます。

※ すべての工程を直営施工で実施する場合でも同様に要件が適用されます。

長寿命化整備計画書の認定、変更手続きについて

①長寿命化整備計画書の認定

資源向上支払交付金（長寿命化）で工事1件当たり200万円以上の工事となることが明らか場合は、該当する取組（1件当たり200万円以上の工事）について「長寿命化整備計画書」を作成し、事業計画書に添付して市町村長に提出します。

長寿命化整備計画書は、都道府県が定める要綱基本方針に基づき市町村で審査が行われ、必要に応じ都道府県との協議を経た上で、その内容が適当と認められる場合に認定されます。

なお審査の結果、整備内容等の見直しを市町村から指示されることもあり得ますので、その場合は市町村の指示に従い、必要な長寿命化整備計画や活動計画書の見直しを行ってください。

②長寿命化整備計画書の変更

認定された長寿命化整備計画書の記載事項に以下の変更が生じた場合は、変更内容を記載した長寿命化整備計画書を市町村長に提出し、その審査・認定を受けます。

また以下に該当しない変更の場合は、市町村長への届け出を行います。

- 工事1件当たり200万円以上の工事の追加
- 工事1件当たり概算事業費の3割以上の増加

③その他の留意点

平成30年度までに交付され積み立てた交付金を使い、工事1件当たり200万円以上の工事を行おうとする場合も、例外なく長寿命化整備計画書の作成が必要となりますので注意が必要です。（根拠：平成31年度改正の実施要領附則第2）

(様式第1-4号) 組織名： あいうえお活動組織

長寿命化整備計画書

<留意事項>

活動計画書の資源向上支払（長寿命化）において、工事1件あたり200万円以上となることが明らかな取組について、下記に記載してください。

なお、1つの取組を分けて実施する場合は、それぞれを1件として考え、1件ずつ記載してください。

また、概算事業費の根拠となる資料（積算根拠や見積書）を整理してください。

- (1) 施設の機能診断結果及び長寿命化対策の計画等

延長はkm単位で小数点以下2桁まで記入します。

番号	施設名	設置 年度	改修 年度	施設の概要	機能診断結果 (劣化状況等)	長寿命化対策の内容	数量	実施年度	工事1件あたりの 概算事業費	備考
1	〇〇-〇水路	昭和 23年	昭和 53年	水路 幅〇〇mm	水路側壁の破損やひび割れにより通水機能が低下している。	水路側壁の崩壊部分のコンクリート打ち足で補修を行う。 ひび割れについてはシーリング材の充填。	0.85km	平成31年度	260万円	
2										

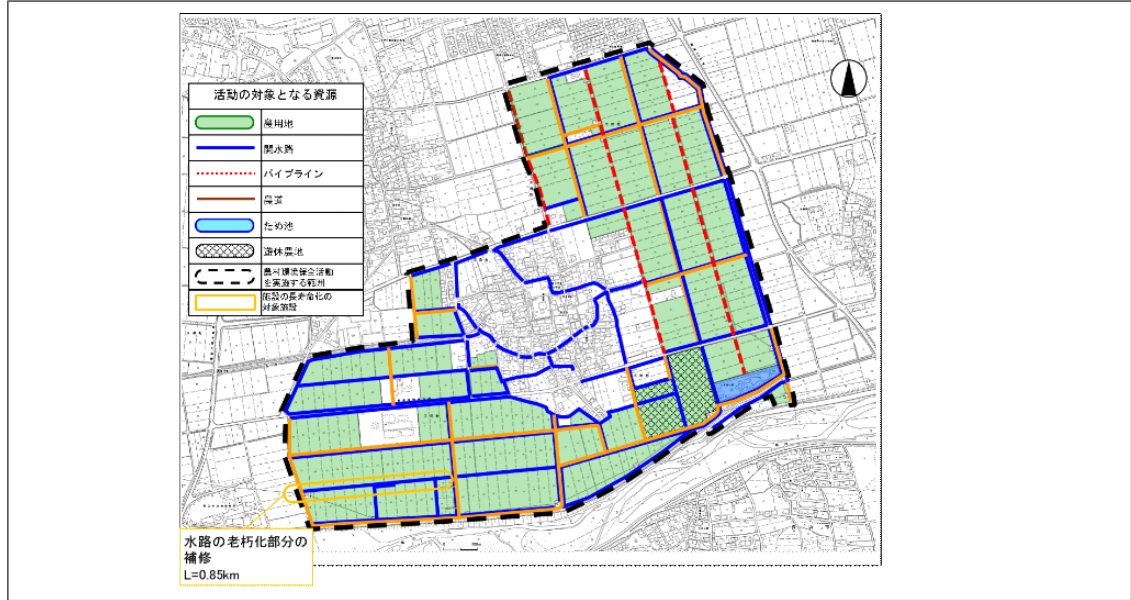
1つの取組を分けて実施する場合は、それぞれを1件として考え、1件ずつ記入して下さい。

※ 改修年度欄には、施設の改修又は災害復旧等によって更新が行われた最近の年度を記入してください。

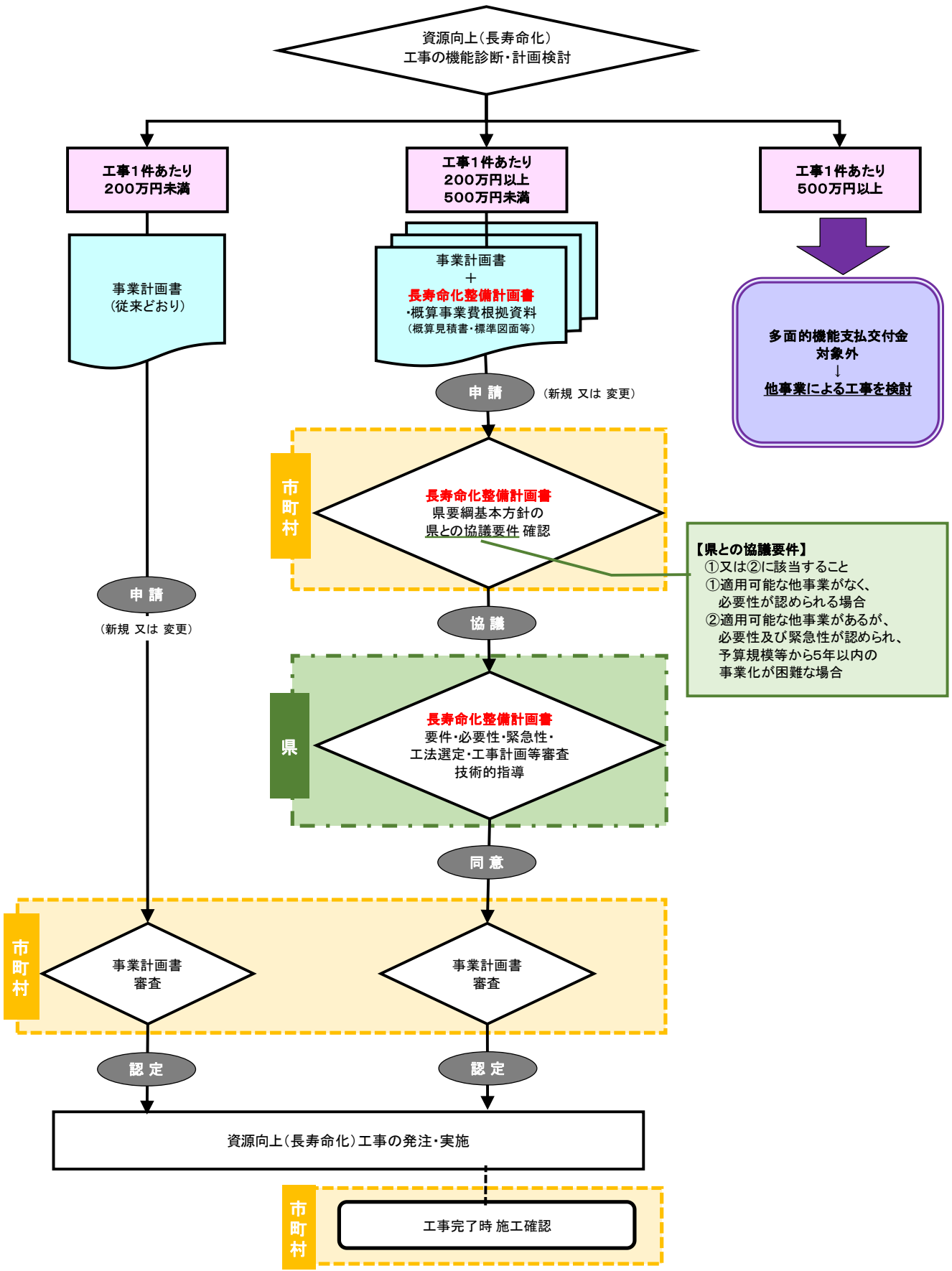
※ 延長は小数点以下第2位まで、概算事業費は10万円単位で記入してください。

- (2) 施設の位置図

対象施設の位置図を添付し、長寿命化対策を行う施設について、活動内容、数量等を記載すること。



【参考】資源向上支払(長寿命化) 事業実施フロー図



加算措置

- ・加算措置を受ける場合は、活動計画書に「4. 加算措置」の様式を添付して下さい。
- ・加算措置に取り組まない場合は様式の提出は不要です。

(1) 農地維持支払の小規模集落支援(P.5参照)

既存活動組織が小規模集落を取り込み、集落間で連携して保全管理を行う場合、農地維持支払交付金に、新たに取り込んだ農用地面積に応じた加算を行います。

なお、1小規模集落当たりの加算上限額は20万円、活動組織当たりの合計加算上限額は40万円となります。

4. 加算措置

加算措置に取り組む場合は以下を記入してください。取り組まない場合、この先2枚は提出不要です。

対象農用地面積は小数点以下を切り捨て、整数で記入してください。

(1) 農地維持支払の小規模集落支援

地目	対象農用地面積	交付単価	年当たり交付金額
田	900a	1,000 円/10a	90,000円
畑	190a	600 円/10a	11,400円
草地	a	80 円/10a	円
合計	1,090a		101,400円

★小規模集落支援の適用条件

- 小規模集落の総農家戸数が10戸以下である
- 小規模集落がこれまでに農地・水・環境保全向上対策、農地・水保全管理支払、多面的機能支払の交付対象になっていない

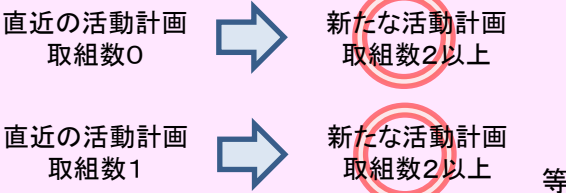
小規模集落数	集落名
2集落	○集落、○集落

加算措置の適用条件を確認して様式に必要事項を記入してください。

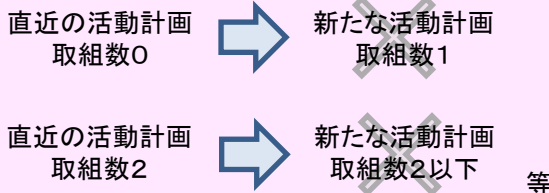
(2) 資源向上支払(共同)の多面的機能の更なる増進に向けた活動への支援(P.5参照)

組織が多面的機能の増進を図る活動の取組を増加させる場合、資源向上支払交付金において単価の加算を行います。新たに本活動に取り組む場合は、2つ以上の取組が必要です。

【加算対象となる例】



【加算対象とならない例】



(2) 資源向上支払(共同)の多面的機能の更なる増進に向けた活動への支援

適用条件の確認

多面的機能の増進を図る活動の取組項目数

項目	本事業計画の取組	前年度又は変更前の取組
遊休農地の有効活用	○	
農地周りの環境改善活動の強化		
地域住民による直営施工		
防災・減災力の強化		
農村環境保全活動の幅広い展開	○	○
医療・福祉との連携		
農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化		
都道府県、市町村が特に認める活動		

取組を継続中の組織のみ記入します。

取組を継続中の組織のみ記入

新たな活動計画において、実施する増進活動の取組に○を記入してください。

(3) 資源向上支払(共同)の農村協働力の深化に向けた活動への支援(P.6参照)

組織が下記の要件を満たした場合、資源向上支払交付金において単価の加算を行います。

【役員に女性が2名以上選任されていない場合】 ①、②、③

【役員に女性が2名以上選任されてる場合】 ①、②、④

①多面的機能の更なる増進に向けた活動への支援を受けること

②農業者以外の参画割合が4割以上であること

③構成員の総人数の8割以上が参加する実践活動を実施すること

④構成員の総人数の6割以上が参加する実践活動を毎年度2種以上それぞれ別の日に実施すること

構成員の総人数がわかる一覧表等の提出が必要です。

(参考)加算対象となる例

②農業者以外の参画割合が4割以上であること

農業者 38人 + 農業団体 2団体 = 40人・団体
非農業者 26人 + 非農業団体 4団体 = 30人・団体

$30人・団体 / (40 + 30)人・団体 = 42.9\%$
 $\geq 4割 \rightarrow OK$

③構成員の総人数の8割以上が参加する実践活動の実施

活動に参加する構成員の総人数※ 個人 64人+ 団体所属 36人 = 100人
実践活動への参加人数 5月10日 水路の泥上げ参加者 85人

$85人 / 100人 = 85\%$
 $\geq 8割 \rightarrow OK$

※活動に参加する人数として活動計画書に添付する名簿(様式自由)に位置付けた構成員の人数。

個人で参画している構成員に加え、団体として参画している 構成員のうち、実際の活動に参加可能な人数(個人との重複不可)の合計数とする。

(1)～(3)の加算単価

単位: 円/10a

地目	農地維持支払 小規模集落支援		資源向上支払(共同) 多面的機能の更なる増進に向けた活動への支援		資源向上支払(共同) 農村協働力の深化に向けた活動への支援	
	都府県	北海道	都府県	北海道	都府県	北海道
田	1,000	700	400	320	400	320
畑	600	300	240	80	240	80
草地	80	40	40	20	40	20

※様式に従い交付額を記入してください。

組織の広域化・体制強化に係る支援を受ける場合は、活動計画書に「4. 加算措置」の様式を添付してください。

(4) 組織の広域化・体制強化に係る支援(P.6参照)

活動組織が広域化・体制強化を行う場合、広域化組織の面積規模別に交付額を分けるとともに、活動計画期間にわたる継続的な支援を行います。

なお、特定非営利法人化(NPO法人化)に取り組む場合は、都府県における200ha以上と同じ交付額になります。

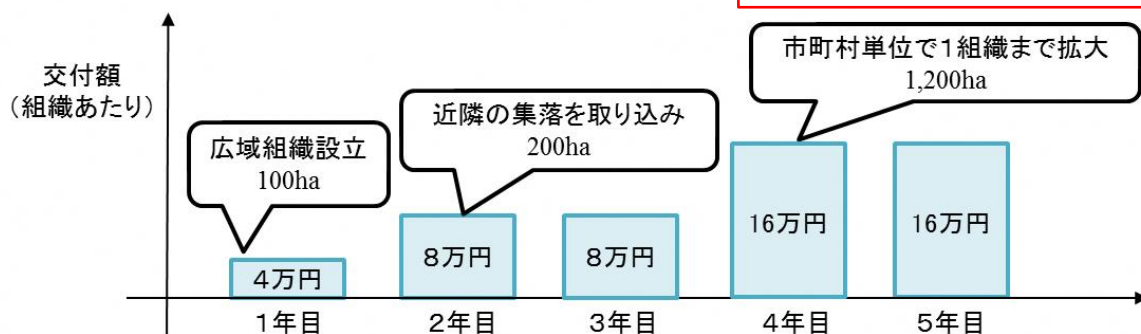
広域活動組織の面積規模別の交付額

面積は全て農地維持支払の認定農用地面積を対象とします。

面積規模	交付額
3集落以上または50ha以上	4万円/年・組織
200ha以上	8万円/年・組織
1,000ha以上	16万円/年・組織

【段階的に広域化する場合の適用例】

広域活動組織が面積規模を拡大することで支援額が増加します。



広域活動組織が面積規模を拡大した場合は該当する区分に変更して活動計画書の再申請を行ってください。

(4) 組織の広域化・体制強化に対する支援

区分	交付単価	該当するものに○
3集落以上 又は50ha以上200ha未満	40,000 円/組織	○
200ha以上1,000ha未満 又は特定非営利活動法人	80,000 円/組織	
1,000ha以上	160,000 円/組織	

※特定非営利活動法人の加算措置を受ける場合は、特定非営利活動促進法第13条第2項の登記事項証明書の写しを提出してください。

加算措置を受ける場合は、活動計画書に「4. 加算措置」の様式を添付してください。

(5) 水田の雨水貯留機能の強化(田んぼダム)を推進する活動への支援

大雨時に河川や水路の水位の急上昇を抑えることで下流域の湛水被害リスクを低減させることを目的に、水田の落水口に流出量を抑制するための排水調整板を設置する等して雨水貯留能力を人為的に高める取組である「田んぼダム」に一定の要件を満たして取り組む場合、資源向上支払(共同)に単価の加算を行います。

<資源向上支払(共同)の加算単価>

田	400
---	-----

(円/10a)

※農地・水保全管理支払の取組を含め資源向上支払(共同)を5年間以上実施、または長寿命化のための活動に取り組む地区は単価に0.75を乗じた額になります。
※要件を満たす限り、加算措置は次期の事業計画期間においても適用されます。

<流出を抑制する落水量調整装置の例>



a 田んぼダム実施
b 田んぼダム未実施

<加算措置の要件>

①事業計画の作成・変更

- ・市町村が策定する水田貯留機能強化計画に基づき、田んぼダムの実施面積、年度別計画及び位置図を様式第1ー3号の事業計画書に記載する必要があります。
- ・農村環境保全活動のうち「水田貯留機能増進・地下水かん養」または多面的機能の増進を図る活動のうち「防災・減災力の強化」のいずれかを活動項目に位置付けて取り組む必要があります。

②実施面積の考え方

事業計画最終年度までに次のいずれかの条件を満たす必要があります。

- (a) 資源向上支払(共同)の交付を受ける田面積全体のうち5割以上で活動に取り組むこと
- (b) 広域活動組織にあっては、加算措置に取り組む集落毎に、交付を受ける田面積全体のうち5割以上で活動に取り組むこと

<加算対象面積の考え方>

加算措置の要件①及び②を満たす場合、この加算措置に取り組む初年度から、当該活動を実施する活動組織の対象農用地面積のうち田面積全体を加算対象面積とします。

a 実施期間

開始年度	最終年度
令和4 年度	令和8 年度

b 実施計画

年度	年次計画・実施体制等
令和4 年度	構成員に田んぼダムについて周知を行う。運営委員会が中心となり、田んぼダム実施体制を確立する。資源向上支払(共同)対象農用地のうち10%で田んぼダムを実施する。
令和5 年度	資源向上支払(共同)対象農用地のうち30%で田んぼダムを実施する。
令和6 年度	資源向上支払(共同)対象農用地のうち50%で田んぼダムを実施する。
令和7 年度	資源向上支払(共同)対象農用地のうち55%で田んぼダムを実施する。
令和8 年度	資源向上支払(共同)対象農用地のうち60%で田んぼダムを実施する。

c 最終年度における実施面積及び加算額

地目	全対象農用地面積	うち、実施面積	交付単価	年当たりの加算額	実施面積の割合
田	10,000a	6,000a	300 円/10a	300,000円	60%

面積が一致しているか確認して下さい。

(参考) 広域活動組織における集落ごとの実施面積と割合

集落名	対象農用地面積	うち、実施面積	実施面積の割合	備考
A	3,000 a	2,000 a	67%	
B	2,000 a	1,000 a	50%	
C	4,000 a	2,400 a	60%	
D	1,000 a	600 a	60%	

6. 総会の開催

多面的機能支払交付金の実施に関する事項は総会で決定し、議決事項は活動組織の構成員全員に周知する必要があります。

（設立総会）

はじめに設立総会を開催し、作成した規約（案）、役員（案）等の活動組織の設立に関する事項を議題として審議します。また、事業計画（案）や活動計画（案）などの活動組織の運営に関する事項についても審議を行い、議決を得る必要があります。

（通常総会）

通常総会は、毎年度1回以上開催する必要があります。

（臨時総会）

通常総会のほかに、次に掲げる場合に開催する臨時総会があります。

- ・構成員現在数の3分の1以上から、会議の目的たる事項を示した書面により請求があったとき
- ・監査役が不正な事実を発見し、報告するために招集したとき
- ・その他代表が必要と認めたとき

いずれの総会も、構成員現在数の過半数の出席（委任状を含む）がなければ成立しません。

総会開催から議決までのながれ

- 1) あらかじめ役員会等で話し合い、総会の審議事項、開催日等について設定します。審議事項は、活動計画の作成又は変更、収支決算及び実施計画に関すること等の活動組織の運営に関する重要な事項等となります。
- 2) 総会の招集を行います。招集にあたっては、規約で定める日までに（規約例では、開催の7日前まで）、書面にて会議の日時、場所、目的、審議事項を構成員に通知します。
- 3) 総会は、構成員現在数の過半数の出席をもって成立します。開会前に出席者数の確認を行います。なお、出席は委任状をもって代えることができます。
議事は、出席した構成員の過半数（特別議決事項にあっては3分の2以上）で決めます。
議決前に議案説明、質疑応答を行った上で採決を行って下さい。
- 4) 活動事項を構成員全員の承知のもとで実施するため、総会閉会后速やかに、規約で定める方法により（規約例では、総会で決定した事項を記載した書面を作成して、その写しを構成員全員に配布する）構成員全員に確実に周知します。

総会の開催、議決に当たっての留意点

- ・総会は、規約に基づいて行われます。規約制定時に構成員で話し合い、総会の議決方法等について地域の事情に応じて適切に定めて下さい。
- ・採決にあたっては、挙手や起立等の賛成者数を把握できる方法で行い、賛成者数、反対者数を把握し、議決の可否を確認して下さい。また、議事録に議案ごとの賛成者数を記録して下さい。
- ・総会資料や議事録は、実施状況報告の根拠資料ともなりますので、適切に記録し、5年間保管して下さい。
- ・総会を欠席された方へも、記録を書面配布するなどにより、総会の議決事項の周知を行ってください。

II 事業計画の認定

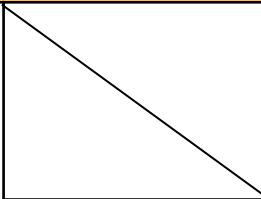
多面的機能支払交付金の活動の取り組みに当たり、事業計画書（案）を作成し、市町村長に提出して、認定を受ける必要があります。

多面的機能支払交付金の活動を実施しようとする場合には、事業計画書（案）に活動計画書及び規約を添付し、市町村長に提出し、その審査を受けます。

事業計画が認定されると、市町村長から事業計画の認定通知書が送付されます。

事業計画書（案）に添付する書類は以下のとおりです。  事業計画書の様式は23ページへ

その他、市町村長の審査に当たり、設立総会の議事録等が必要となる場合があります。  提出資料は市町村にお問い合わせください。

	添付書類		提出時期
農地維持支払交付金	・活動計画書 様式は25ページへ		活動を開始しようとする年度の6月30日まで
資源向上支払交付金 (共同)	・規約 様式は18ページへ		
資源向上支払交付金 (長寿命化)	・工事に関する確認書 (土地改良区等が所有・管理する施設を対象とする場合) 様式は46ページへ	・長寿命化整備計画書 (長寿命化で1工事当たり200万円以上の工事がある場合) 様式は38ページへ	
資源向上支払交付金 (組織の広域化・体制強化)	【広域活動組織の設立】 (別途、市町村との間で広域協定を締結) 【組織のNPO法人化】 ・登記事項証明書		登記事項証明書は事業計画申請時又は計画変更時に添付。

また、既に活動を実施している活動組織が、認定された事業計画の内容を変更する場合は、以下を参考に手続きを行って下さい。

認定された事業計画の変更手続きについて

認定された事業計画や活動計画等に変更が生じた場合は、以下の①又は②の手続きが必要となります。

①認定された事業計画の変更の申請

- ・保安全管理する対象農用地面積の変更
- ・保安全管理する対象施設の変更
- ・対象組織の変更※
- ・活動の追加、中止又は廃止
- ・活動期間の延長

※組織をNPO法人化した場合も該当します

【申請時期】

上記のいずれかの変更が生じたとき

【申請書に添付する書類】

変更があった事業計画書、活動計画書等

②認定された事業計画の変更の届出

- ・左記以外の変更（例）
 - ・役員の交代、構成員の変更が生じた場合
 - ・遊休農地を一部解消した場合
 - ・保安全管理する対象施設の延長又は路線の増減 等

【届出時期】

変更があった年度の実施状況の報告時又は翌年度の交付申請時のいずれか早い期日

【提出書類】

変更があった事業計画書、活動計画書等

工事に関する確認書

土地改良区等（市町村を除く）が所有又は管理する施設を対象とした活動を行う活動組織にあっては、当該所有者又は管理者と交わした「工事に関する確認書」を事業計画書と併せて市町村長に提出します。

（様式第1－5号）

【活動組織から市町村に提出するもの】

農林水産省様式

工事に関する確認書

多面的機能支払交付金実施要綱（平成26年4月1日付け25農振第2254号農林水産事務次官依命通知）別紙2の第5の5の（1）のエに基づき、〇〇活動組織（以下「活動組織」という。）と〇〇土地改良区（以下「土地改良区」という。）は、〇〇に存する水路、農道等の地域資源の質的向上を図る共同活動並びに施設の長寿命化のための活動が円滑に実施できるよう、下記のとおり工事に関して確認する。

記

（活動の対象となる施設及び内容）

第1条 活動組織が行う多面的機能支払交付金に係る活動の対象となる施設及び活動期間は、別添「多面的機能支払交付金に係る活動計画書」のⅠに定めるとおりとする。

2 活動組織が資源向上支払交付金により行う活動は、別添「多面的機能支払交付金に係る活動計画書」のⅡに定めるとおりとする。

（工事の施行に関する条件）

土地改良区等との協議内容に応じて、
不要な記述は削除して下さい。

第2条 活動組織は、工事の施行に当たって、常に災害等の防止に努めるものとし、当該工事が原因で、第三者に損害を与え、若しくは与えるおそれのあるときは、活動組織の負担において必要な措置を講ずるものとする。

2 土地改良区が管理する施設に関し、活動組織が実施する工事によって生じた工作物等は、土地改良区に無償で譲渡するものとする。その際には、あらかじめ土地改良区と協議し、工作物等の譲渡に必要となる工作物等の所在、構造、規模、数量等が明示された図面等の書類の作成、譲渡の時期及びその他必要となる手続について、土地改良区の指示を受けるものとする。

3 活動組織は、土地改良区が管理する施設に関し、工事に当たって詳細な工事内容について土地改良区に提出し、工事内容に変更が生じた場合には、あらかじめ、土地改良区に協議し、その指示を受けるとともに、工事が完了したときは、土地改良区にその旨を報告し、土地改良区は書類確認を行うとともに、必要に応じて現地確認を行うものとする。

（その他）

第3条 この確認書に定めのない事項、又は疑義が生じた場合には、土地改良区と活動組織が協議をして定めるものとする。

上記確認書の締結を証するため、土地改良区と活動組織は、本書2通を作成し記名押印の上、それぞれ1通を保有するものとする。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇地域資源保全会

〇〇県△△市〇町〇-〇-〇

代 表 多面 太郎 印

〇〇土地改良区

住 所

理事長 〇〇〇〇 印

農道の工事について

長寿命化の取組は、原則として道路法上の道路は対象外としています（道路法第24条に基づき道路に関する工事の設計及び実施計画について道路管理者の承認を受ける必要があるため）。
ただし、市町村道に認定された農道であっても、地域の慣行として組織が農用地や農業用施設と一体的に管理している場合、道路法施行令第3条に基づく軽易な維持活動は可能です。

IV 活動の実施・記録

日々の作業の内容や金銭の収支等について記録します。

1. 活動記録

(1) 活動記録について

- 日々の作業を記録しその内容を点検することにより、作業上の課題を抽出し、その改善を図るなど、効率的な活動に資することができます。
- また、活動記録は、実施状況報告書の根拠資料となるものであり、市町村による活動要件の確認、活動の評価及び指導等を行う上で不可欠な資料です。
- これらのことから、日当等金銭の支出の有無を問わず、活動計画に位置付けられた活動（活動の準備等を含む）を実施した場合は、その内容を記録することが重要です。

(2) 活動記録の作成に当たって(様式第1－6号の記載方法)

○ 「活動項目番号」「活動内容」欄の記載方法

74～77ページの活動項目番号表から、その活動に該当する取組番号を選んで記入します。これにより、エクセル形式の活動記録では、取組番号を入れると自動的に「活動内容」の各項目が作成されます。

手書きの場合は、上記の取組番号表から、その活動にあてはまる「取組番号」を選んで記入するとともに、その番号に該当する「支払区分」「活動項目」「取組」の内容を、取組番号表の記述をもとに記入します。（記述は簡単にしてもOK。）

なお、取組番号から活動内容がわかるため、手書きの場合「活動内容」欄の各項目の記入を省略することも可能です。

○ 「備考」欄の記載方法

備考欄には、地域での活動内容を「何を、どのようにして、どれだけ行ったか」具体的に記入します。（年度末の実施状況報告書の作成にも必要不可欠な情報です。）

○ 「活動に参加した最大人数」欄の記載方法

手書きの場合、「活動参加人数」欄の「農業者」「農業者以外」の項目について、活動記録に記された人数のうち年間最大となっている人数を選び、最下段の「活動に参加した最大人数」欄の同じ項目欄にそれぞれ記入し、その合計人数を「合計」欄に記入します。

エクセル形式の活動記録では、この欄は自動的に集計記入されます。

様式の経過措置等について（令和元年度改正の実施要領附則第3及び4）

- 平成30年度までに事業計画の認定を受けた対象組織は、従来の活動記録の様式をそのまま使ってもかまいません。
- その他、市町村長及び都道府県知事が地方農政局長等と協議し同意が得られた活動記録の独自様式についても使用可能です。

2. 金銭出納簿

(1) 金銭出納簿について

- 交付金を有効に活用し、計画的に活動するためには、日々の収入、支出等を記録し、交付金を適切に管理する必要があります。
- 共同活動を行うに当たって、金銭出納簿を用いた透明性の高い会計を行うことは非常に重要です。
- 金銭出納簿は、実施状況報告書の根拠資料となるものであり、市町村が交付金の使途の確認や指導等を行う上で不可欠な資料です。

(2) 金銭出納簿の作成に当たって(様式第1～7号の記載方法)

- 金銭出納簿は、毎年度新しいものを用意し、農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金に係る全ての出納について記載します。
- 整理する順番は、活動日ではなく実際に収入や支出のあった日付順として下さい。収入や支出日とは別に、活動の実施日についても所定の欄に記載して下さい。
- 年度末には、金銭出納簿について内部監査を実施する必要があります。
- 金銭出納簿や領収書等支払を証明する書類は、交付が完了した日が属する年度の翌年度から起算して5年間保管する必要があります。

経理区分の整理、長寿命化への活用について

- 様式の「区分」欄に「1」のみを入れる金銭出納簿と「2」のみを入れる金銭出納簿の2つに分けて管理することも可能です。
- 農地維持・資源向上（共同）の交付金を長寿命化に活用する場合は、「長寿命化への活用」欄に○を記入することで整理することとしました。
- なお、経理区分を一本化する場合においても、資源向上支払交付金（長寿命化）を農地維持活動や資源向上活動（共同）に充当することはできません。

※ 平成29年度からの経理区分を一本化する様式を使用している組織については、令和元年度からの実施状況報告書において長寿命化とそれ以外の支払いの収支に分けた集計を容易にするため、新様式の金銭出納簿の使用をお勧めします。

様式の経過措置等について（令和元年度改正の実施要領附則第3及び4）

- 平成30年度までに事業計画の認定を受けた対象組織は、従来の金銭出納簿の様式をそのまま使ってもかまいません。
- その他、市町村長及び都道府県知事が地方農政局長等と協議し同意が得られた金銭出納簿の独自様式についても使用可能です。

支出費目

「分類」欄には、以下の区分から該当する費目を選択し記載して下さい。

番号	支出費目	内容
1	前年度持越	前年度からの持越金
2	交付金	農地維持支払交付金、資源向上支払交付金(共同)、資源向上支払交付金(長寿命化)、他の活動組織からの融通額・返還額
3	利子等	利子等、構成員による活動資金の立替金
4	日当	活動参加者に対して支払った日当
5	購入・リース費	資材(碎石、砂利、セメントなど)の購入費、活動に必要な機械(草刈り機など)の購入費、パソコンなどのリース費、車両、機械等の借り上げ費、花の種、苗代など
6	外注費	補修・更新等の工事等(調査、設計、測量、試験等を含む)に係る建設業者等への外注費、事務の外注費など
7	その他支出	技術指導等のために外部から招く専門家等への謝金、活動に係る旅費、保険料、文具代及び光熱費の費用、アルバイト等への賃金、草刈り機や車の燃料代、草刈り機の替刃、役員報酬、お茶代など
8	返還	返還金、他の活動組織への融通額・返還額

支出に当たっての留意点

○ 日当

- 日当の単価は、地域で一般的に適用されている類似作業の労務単価等を参考にするなど、地域の実情を踏まえて総会で決定し、毎年構成員全員に周知して下さい。

○ 購入・リース費

- 機械や事務機器の購入に当たっては、財産管理や目的外使用防止の徹底が必要であり、利用回数や期間、価格を踏まえ、リースやレンタルする場合の条件と比較して判断する必要があります。
- 購入・リースした機械等を本交付金の目的以外の用途に使用した場合、購入・リースに要した経費を全額返還する必要があることから、適切な管理が求められます。

○ 外注費

- 本交付金は、地域が共同で行う地域資源の保安全管理活動等を支援するものですが、活動の規模や技術面から見て活動組織で実施可能な範囲を超えていると判断される場合に限り、作業委託等の外注により実施することが可能です。
- 外注を行う場合には、3者以上から見積もりを徴収するなど効率的かつ透明性の高い予算執行に努めて下さい。

○ その他

- 共同活動には草刈や泥上げといった危険を伴う作業が多いことから、保険への加入を推奨します。

支出費目

交付金の**支出対象とならない経費**の具体例

下記の例以外であれば、何でも支出対象になる訳ではありませんので、支出対象になるかどうか判断できない場合は、市町村にご確認ください。

番号	項目	支出対象とならない経費 の具体例
1	農業者の営農活動にかかる経費	・営農活動に必要な農業水利施設の運転経費 ・営農のための人件費、機械経費、資材等の購入費
2	多面的機能の発揮と関連しない経費	・活動組織の活動と関連しない行事や農業と関連しない祭りに関する費用 ・接待費、慶弔費、酒類・つまみの購入費、慰労を目的とした旅費、自治会等の集会所の備品の購入費、神社への玉串料や奉納品代等
3	他団体への寄付	・他団体への寄付・助成 ・他団体の経常的運営に必要な経費
4	他事業の地元負担への充当	・他事業による施設整備・補修等の地元負担
5	管理者が決まっている施設の維持管理に要する経費	・国、都道府県又は市町村が管理者となっている道路や河川の維持管理の経費 ※ただし、地域の慣行として施設管理者の了解のもと、農地や水路等の施設などの地域資源の保全管理と一体的に維持管理している施設については対象とすることができる。
6	自ら実施する必要があるものに要する経費	・活動組織の設立前に必要な事業計画の策定に係る費用

※ 活動計画に位置づけ、事業計画の認定を受けた活動に係る経費については交付の対象です。

※「区分」欄に「1」のみを入れる金銭出納簿と、「2」のみを入れる金銭出納簿の2つを作れば、長寿命化とそれ以外を区分した経理を行っている場合に対応できます。

「分類」欄は、次ページに示す分類の「番号」を記入します。※エクセル様式では番号をプルダウンで選ぶと費目も一緒に記入されます（本例はその場合を表示）。

【活動組織から市町村に提出するもの】

令和〇〇年度 多面的機能支払交付金 金銭出納簿

組織名： 〇〇地域資源保全会

- ★「分類」欄は、「区分」欄には、農地維持・資源向上（共同）の収支は「1」を、資源向上（長寿命化）の収支は「2」を記入します。区別ができない支出は「1」を記入してください。
- ★農地維持・資源向上（共同）の交付金を活用して資源向上してください。
- ★交付金交付前に活動資金を構成員が一時的に立て替えて会計収入として記入してください。また、返済の際は返済額をマイナスの収入として収入欄に記入してください。

領収書に記載した整理番号を記入します。

農地維持・資源向上（共同）から資源向上（長寿命化）に交付金を活用して行った活動の費用は、「区分」欄を「1」とし、「長寿命化への活用」欄に〇を記入します。

領収書と同じ日付（実際に支払を行った日付）を記入します。

構成員が立替払いを行ったものは、清算した日付を記入します。

日付	分類	内 容	区分	収入 (円)	支出 (円)	残高 (円)	領収書番号	活動実施日	備考	長寿命化への活用
4/1	1. 前年度持越	前年度持越 (農地維持・資源向上 (共同))	1	150,000		150,000				
4/1	1. 前年度持越	前年度持越 (資源向上 (長寿命化))	2	300,000		450,000				
4/7	3. 利子等	構成員立替金の繰り入れ	1	500,000		950,000	1		〇〇氏より	
4/20	7. その他支出	お茶購入	1		7,200	942,800	2,3	4/12,4/19	役員会・総会	
4/22	5. 購入・リース費	植栽苗の購入費	1		55,000	887,800	4	5/5	植栽活動	
4/22	5. 購入・リース費	〇〇資材の購入費	1		250,000	637,800	5	5/15	コンクリート等	
5/15	4. 日当	水路の泥上げ	1		165,000	472,800	6	4/27	〇〇水路の泥上げ	
5/15	4. 日当	農道の補修作業	1		32,000	440,800	7	5/15	農道の軽微な補修	
6/20	12. 交付金	農地維持・資源向上 (共同) 交付金	1	2,671,616		3,112,416				
6/20	2. 交付金	資源向上 (長寿命化) 交付金	2	2,167,680		5,280,096				
6/20	3. 利子等	構成員立替金の返済	1	500,000		4,780,096			〇〇氏へ	
11/2	5. 購入・リース費	〇〇資材の購入費 (農道補修) 及び重機リース代	1		700,000	3,635,096	13,14	11/8,9	〇〇資材及び重機リース	〇
11/9	4. 日当	直営施工	2		144,000	3,491,096	15	11/8,9	直営施工による〇〇-〇農道の補修	
12/2	3. 利子等	利子	1	5		891,101				
合 計				5,289,301	4,958,200	331,101				

※領収書は、通し番号を記入した上で、必ず保管しておいてください。（領収書の保管の方法は袋等による保管でも構いません。）

- ※領収書は必ず保管して下さい。
- ※領収書はレシートでも構いません。（日付、店名が記入されていない場合は記入して下さい。また、感熱紙のレシートは、経年により文字が消えてしまうので、コピーも保管して下さい。）
- ※領収書は品名、規格、購入数量等も記入してもらうようにして下さい。

実際の活動実施日を記入します。（活動記録の「日付」と一致します。）

交付金交付前に活動資金を構成員が一時的に立て替えて会計口座に繰り入れた場合は、収入欄にその立替額を記入してください。また、返済の際は返済額をマイナスの収入として収入欄に計上し、一時的な立替額が収入／支出の合計に計上されないようにしてください。

金銭出納簿の「区分」が「1」の収入／支出をここに集計します。
※エクセル様式では前ページの表から自動集計されます。

【集計】 1 農地維持・資源向上（共同）（円）

項目	金額	
	収入	支出
1.前年度持越	150,000	
2.交付金	2,671,616	
3.利子等	5	
4.日当		697,000
5.購入・リース費		1,355,000
6.外注費		276,320
7.その他支出		162,200
8.返還		
次年度への持越（残高）		331,101
合 計	2,821,621	2,821,621

※「分類」には、下表を参考に該当する費目の番号を記入します。

番号	費目	内 容（例）
1	前年度持越	前年度からの持越金
2	交付金	農地維持支払交付金、資源向上支払交付金（共同）、資源向上支払交付金（長寿命化）、他の活動組織からの融通額・返還額
3	利子等	利子等、構成員による活動資金の立替金
4	日当	活動参加者に対して支払った日当
5	購入・リース費	資材（砕石、砂利、砂等）の購入費、活動に必要な機械（草刈り機など）の購入費、パソコンなどのリース費、車両、機械等の借り上げ費、花の種、苗代など
6	外注費	補修・更新等の工事等（調査、設計、測量、試験等を含む）に係る建設業者等への外注費、事務の外注費など
7	その他支出	技術指導等のために外部から招く専門家等への謝金、活動に係る旅費、保険料、文具代及び光熱費の費用、アルバイト等への賃金、草刈り機や車の燃料代、役員報酬、お茶代など
8	返還	返還金、他の活動組織への融通額・返還額

前ページの「分類欄へこの番号を選んで記入します。」

金銭出納簿の「区分」が「2」の収入／支出をここに集計します。
※エクセル様式では前ページの表から自動集計されます。

【集計】 2 資源向上（長寿命化）（円）

項目	金額	
	収入	支出
1.前年度持越	300,000	
2.交付金	2,167,680	
3.利子等		
4.日当		144,000
5.購入・リース費		
6.外注費		2,323,680
7.その他支出		
8.返還		
次年度への持越（残高）		
合 計	2,467,680	2,467,680

残額は、次年度以降の活動に必要とされるもの（次年度への持越金）が、当該年度交付金の3割を超え、かつ、100万円以上である場合は使用計画書（様式はP.64～P.65）を作成してください。
持越額を次年度に活用する際には、前年度の実施状況報告書で定めた用途に従ってください。
次年度以降使用の見込みのないものは、市町村に返還してください。

3. 財産管理台帳

(1) 財産の取扱いについて

- 多面的機能支払交付金により更新等を行った施設（財産）及び、機械や器具等の物品については、活動期間終了後においても、事業計画認定時の条件や工事に関する確認書や農林畜水産業関係補助金等交付規則別表（第5条関係）の耐用年数に基づき、定められた管理者が適切に管理することになります。
- また、土地改良区等（市町村を除く）の施設において更新等を行い、活動組織が財産を取得した場合、速やかにその財産を土地改良区等に譲渡する必要があります。（必要となる資料や具体的な手続きは、あらかじめ土地改良区等と協議し、指示を受けて下さい。）
- これらを確実かつ円滑に行うため、活動組織において財産管理台帳を作成することは非常に重要です。

(2) 財産管理台帳の整備

- 更新等を行った施設については、活用した交付金の種類を問わず、その都度、財産管理台帳に整理し保管する必要があります。
- また、1件当たりの取得価格が50万円以上の機械及び器具と農林畜水産業関係補助金等交付規則別表（第5条関係）に掲げるものについても、同様に財産管理台帳に整理が必要です。
- 財産管理台帳には、施設の構造・規格、施工箇所、処分制限期間等を記載します。

※ 財産管理台帳（様式第1－10号）の様式については、処分制限期間欄及び処分の状況を含む独自様式で管理することもできます。

※ 軽微な事務用品や物品、燃料等の消耗品、施設の補修工事等に使われる材料などについては台帳で整理する必要はありません。

財産の処分制限期間について

活動組織が更新等を行った施設については、処分制限期間内は、交付金の目的に反した譲渡、使用等が制限されます。※

この処分制限期間は、耐用年数を勘案して施設毎に定められるものです。詳しい内容については、56、57ページの財産の耐用年数の例を参考にして下さい。

※ 処分制限期間内に、交付金の目的以外の譲渡、使用等を行う場合は、地方農政局長等の承認が必要となります。

（施設の従前の所有者である土地改良区等への譲渡については、交付金の目的に反して行われるものではないため、地方農政局長等への承認申請不要です。）

工事費を記入して下さい。(調査費や事務費を除く。)

[illegible]

更新等を行った施設並びに取得価格が50万円以上の機械及び器具がある場合、また農林畜水産業関係補助金等交付規則別表(第5条関係)に掲げるものについて、作成します。

- 注1：処分の期限年月日欄には、処分の期限の終期を記入すること。
- 注2：処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け先、交換先、貸付け先、抵当権等の設定権者の名称又は交付金返還額を記入すること。
- 注3：備考欄には、譲渡先、譲渡先、貸付け先、交換先、貸付け先、抵当権等の設定権者の名称又は交付金返還額を記入すること。
- 注4：この書式上、水路上の工事の場合には、施工業者等名を記入するなどの今後の財産管理上において必要となる事項に代えることができる。
- 注5：複数の年にわたっての工事の場合には、完成した年度で記載すること。
- 注6：「名称」や「構造」等、対象施設の名称を記入すること。

※農業用施設等の構築物以外の物品等については、下表のよう

処分制限期間と処分状況の
欄が必要です。

財產(物)品管理台帳(例)

番号	品目名	数量	購入金額	取得年月日	処分制限期間		処分の状況		摘要
					耐用年数	処分制限年月日	承認年月日	処分の内容	
1	草刈り機(〇〇-〇)	10台	212,000円 (@21,200 × 10)	R3.4.21	7	R10.4.21			
2	パソコン(□□-□)	1台	54,000円	R3.6.25	4	R7.6.25			
	計		266,000円						

(注) 交付金で購入した備品については、農林畜水産業関係補助金交付規則別表に参照し本表で整理する。

1. 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。
2. 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。

財産の耐用年数について

○多面的機能支払交付金における財産の耐用年数の例
（農林畜水産業関係補助金等交付金規則別表（第5条関係）を参照）

財産の名称、構造等		具体例	耐用年数 (年)
構築物			
農林業用のもの			
主としてコンクリート造、れんが造、石造又は物品ブロック造のもの			
その他のもの		コンクリート製水路、現場打ち水路、農道側溝の蓋（コンクリート二次製品）	17
主として金属造のもの		ゲート、バルブ、金網フェンス、鳥獣害防護柵（電気柵）	14
主として木造のもの		水田魚道、柵	5
その他のもの		遮水シート（ため池堤体）	8
緑化施設及び庭園			
その他の緑化施設及び庭園（工事緑化施設に含まれるものを除く。）		防風林	20
舗装道路及び舗装路面			
コンクリート敷、ブロック敷、れんが敷又は石敷のもの		コンクリート舗装、砂利舗装	15
アスファルト敷又は木れんが敷のもの		アスファルト舗装	10
前掲のもの以外のもの			
金属造のもの			
送配管			
鋳鉄製のもの		鋳鉄管（水路）	30
鋼鉄製のもの		鋼管（水路）	15
合成樹脂のもの		塩ビ管、合成樹脂管（水路）	10
車両及び運搬具			
前掲のもの以外のもの			
その他のもの			
その他のもの		一輪車	4
工具			
治具及び取付工具		レンチ	3
切削工具		ディスクグラインダー、のこぎり	2
前掲のもの以外のもの			
主として金属製のもの		タガネ、ハンマー	8
その他のもの		スコップ（柄が木製）	4

具体例として記載がない施設や物品等については、市町村の担当窓口へお問合せください。

財産の名称、構造等		具体例	耐用年数 (年)
器具及び備品			
家具、電気機器、ガス機器及び家庭用品（他の項に掲げるものを除く。）			
事務机、事務いす及びキャビネット			
主として金属製のもの		机、椅子	15
その他のもの		机、椅子	8
その他の家具			
ラジオ、テレビジョン、テープレコーダーその他の音響機器		プロジェクター、スクリーン、マイク（ハンドマイクを含む）、アンプ、スピーカー	5
事務機器及び通信機器			
電子計算機			
パーソナルコンピュータ（サーバー用のものを除く。）		パソコン	4
複写機、計算機（電子計算機を除く。）金銭登録機、タイムレコーダーその他これらに類するもの		プリンター	5
時計、試験機器及び測定器			
度量衡器		はかり	5
光学機器及び写真制作機器			
カメラ、映画投影機、映写機及び望遠鏡		カメラ、ドローン	5
看板及び広告機器			
看板		啓発用看板	3
その他のもの			
その他のもの		のぼり	5
容器及び金庫			
ドラムかん、コンテナその他の容器			
その他のもの		プラスチックコンテナ、プランター	2
金庫		金庫	20
前掲のもの以外のもの			
その他のもの			
その他のもの		防草シート、防風ネット	5
機械及び装置			
農業用設備		草刈機、モア（草刈りアタッチメント）、トラクター用除雪機（アタッチメント）、チェーンソー、ポンプ	7
ソフトウェア			
その他のもの		事務支援ソフト、書籍	5

財産管理台帳で整理する必要がないものの例

- 耐用年数1年未満の消耗品類
 - ・コピー用紙、ボールペン、のり、テープ、CD-R、メモリー、事務用はさみ、ホッチキス、はんこ等の軽微な事務用品
 - ・軍手、タオル、ブラシ、ほうき、移植ごて、コーキングガン、ビニール傘、タッパ、種子、花苗等の軽微な物品
- （使い捨て又は長持ちしないもので安価なもの）
- 機械の燃料、潤滑油、乾電池、草刈り機替刃等の消耗品
- セメント、アスファルト、砕石、コーキング材、塗料、薬剤等、補修工事等に使われる材料

V 活動の報告

活動組織は、毎年度、活動計画に定められている事項の実施状況を取りまとめ、市町村長に報告します。

活動組織

(1) 実施状況の取りまとめ

毎年度の活動終了後に、活動の実績を実施状況報告書に取りまとめます。

→60ページを参照(様式第1-8号)

実施状況報告書は、日々記録した活動記録及び金銭出納簿に基づき作成します。

(2) 実施状況報告書の提出

実施状況報告書は、次の書類を添付し市町村長に提出します。

- ・ 活動記録 →48ページを参照(様式第1-6号)
- ・ 金銭出納簿 →52、53ページを参照(様式第1-7号)
- ・ その他必要な書類(総会議事録、点検記録簿、研修資料等)
→提出資料は、市町村にお問い合わせ下さい。

市町村

(3) 実施状況のとりまとめ確認

市町村は、活動計画書に定められた事項の実施状況について、書類確認及び現地確認により行います。

確認に当たっては、実施状況確認チェックシートを活用します。

活動組織

(4) 次年度の年度活動計画の策定

市町村が実施状況の確認に用いたチェックシートは、活動組織に送付されます。

チェックシートには、市町村が確認を実施した際の所見が記載されているので、次年度の年度活動計画策定時の参考として下さい。

新たに遊休農地の発生が判明した場合は、その農用地を解消すべき遊休農地として位置付けるなど、活動計画(全体版)の変更を行う必要があります。

※ 毎年度の活動報告とは別に、地域資源の適切な保安全管理のための推進活動及び多面的機能の増進を図る活動に取り組む活動組織は、活動開始から2年目及び4年目に、これらの活動の実施状況や効果の発現状況等について自己評価を行い、市町村に報告する必要があります。(自己評価の詳細については市町村にお問い合わせ下さい。)

なお、自己評価・市町村評価の4年目を実施した後、活動期間が終了した活動組織については、次期の活動期間における自己評価・市町村評価の実施は任意とし、報告は求めません。

実施状況報告書に添付し市町村に提出する資料と市町村が行う実施状況の確認の区分

市町村へ提出する書類

書類名		作成	保管	提出
実施状況報告書	様式第1－8号	○	○	○
活動記録	様式第1－6号	○	○	○
金銭出納簿	様式第1－7号	○	○	○
財産管理台帳	様式第1－10号	○	○	※1
領収書	－	○	○	※1
総会資料	－	○	○	※1
総会議事録	－	○	○	※1
通帳	－	○	○	※1
活動写真	－	○	○	※1
作業日報	－	○	○	※1

※1 市町村から提出を求められた場合は、提出が必要です。

※2 農地維持支払交付金については、市町村が事業計画に定められている農用地及び対象施設の保全管理状況の現地確認を行うことから、活動記録の提出は不要（ただし、作成は必要。）です。

※3 法人化した組織においては、金銭出納簿の市町村への提出は不要です。

実施状況の確認内容

	実施状況の確認内容	
	書類確認	現地確認
農地維持支払交付金	○	○
資源向上支払交付金（共同）	○	必要に応じて実施
資源向上支払交付金（長寿命化）	○	活動期間中に1回以上実施

持越金について

- 持越金については、次年度の当初期間に必要な額限りとし、使用時期、使用内容などを実施状況報告書の備考欄に記載します。使用予定が明確でないものについては返還が必要です。
- 長寿命化の取組として、持越金を積立てる場合は、長寿命化計画に位置付けた取組で次年度以降に必要な費用のみとします。
- 持越金については具体的な使用計画（取組内容ごとの使用時期と金額）などの資料を別途整理しておくことが必要です。
- 持越金が当該年度交付金の3割を超え、かつ、100万円以上である場合は使用計画書を作成してください。

（様式第1－8号）
【活動組織から市町村に提出するもの】

農林水産省様式
令和○年○月○日

△△市長 殿

実施状況報告書のかがみ文です。別添の報告書を添付して市町村へ提出してください。

〇〇地域資源保全会
多面 太郎

令和○年度 多面的機能支払交付金に係る実施状況報告書

多面的機能支払交付金実施要綱（平成26年4月1日付け25農振第2254号農林水産事務次官依命通知）別紙1の第5の7及び別紙2の第5の8に基づき、多面的機能支払交付金の実施状況について、別添のとおり報告します。

・「収支実績」については、エクセル様式では金銭出納簿の集計表をもとに自動作成されます。
・手書きの場合は、金銭出納簿の集計欄から当該年度の交付金の収入、支出実績を記入します。

(加添)

多面的機能支払交付金に係る実施状況報告書

組織名称

〇〇地域資源保全会

<令和〇年度 収支実績 〇年〇月〇日現在>

収入の部	項 目	金額	
	1. 前年度からの持越金 (農地維持・資源向上(共同))	100,000円	・金銭出納簿の「1.農地維持・資源向上(共同)」の集計欄の1と2から転記します。
	2. 前年度からの持越金 (資源向上(長寿命化))	200,000円	・金銭出納簿の「2.資源向上(長寿命化)」の集計欄の1と2から転記します。
	3. 農地維持・資源向上(共同) 交付金	2,654,500円	
	4. 資源向上(長寿命化) 交付金	1,840,000円	・金銭出納簿の「1.農地維持・資源向上(共同)」と「2.資源向上(長寿命化)」両方の「3.利子等」の金額を合計して記入します。
	5. 利子等	43円	
	合 計	4,794,543円	

支出の部	項 目	金額	備 考
	1. 支出総額 (農地維持・資源向上(共同))	2,648,000円	・金銭出納簿の「1.農地維持・資源向上(共同)」の集計欄の4～7及び8から転記します。
	日当	2,020,000円	
	購入・リース費	500,000円	
	外注費		
	その他	128,000円	
	2. 支出総額(資源向上(長寿命化))	2,039,360円	・金銭出納簿の「2.資源向上(長寿命化)」の集計欄の4～7から転記します。
	日当	80,000円	
	購入・リース費	315,360円	持越金がある場合は、備考欄にその使用予定を具体的に記入してください。なお、持越金が当該年度交付金の3割を超え、かつ、100万円以上である場合は使用計画書を作成してください。
	外注費	1,644,000円	
	その他		
	3. 返還	1,640円	
	4. 次年度への持越金 (農地維持・資源向上(共同))	105,543円	水路の草刈りに係る資材の購入(4月)
	5. 次年度への持越金 (資源向上(長寿命化))		(持越金の使用予定(使用時期、使用内容)等を記入)
	・金銭出納簿の「1.農地維持・資源向上(共同)」と「2.資源向上(長寿命化)」両方の「8.返還」の金額を合計して記入します。		

1. 総会又は運営委員会の実施時期

下記のとおり、総会又は運営委員会を開催し構成員の了解を得ています。

開催日	○年○月○日
-----	--------

「開催日」欄

当該年度の活動や収支決算について総会や運営委員会に諮った日を記載してください。

2. 組織の広域化・体制強化の状況

下記にあてはまる場合は○を記入してください。

広域活動組織	特定非営利活動法人

「計画」欄

・活動計画に位置づけられた取組に「○」、それ以外は「－」を記入します。

※ エクセル様式では一部を除き、活動計画書をもとに自動作成されます。

「実施」欄

・実施した活動項目に「○」、実施できなかった項目は「×」を記入します。

※ エクセル様式では一部を除き、活動記録をもとに自動作成されます(対象外の項目は「－」を記入します。)

※ 農地維持支払交付金の交付を受けずに活動を実施した場合も記入します。

3. 「備考」欄

「備考」欄：「実施」欄に「○」を記入した場合は具体的な活動内容や研修実施日
「実施」欄に「×」を記入した場合は要件を満たせなかった理由や実施できなかった場合や「－」を記入する。

「備考」欄

・「実施」欄に「○」を記入した場合は、具体的な取組内容や研修実施日等を記入する。

・「実施」欄に「×」を記入した場合は、未実施となった理由を記入します。

(1) 農地維持支払

農地維持支払交付金の交付を受けずに活動を実施した場合も記入してください。

活動区分		活動項目	計画	実施	備考
地域資源の基礎的な保全活動	点検・計画策定	1 点検	○	○	施設の点検
		2 年度活動計画の策定	○	○	4/1 令和4年度活動計画の策定
	研修	3 事務・組織運営等に関する研修、機械の安全使用に関する研修	－	－	実施日 代表者研修(事務・組織運営等に関する研修)はR5、機械の安全使用に関する研修はR6受講予定
		4 遊休農地発生防止のための保全管理	○	○	農地の害虫駆除 遊休農地解消面積 5 a
	実践活動	4 遊休農地発生防止のための保全管理	○	×	点検の結果遊休農地化のおそれのある農地が無かったため未実施 遊休農地解消面積 a
		10 農道の草刈り	○	○	△△農道等
		11 農道側溝の泥上げ	○	○	□□農道等
		12 路面の維持	○	×	点検の結果、異常なし
	ため池	13 ため池の草刈り	○	○	
		14 ため池の泥上げ	○	○	
	共通	15 ため池附帯施設の保守管理	○	×	点検の結果、異常なし
		16 異常気象時の対応	○	○	8/1大雨後の見回り等

研修は、活動を開始後の早い段階で実施します。

保全管理区域内に既遊休農地がなく、かつ、点検の結果、遊休農地発生防止のための保全管理の活動を実施する必要がなかった場合は「実施」欄に「×」を記入し、備考欄に理由を記入します。

点検結果などに応じて実施する項目はエクセル様式を使う場合でも「計画」と「実施」の結果を手入力して下さい。

「実施」欄に「×」を記入した場合は、未実施となった理由を記入します。

活動区分	活動項目	計画	実施	実施日	備考
地域の資源のための適切な推進活動の保全	17 農業者の検討会の開催	○	○	4/10	非農業者との連携強化のための検討会
	18 農業者に対する意向調査、現地調査	—	—		
	19 不在村地主との連絡体制の整備等	○	○	1/28	関係農業者などによる検討会を実施
	20 集落外住民や地域住民との意見交換等	—	—		
	21 地域住民等に対する意向調査等	—	—		
	22 有識者等による研修会、検討会の開催	—			研修や地域資源の適切な保全管理のための推進活動等を行った場合、実施日と具体的な実施内容を記入します。
	23 その他	—			

(2) 資源向上支払（共同）

資源向上支払交付金（共同）の交付を受けずに活動を実施した場合も記入してください。

活動区分	活動項目	計画	実施	実施日	備考
施設の軽微な補修	機能診断・計画策定	24 農用地の機能診断	○	○	4/1 ■■農地等
		25 水路の機能診断	○	○	4/10 ○○水路等
		26 農道の機能診断	○		機能診断の結果などに応じて実施する項目はエクセル様式を使う場合でも「計画」と「実施」の結果を手入力してください。
		27 ため池の機能診断	○		
		28 年度活動計画の策定	○	○	4/1 令和3年度活動計画の策定
	研修	29 機能診断・補修技術等に関する研修	○	○	6/2 代表者研修
	実践活動	30 農用地の軽微な補修等	○	○	5/1 ■■農地の除れぎ等
		31 水路の軽微な補修等	○	○	4/12 ○○水路の目地詰め等
		32 農道の軽微な補修等	○	○	6/1 ○○農道の補強
		33 ため池の軽微な補修等	○	×	機能診断の結果、補修の必要がなかったため
農村環境保全活動	計画策定	34 生物多様性保全計画の策定	○	○	4/9 計画策定
		35 水質保全計画、農地保全計画の策定	○		「実施」欄に「×」を記入した場合は、未実施となった理由を記入します。
		36 景観形成計画、生活環境保全計画の策定	○	○	4/9 計画策定
		37 水田貯留機能増進計画、地下水かん養活動計画の策定	—		選択したテーマに基づき行う実践活動の活動項目については、P.74の活動項目番号表からあてはまる「活動項目番号」と「活動項目」を選び記入します。 ※エクセル様式では活動計画書をもとに自動作成されます。
		38 資源循環計画の策定	—		
	実践活動	39 生物の生息状況の把握（生態系保全）	○		
		43 畑からの土砂流出対策（水質保全）	○	○	○水路沿いへのグリーンベルトの設置
		46 施設等の定期的な巡回点検・清掃（景観形成・生活環境保全）	○	○	○施設等の巡回点検・清掃
					活動計画書で行を追加した場合は、同じ行数となるよう行を追加してください。
	啓発・普及	51 啓発・普及活動	○	○	

活動区分	活動項目	計画	実施	備考
多 面 的 機 能 の 増 進 を 図 る 活 動	52 遊休農地の有効活用	○	○	地域住民との▲▲の作付
	53 鳥獣被害防止対策及び環境改善活動の強化	—	—	
	54 地域住民による直営施工	—	—	
	55 防災・減災力の強化	○	○	△△ため池の管理体制の確認
	56 農村環境保全活動の幅広い展開	○	○	畦畔の嵩上げ
	57 やすらぎ・福祉及び教育機能の活用	○	○	福祉施設の利用者と植栽
	58 農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化			
	59 都道府県、市町村が特に認める活動			
	60 広報活動・農的関係人口の拡大	○	○	広報誌作成

活動項目番号52～59の増進活動の取組に関する広報活動の実施状況及び、農的関係人口の拡大に向けた広報活動の実施状況を記入してください。

※以下は加算措置に取り組む場合のみ記入

加算措置	計画	実施	実施日	備考
農村協働力の深化に向けた活動への支援	○	○	9/3	「〇〇クリーン作戦」に85名が参加した。

構成員の総人数の8割以上が参加する「実践活動」P.74の活動項目番号表の活動項目で「実践活動」と位置づけられている取組を実施したことがわかるよう該当する活動の実施日と参加人数、内容を記入します。

実践活動の参加者と構成員総人数がわかる資料（構成員一覧表など）を添付してください。

(3) 資源向上支払（長寿命化）

計画							
施設区分	活動項目	内容	延べ数量 (km,箇所)	完成数量 (km,箇所)			調査・ 設計等 のみ
				前年度まで	本年度	合計	
水路	61 水路の補修	水路〇〇-〇の老朽化部分の 目地補修を行う	0.03 km	0.00 km	0.02 km	0.02 km	
水路	62 水路の更新等	土水路からコンクリート水路 への更新	0.24 km	0.00 km	0.10 km	0.10 km	
農道	63 農道の補修	農道〇〇-〇の路肩及び法面 の補修	1.54 km	0.00 km	0.00 km	0.00 km	
ため池	66 ため池（附帯 施設）の更新等	ゲートの更新を行う	3.00 箇所	0.00 箇所	0.00 箇所	0.00 箇所	

当該年度に工事を行わず、調査や設計のみを行った場合は「○」を記入してください。

活動計画書に位置付けた数量のうち、本年度の完成数量を記入します（延長は小数点以下2位まで記入します）。

※延長の数量は小数点以下第2位まで記入してください。

下記にあてはまる場合は○を記入してください。	
農地中間管理機構の借り受け	○
消費税に係る課税事業者の該当の有無	○

- ・ 計画内容などは活動計画書から転記して下さい。
- ・ エクセル様式では活動計画書をもとに自動作成されます。
- ・ 活動計画書で行を追加した場合は、同じ行数となるよう行を追加してください。

本交付金の活動組織で該当するケースはほとんど無いと考えられますが、課税事業者には、市町村が定める様式で「仕入れに係る消費税等相当額報告書」の提出が必要となります。

当該年度を通じた認定農用地内における農地中間管理機構の借り受け農地の有無により判断して下さい。過年度からの継続保有地も含め、借受、保有、受渡をした全てが対象となります。

別紙

持越金が当該年度交付金の3割を超え、かつ、100万円以上である場合は使用計画書を作成してください。

持越金の使用予定表
農地維持・資源向上（共同）

次年度への持越金が当該年度交付金の3割を超え、かつ、100万円以上である場合に作成。
算定根拠について、市町村担当者から提出を求められた場合には添付すること。

使用時期	使用内容	使用予定金額		算定根拠
4月	水路の目字詰めで使用する資材の購入	〇〇〇	円	見積書
4月	農道の路面の維持の活動で使用する砂利の購入	〇〇〇	円	見積書
			円	
			円	
			円	
			円	
			円	
			円	
			円	
			円	
計			円	

使用内容を具体的に記入してください。

市町村担当者における妥当性の確認欄

確認結果	担当者押印又はサイン欄
上記の内容について、妥当であると認める。	

別紙

持越金が当該年度交付金の3割を超え、かつ、100万円以上である場合は使用計画書を作成してください。

持越金の使用予定表
資源向上（長寿命化）

次年度への持越金が当該年度交付金の3割を超え、かつ、100万円以上である場合に作成。
算定根拠について、市町村担当者から提出を求められた場合には添付すること。

使用時期	使用内容	使用予定金額		算定根拠
4月	水路更新で使用する資材購入	〇〇〇	円	見積書
			円	
			円	
			円	
			円	
			円	
			円	
			円	
			円	
			円	
			円	
計			円	

使用内容を具体的に記入してください。

市町村担当者における妥当性の確認欄

確認結果	担当者押印又はサイン欄
上記の内容について、妥当であると認める。	

VI 地域資源保全管理構想

農村の構造変化に対応した保全管理目標を設定し、これに基づいた取組を行います。（P.33参照）

【活動のねらい】

農村地域では、過疎化や高齢化、担い手への農地集積の加速化など構造変化が進展しており、今後、農用地、水路、農道等の地域資源の保全管理を担う地域の人材の不足や担い手への負担の増加により、その保全管理が困難となることが懸念されます。

このため、担い手を含めた地域内の役割分担・協力体制を明確にし、地域資源を地域で支える体制を構築するほか、地域外の人材の確保や連携の取組を進めること等により、将来にわたって持続的に地域資源を保全管理していく必要があります。

【活動内容】

「地域資源の適切な保全管理のための推進活動」は、以下の1～3の手順で実施します。

- 1 構造変化に対応した保全管理目標とその内容、目標を実現するために実施すべき推進活動の内容等を活動計画書に位置づける。
- 2 計画に位置付けた内容に基づき、地域における話し合いや意向調査等の推進活動を実施。
- 3 推進活動の結果を踏まえて、5年間の活動終了時まで、目指すべき保全管理の姿やそれに向けて取り組むべき活動・方策等を「地域資源保全管理構想」として取りまとめる。

地域資源の保全管理のための推進活動の取組スケジュール

1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
●活動計画の作成 （保全管理目標及びその内容、目標実現に向けた推進活動の内容）				
				
推進活動（地域における検討会、意向調査等）の実施				
				
●素案				
●決定（総会の議決）				
地域資源保全管理構想策定 （策定後5年程度を見通した課題、目指すべき姿、取り組むべき活動・方策）				

各段階の詳細な実施手順は、以下に示すとおりです。

1. 保全管理目標や推進活動の内容を計画に位置づける

地域農業の将来像について地域の皆さんで話し合っただき、農用地や水路等の地域資源の①保全管理目標を定めます。これを踏まえ、地域ぐるみで取り組んでいくべき②保全管理の内容とその③取組方向を定めた上で、これを実現する具体的な行動として④活動内容を定めます。

これらの項目については以下に示すとおり、想定される主な内容を活動計画書に例示していますので、該当する項目から選択することにより活動計画書に記載します。該当項目が無い場合は、「その他」の項目に具体的な内容を記載します。

① 構造変化に対応した保全管理の目標の設定

	類型	保全管理目標	該当地域等
☐	中心経営体型	地域内の中心経営体の育成・確保、農地集積を図り、中心経営体との役割分担や労力補完により保全管理を図る。	「人・農地プラン」の「今後の地域の中心となる経営体」に相当する経営体である「中心経営体」との役割分担や労力補完を図る地域等が該当
☐	集落ぐるみ型	集落営農組織の構築・充実等を図り、集落を基礎とした農業生産体制の整備と合わせた地域ぐるみの保全管理を図る。	多数の小規模農家、兼業農家等が参画する形での集落単位の営農と一体的あるいは連携した取組を図る地域等が該当
☐	地域外経営体連携型	地域外の農業生産法人や認定農業者等への農地集積を図り、地域外の経営体との協力・役割分担により保全管理を図る。	地域外の大規模経営体等の入り作者と地域内の農業者等との連携を図る地域等が該当
☐	集落間・広域連携型	広域的な農地利用の調整、近隣集落との連携、旧村や水系単位等での連携を図り、集落間の相互の労力補完や広域的な活動により保全管理を図る。	活力ある周辺集落との連携、複数集落で個々の集落を広域的に支え合う体制の構築を図る地域等が該当
☐	多様な参画・連携型	地域住民の参画、地域外の団体や都市住民等との連携を図り、地域外を含め多様な地域資源管理の担い手の確保により保全管理を図る。	資源向上支払で多様な主体の参画による保全管理を進める地域や、NPO法人、企業等との連携により農業生産の継続を図る地域等が該当
☐	—	その他(地域の実情に応じた目標を対象組織が具体的に設定)	

② 保全管理の内容

今後、地域資源の適切な保全管理を図っていくため、地域で取り組んでいくべき保全管理の内容を選択します。

(1項目以上選択)

- ☐ 農地の利用集積の進展に伴う農用地に係る管理作業
 - ☐ 高齢化の進行に伴う高齢農家の農用地に係る管理作業
 - ☐ 不在村地主等の遊休農地に係る管理作業
 - ☐ 農業者、地域住民等が担う共同利用施設の保全管理
 - ☐ その他

例: 景観保全に資する地域ぐるみで行う農用地・施設の管理、農地集積や水田フル活用に対応した農業用水の適正管理 等

③ 活動の方向

保全管理の内容で選択した事項に取り組むために、今後進めていく方向性を選択します。

(1項目以上選択)

- ☐ 担い手との連携の強化、担い手の人材・機材を有効活用した活動の実施
- ☐ 入り作等の近隣の担い手との協力・役割分担に基づく活動の実施
- ☐ 地域住民、土地持ち非農家等を含めた体制づくり、活動の実施
- ☐ 地域住民、新規・定年就農者等、新たな保全管理の担い手の確保
- ☐ 不在村地主との連絡・調整体制の構築、遊休農地等の有効活用
- ☐ 隣接集落との連携による相互の労力補完、広域的な活動の実施
- ☐ その他(地域の実情に応じて対象組織が具体的に設定)



④ 活動内容

保全管理の内容で選択した事項に取り組むために、具体的に行う推進活動内容について選択します。

(1項目以上選択)

- ☐ 農業者(入り作農家、土地持ち非農家を含む)による検討会
- ☐ 農業者に対する意向調査、農業者による現地調査
- ☐ 不在村地主との連絡体制の整備、調整、それに必要な調査
- ☐ 地域住民等(集落外の住民・組織等も含む)との意見交換・ワークショップ・交流会
- ☐ 地域住民等に対する意向調査、地域住民等との集落内調査
- ☐ 有識者等による研修会、有識者を交えた検討会
- ☐ その他(例:地域外の団体、都市住民、企業との交流・連携を図る活動 等)

2. 推進活動の実施

「地域資源の適切な保全管理のための推進活動」は、活動期間中に作成する必要がある「地域資源保全管理構想」を策定する上で重要な活動となります。

このため、活動計画に基づく推進活動の実施に当たっては、次の3. に示す「地域資源保全管理構想」の作成内容を念頭におき、地域における話し合い、検討会の開催、アンケート調査、現地調査等の推進活動を毎年度実施します。

活動を実施した際には、実施日時や内容を活動記録(実施要領様式第1ー6号)に記載するとともに、会議資料や議事録、調査結果等の資料を保存しておいてください。市町村が活動の実施状況の確認を行う際の根拠資料として用いるほか、翌年度以降の推進活動の実施や地域資源保全管理構想策定時の基礎資料として重要な資料となるものです。

話し合いの内容や調査結果については、総会等で構成員に周知しましょう。

3. 地域資源保全管理構想の策定

(1) 地域資源保全管理構想とは

「地域資源保全管理構想」は、それぞれの地域で守ってきた農用地や水路、農道等の地域資源を、将来にわたってどのように引き継いでいけば良いのか、地域で話し合っていたいただき、構想としてまとめていただくものです。

具体的な記載内容としては以下のとおりであり、人・農地プランや市町村が定めるビジョン等で整理された農業振興や担い手の育成・確保の方向を踏まえ、話し合いを深めて作成します。

構想は、「地域資源の適切な保全管理のための推進活動」の成果を踏まえ、5年間の活動期間の最終年度までに、今後の目指すべき保全管理の姿やこの姿の実現に向けた活動・方策について取りまとめてください。

(別添)	
〇〇地区地域資源保全管理構想 (〇年〇月作成)	
1. 地域で保全管理していく農用地及び施設 (1) 農用地 (2) 水路、農道、ため池 (3) その他施設等	・対象とする農用地、施設の範囲、数量、位置を記載する。 ・「その他施設等」には、鳥獣害防止施設、防風林等その他の地域で保全管理していく施設について記載する。
2. 地域の共同活動で行う保全管理活動 (1) 農用地について行う活動 (2) 水路、農道、ため池について行う活動 (3) その他施設について行う活動	・対象とする活動の範囲、内容を記載する。
3. 地域の共同活動の実施体制 (1) 組織の構成員、意思決定方法 (2) 構成員の役割分担 ① 農用地について行う活動 ② 水路、農道、ため池について行う活動 ③ その他施設について行う活動	・担い手農家、それ以外の農家、土地持ち非農家、地域住民等の参画等を記載する。
4. 地域農業の担い手の育成・確保 (1) 担い手農家の育成・確保 (2) 農地の利用集積	・人・農地プラン等を基に、担い手農家、農地集積の現状及び目標を記載する。
5. 適切な保全管理に向けて取り組む活動・方策 ・作成後5年程度を見通し、今後の課題、目指すべき姿、そのために取り組むべき活動・方策を記載する。 (取り組むべき活動・方策の例) ・組織体制の強化や活動の拡大を図るための広域組織化やNPO法人化 ・農地や施設、地域環境を保全するための農地周辺部の活動拡大や遊休農地の有効利用 ・地域を守る取組の魅力を情報発信する活動、活動への新たな参画者を募る活動 ・地域の景観・環境の維持等、地域資源の魅力を高め、関心を高める活動 ・保全管理の省力化のための簡易な基盤整備や機械化、保全管理に必要な施設整備	
※ ため池やその他施設等は、該当がない場合は、項目を削除する。	

(2) 組織での話し合いの進め方

構想の策定に向けては、5年間の活動期間中に実施する推進活動等により、地域農業の将来のあり方について継続的に話し合いを積み重ねていく必要があります。

①話し合いの場の設定

- ・まずは、入り作農家を含めた農業者と土地持ち非農家を中心とした検討会を行います。
- ・その際、役員だけではなく、地域住民や女性、若手等の参加を求めることが重要です。
- ・また、できるだけ多くの方が出席できる日付や時間帯を考慮して設定します。
- ・進行役と発言要旨を記録する担当者をあらかじめ決めておきます。

②資料の準備

- ・議論の土台として、活動計画に位置付けている保全管理目標と推進活動の内容について資料として配布し周知します。保全対象施設の位置図や一覧表も準備しておきます。
- ・また、これまでの推進活動において検討会や意向調査等を実施している場合、それらの資料を準備します。
- ・人・農地プランや市町村が定めるビジョン等の抜粋があると、方向性の決定の際に参考になります。

③課題の抽出

- ・用意した資料を参考に、地域資源の保全管理を取り巻く状況やこれまで行った意向調査等の結果を踏まえ、地域における共同活動でどのような課題（施設の状態、作業体制、活動内容、年齢構成等）があるのかを参加者から発言してもらい、構想作成から5年程度を見通して想定される課題について議論し取りまとめます。

④課題解決に向け取り組むべき活動・方策の検討

- ・課題の解決に向けて取り組むべき活動・方策について検討します。
- ・検討の方向性を決める際の参考とするため、必要に応じて、推進活動として実施するアンケート調査とは別に、農業者や地域住民を対象とした意向調査等を実施します。
- ・取り組むべき活動・方策が決まったら、「地域資源保全管理構想」の案を取りまとめ、組織の総会等において構成員の合意を得ます。

(3) 地域資源保全管理構想の策定

(2)で検討した内容を所定の様式に取りまとめます。

次のページに記載例を示します。(青字部分が記載例)

4. 地域資源保全管理構想記入例

検討した内容を所定の様式にとりまとめます。

以下は、各項目について表形式で記入した例です。71ページの様式で定められた項目について記入されていれば、表形式でなくても結構です。

記入例

〇〇地区地域資源保全管理構想 (〇年〇月作成)

1. 地域で保全管理していく農用地及び施設 (1) 農用地

認定農用地面積 (集落の管理する農用地)	田	畑	草地	計	遊休農地面積
	4,600 a	900 a	a	5,500 a	250 a

・対象とする農用地、施設の範囲、数量、位置を記載します。(活動計画の「実施区域内の農用地、施設」の欄(P.26)を転記します。)
・「その他施設等」には、鳥獣害防止施設、防風林等その他の地域で保全管理していく施設について記載します。

(2) 水路、農道、ため池

農業用施設	水路		農道	ため池
	開水路	パイプライン		
	11.2 km	2.2 km	8.5 km	箇所

(3) その他施設等

その他施設	鳥獣害防護柵		
	1.5 箇所 km	箇所 km	箇所 km

※1 位置図を別紙1に記載

・対象とする活動の範囲、内容を記載します。
(活動計画の「農地維持支払」の欄(P.34)を転記します。)

2. 地域の共同活動で行う保全管理活動 (1) 農用地について行う活動

活動項目		取組	実施時期
農用地	遊休農地発生防止のための保全管理	遊休農地発生防止のための保全管理等を実施する。	毎年 〇 回 (〇月、〇月、〇月)
	畦畔・農用地法面・防風林等の草刈り	畦畔・農用地法面等の草刈り等を実施する。	毎年 〇 回 (〇月、〇月、〇月)
	施設の適正管理	鳥獣害防護柵等の適正管理等、必要な取組を実施する。	点検結果に応じて 実施時期を決定
	異常気象時の対応	洪水、台風、地震等の後、安全を確認した上で、見回り及び必要に応じて応急措置を実施する。	洪水、台風、地震等の 発生後

(2) 水路、農道、ため池について行う活動

活動項目		取組	実施時期
水路	水路の草刈り	水路及び付帯施設(ポンプ場、調整施設等)やその周辺部の草刈りを実施する。	毎年 ○ 回 (○月、○月、○月)
	水路の泥上げ	水路及びポンプ吸水槽等の泥上げを実施する。	毎年 ○ 月
	施設の適正管理	ゲート類等の保守管理の徹底等、必要な取組を実施する。	点検結果に応じて 実施時期を決定
農道	路肩、法面の草刈り	路肩・法面の草刈りを実施する。	毎年 ○ 回 (○月、○月、○月)
	側溝の泥上げ	点検結果に基づいて、側溝の泥上げを実施する。	毎年 ○ 月
	施設の適正管理	農道の路面維持等、必要な取組を実施する。	点検結果に応じて 実施時期を決定
ため池	ため池の草刈り	草刈りを実施する。	毎年 ○ 回 (○月、○月、○月)
	ため池の泥上げ	点検結果に基づいて、泥上げを実施する。	毎年 ○ 月
	施設の適正管理	かんがい期前の付帯施設の清掃・除塵等、必要な取組を実施する。	点検結果に応じて 実施時期を決定
共通	異常気象時の対応	洪水、台風、地震等の後、安全を確認した上で、見回り及び必要に応じて応急措置を実施する。	洪水、台風、地震等の 発生後

(3) その他施設について行う活動

なし

・担い手農家、それ以外の農家、土地持ち 非農家、
地域住民等の参画等を記載します。

3. 地域の共同活動の実施体制

(1) 組織の構成員、意思決定方法

ア 組織の構成員については、〇〇地域保全会規約別紙参加同意書のとおり。

イ 意思決定方法については、〇〇地域保全会規約のとおり。

(2) 構成員の役割分担

① 農用地について行う活動

活動項目		役割分担
農用地	遊休農地発生防止のための保全管理	農業者、地域住民(非農業者)、自治会
	畦畔・農用地法面・防風林等の草刈り	同上
	施設の適正管理	同上
	異常気象時の対応	農業者、自治会

② 水路、農道、ため池について行う活動

活動項目		役割分担
水路	水路の草刈り	農業者、地域住民（非農業者）、自治会
	水路の泥上げ	同上
	施設の適正管理	同上
	異常気象時の対応	農業者、自治会
農道	路肩、法面の草刈り	農業者、地域住民（非農業者）、自治会
	側溝の泥上げ	同上
	施設の適正管理	同上
	異常気象時の対応	農業者、自治会
ため池	ため池の草刈り	—
	た	・作成後5年程度を見通し、今後の課題、目指すべき姿、そのために取り組むべき活動・方策を記載します。 （取り組むべき活動・方策の例） ・組織体制の強化や活動の拡大を図るための広域組織化やNPO法人化 ・農地や施設、地域環境を保全するための農地周辺部の活動拡大や遊休農地の有効利用 ・地域を守る取組の魅力を情報発信する活動、活動への新たな参画者を募る活動 ・地域の景観・環境の維持等、地域資源の魅力を高め、関心を高める活動 ・保全管理の省力化のための簡易な基盤整備や機械化、保全管理に必要な施設整備
	付	
	異	

③ その他施設について行う活動
なし

4. 地域農業の担い手の育成・確保

(1) 担い手農家の育成・確保

・人・農地プラン等を基に、担い手農家、農地集積の現状及び目標を記載します。

今後の地域の担い手は十分でない状況。新規就農者への支援体制を強化することにも地域の共同活動をとおして、地域内外から担い手の確保・育成を図る。

(2) 農地の利用集積

地域の農地の利用集積は進んでいない状況。人・農地プランに位置づけられた今後の地域の中心となる経営体（担い手）への農地の利用集積を進めていく。

5. 適切な保全管理に向けて取り組む活動・方策

(1) 遊休農地を活用し〇〇を栽培することで、農地の保全を図るとともに、地域の景観を良好に保つ

(2) 非農家や地域の子どもたちの活動への参加を呼びかける。

(3) 年に〇回、広報誌に保全活動の紹介記事を掲載し、活動について情報発信する。

VI

活動項目番号表

活動組織は、活動項目番号表を参考に活動計画書や活動記録等を作成します。

活動項目番号表

【農地維持活動】				取組の内容(平成30年度までの取組名)	
支区分	活動区分	活動項目	活動項目番号		
1(農地維持)	点検・計画策定	点検	1	遊休農地等の発生状況の把握	
		計画策定	2	施設の点検(水路、農道、ため池)	
	研修	年度活動計画の策定	3	活動に関する事務(書類作成、申請手続き等)や組織の運営に関する研修	
		遊休農地発生防止のための安全管理	4	遊休農地発生防止のための安全管理	
	農用地	畦畔・法面・防風林の草刈り	5	防風林の枝払い・下草の草刈り	
		鳥獣害防護柵等の保守管理	6	鳥獣害防護柵の通正管理	
	水路	水路の草刈り	7	水路の草刈り	
		水路の泥上げ	8	ポンプ場、調整施設等の草刈り	
	農道	水路の泥上げ	9	水路の泥上げ	
		水路付帯施設の保守管理	10	かんがい・期前の注油	
	ため池	農道の草刈り	11	ゲート類等の保守管理	
		農道側溝の泥上げ	12	遮光施設の通正管理	
	ため池	路面の維持	13	遮光施設の通正管理	
		ため池の草刈り	14	路肩・法面の草刈り	
	ため池	ため池の泥上げ	15	かんがい・期前の施設の清掃・防塵	
		ため池の泥上げ	16	管理道路の管理	
ため池	ため池付帯施設の保守管理	17	遮光施設の通正管理		
	ため池付帯施設の保守管理	18	ゲート類の保守管理		
ため池	ため池付帯施設の保守管理	19	異常気象後の見回り(農用地、水路、農道、ため池)		
	ため池付帯施設の保守管理	20	異常気象後の応急措置(農用地、水路、農道、ため池)		
ため池	ため池付帯施設の保守管理	21			
	ため池付帯施設の保守管理	22			
ため池	ため池付帯施設の保守管理	23			
	ため池付帯施設の保守管理	24			
ため池	ため池付帯施設の保守管理	25			
	ため池付帯施設の保守管理	26			
ため池	ため池付帯施設の保守管理	27			
	ため池付帯施設の保守管理	28			
ため池	ため池付帯施設の保守管理	29			
	ため池付帯施設の保守管理	30			
ため池	ため池付帯施設の保守管理	31			
	ため池付帯施設の保守管理	32			
ため池	ため池付帯施設の保守管理	33			
	ため池付帯施設の保守管理	34			
ため池	ため池付帯施設の保守管理	35			
	ため池付帯施設の保守管理	36			
ため池	ため池付帯施設の保守管理	37			
	ため池付帯施設の保守管理	38			
ため池	ため池付帯施設の保守管理	39			
	ため池付帯施設の保守管理	40			
ため池	ため池付帯施設の保守管理	41			
	ため池付帯施設の保守管理	42			
ため池	ため池付帯施設の保守管理	43			
	ため池付帯施設の保守管理	44			
ため池	ため池付帯施設の保守管理	45			
	ため池付帯施設の保守管理	46			
ため池	ため池付帯施設の保守管理	47			
	ため池付帯施設の保守管理	48			
ため池	ため池付帯施設の保守管理	49			
	ため池付帯施設の保守管理	50			
ため池	ため池付帯施設の保守管理	51			
	ため池付帯施設の保守管理	52			
ため池	ため池付帯施設の保守管理	53			
	ため池付帯施設の保守管理	54			
ため池	ため池付帯施設の保守管理	55			
	ため池付帯施設の保守管理	56			
ため池	ため池付帯施設の保守管理	57			
	ため池付帯施設の保守管理	58			
ため池	ため池付帯施設の保守管理	59			
	ため池付帯施設の保守管理	60			
ため池	ため池付帯施設の保守管理	61			
	ため池付帯施設の保守管理	62			
ため池	ため池付帯施設の保守管理	63			
	ため池付帯施設の保守管理	64			
ため池	ため池付帯施設の保守管理	65			
	ため池付帯施設の保守管理	66			
ため池	ため池付帯施設の保守管理	67			
	ため池付帯施設の保守管理	68			
ため池	ため池付帯施設の保守管理	69			
	ため池付帯施設の保守管理	70			
ため池	ため池付帯施設の保守管理	71			
	ため池付帯施設の保守管理	72			
ため池	ため池付帯施設の保守管理	73			
	ため池付帯施設の保守管理	74			
ため池	ため池付帯施設の保守管理	75			
	ため池付帯施設の保守管理	76			
ため池	ため池付帯施設の保守管理	77			
	ため池付帯施設の保守管理	78			
ため池	ため池付帯施設の保守管理	79			
	ため池付帯施設の保守管理	80			
ため池	ため池付帯施設の保守管理	81			
	ため池付帯施設の保守管理	82			
ため池	ため池付帯施設の保守管理	83			
	ため池付帯施設の保守管理	84			
ため池	ため池付帯施設の保守管理	85			
	ため池付帯施設の保守管理	86			
ため池	ため池付帯施設の保守管理	87			
	ため池付帯施設の保守管理	88			
ため池	ため池付帯施設の保守管理	89			
	ため池付帯施設の保守管理	90			
ため池	ため池付帯施設の保守管理	91			
	ため池付帯施設の保守管理	92			
ため池	ため池付帯施設の保守管理	93			
	ため池付帯施設の保守管理	94			
ため池	ため池付帯施設の保守管理	95			
	ため池付帯施設の保守管理	96			
ため池	ため池付帯施設の保守管理	97			
	ため池付帯施設の保守管理	98			
ため池	ため池付帯施設の保守管理	99			
	ため池付帯施設の保守管理	100			
ため池	ため池付帯施設の保守管理	101			
	ため池付帯施設の保守管理	102			
ため池	ため池付帯施設の保守管理	103			
	ため池付帯施設の保守管理	104			
ため池	ため池付帯施設の保守管理	105			
	ため池付帯施設の保守管理	106			
ため池	ため池付帯施設の保守管理	107			
	ため池付帯施設の保守管理	108			
ため池	ため池付帯施設の保守管理	109			
	ため池付帯施設の保守管理	110			
ため池	ため池付帯施設の保守管理	111			
	ため池付帯施設の保守管理	112			
ため池	ため池付帯施設の保守管理	113			
	ため池付帯施設の保守管理	114			
ため池	ため池付帯施設の保守管理	115			
	ため池付帯施設の保守管理	116			
ため池	ため池付帯施設の保守管理	117			
	ため池付帯施設の保守管理	118			
ため池	ため池付帯施設の保守管理	119			
	ため池付帯施設の保守管理	120			
ため池	ため池付帯施設の保守管理	121			
	ため池付帯施設の保守管理	122			
ため池	ため池付帯施設の保守管理	123			
	ため池付帯施設の保守管理	124			
ため池	ため池付帯施設の保守管理	125			
	ため池付帯施設の保守管理	126			
ため池	ため池付帯施設の保守管理	127			
	ため池付帯施設の保守管理	128			
ため池	ため池付帯施設の保守管理	129			
	ため池付帯施設の保守管理	130			
ため池	ため池付帯施設の保守管理	131			
	ため池付帯施設の保守管理	132			
ため池	ため池付帯施設の保守管理	133			
	ため池付帯施設の保守管理	134			
ため池	ため池付帯施設の保守管理	135			
	ため池付帯施設の保守管理	136			
ため池	ため池付帯施設の保守管理	137			
	ため池付帯施設の保守管理	138			
ため池	ため池付帯施設の保守管理	139			
	ため池付帯施設の保守管理	140			
ため池	ため池付帯施設の保守管理	141			
	ため池付帯施設の保守管理	142			
ため池	ため池付帯施設の保守管理	143			
	ため池付帯施設の保守管理	144			
ため池	ため池付帯施設の保守管理	145			
	ため池付帯施設の保守管理	146			
ため池	ため池付帯施設の保守管理	147			
	ため池付帯施設の保守管理	148			
ため池	ため池付帯施設の保守管理	149			
	ため池付帯施設の保守管理	150			
ため池	ため池付帯施設の保守管理	151			
	ため池付帯施設の保守管理	152			
ため池	ため池付帯施設の保守管理	153			
	ため池付帯施設の保守管理	154			
ため池	ため池付帯施設の保守管理	155			
	ため池付帯施設の保守管理	156			
ため池	ため池付帯施設の保守管理	157			
	ため池付帯施設の保守管理	158			
ため池	ため池付帯施設の保守管理	159			
	ため池付帯施設の保守管理	160			
ため池	ため池付帯施設の保守管理	161			
	ため池付帯施設の保守管理	162			
ため池	ため池付帯施設の保守管理	163			
	ため池付帯施設の保守管理	164			
ため池	ため池付帯施設の保守管理	165			
	ため池付帯施設の保守管理	166			
ため池	ため池付帯施設の保守管理	167			
	ため池付帯施設の保守管理	168			
ため池	ため池付帯施設の保守管理	169			
	ため池付帯施設の保守管理	170			
ため池	ため池付帯施設の保守管理	171			
	ため池付帯施設の保守管理	172			
ため池	ため池付帯施設の保守管理	173			
	ため池付帯施設の保守管理	174			
ため池	ため池付帯施設の保守管理	175			
	ため池付帯施設の保守管理	176			
ため池	ため池付帯施設の保守管理	177			
	ため池付帯施設の保守管理	178			
ため池	ため池付帯施設の保守管理	179			
	ため池付帯施設の保守管理	180			
ため池	ため池付帯施設の保守管理	181			
	ため池付帯施設の保守管理	182			
ため池	ため池付帯施設の保守管理	183			
	ため池付帯施設の保守管理	184			
ため池	ため池付帯施設の保守管理	185			
	ため池付帯施設の保守管理	186			
ため池	ため池付帯施設の保守管理	187			
	ため池付帯施設の保守管理	188			
ため池	ため池付帯施設の保守管理	189			
	ため池付帯施設の保守管理	190			
ため池	ため池付帯施設の保守管理	191			
	ため池付帯施設の保守管理	192			
ため池	ため池付帯施設の保守管理	193			
	ため池付帯施設の保守管理	194			
ため池	ため池付帯施設の保守管理	195			
	ため池付帯施設の保守管理	196			
ため池	ため池付帯施設の保守管理	197			
	ため池付帯施設の保守管理	198			
ため池	ため池付帯施設の保守管理	199			
	ため池付帯施設の保守管理	200			
ため池	ため池付帯施設の保守管理	201			
	ため池付帯施設の保守管理	202			
ため池	ため池付帯施設の保守管理	203			
	ため池付帯施設の保守管理	204			
ため池	ため池付帯施設の保守管理	205			
	ため池付帯施設の保守管理	206			
ため池	ため池付帯施設の保守管理	207			
	ため池付帯施設の保守管理	208			
ため池	ため池付帯施設の保守管理	209			
	ため池付帯施設の保守管理	210			
ため池	ため池付帯施設の保守管理	211			
	ため池付帯施設の保守管理	212			
ため池	ため池付帯施設の保守管理	213			
	ため池付帯施設の保守管理	214			
ため池	ため池付帯施設の保守管理	215			
	ため池付帯施設の保守管理	216			
ため池	ため池付帯施設の保守管理	217			
	ため池付帯施設の保守管理	218			
ため池	ため池付帯施設の保守管理	219			
	ため池付帯施設の保守管理	220			
ため池	ため池付帯施設の保守管理	221			
	ため池付帯施設の保守管理	222			
ため池	ため池付帯施設の保守管理	223			
	ため池付帯施設の保守管理	224			
ため池	ため池付帯施設の保守管理	225			
	ため池付帯施設の保守管理	226			
ため池	ため池付帯施設の保守管理	227			
	ため池付帯施設の保守管理	228			
ため池	ため池付帯施設の保守管理	229			
	ため池付帯施設の保守管理	230			
ため池	ため池付帯施設の保守管理	231			
	ため池付帯施設の保守管理	232			
ため池	ため池付帯施設の保守管理	233			
	ため池付帯施設の保守管理	234			
ため池	ため池付帯施設の保守管理	235			
	ため池付帯施設の保守管理	236			
ため池	ため池付帯施設の保守管理	237			
	ため池付帯施設の保守管理	238			
ため池	ため池付帯施設の保守管理	239			
	ため池付帯施設の保守管理	240			
ため池	ため池付帯施設の保守管理	241			
	ため池付帯施設の保守管理	242			
ため池	ため池付帯施設の保守管理	243			
	ため池付帯施設の保守管理	244			
ため池	ため池付帯施設の保守管理	245			
	ため池付帯施設の保守管理	246			
ため池	ため池付帯施設の保守管理	247			
	ため池付帯施設の保守管理	248			
ため池	ため池付帯施設の保守管理	249			
	ため池付帯施設の保守管理	250			
ため池	ため池付帯施設の保守管理	251			
	ため池付帯施設の保守管理	252			
ため池	ため池付帯施設の保守管理	253			
	ため池付帯施設の保守管理	254			
ため池	ため池付帯施設の保守管理	255			
	ため池付帯施設の保守管理	256			
ため池	ため池付帯施設の保守管理	257			
	ため池付帯施設の保守管理	258			
ため池	ため池付帯施設の保守管理	259			
	ため池付帯施設の保守管理	260			
ため池	ため池付帯施設の保守管理	261			
	ため池付帯施設の保守管理	262			
ため池	ため池付帯施設の保守管理	263			
	ため池付帯施設の保守管理	264			
ため池	ため池付帯施設の保守管理	265			
	ため池付帯施設の保守管理	266			
ため池	ため池付帯施設の保守管理	267			
	ため池付帯施設の保守管理	268			
ため池	ため池付帯施設の保守管理	269			
	ため池付帯施設の保守管理	270			
ため池	ため池付帯施設の保守管理	271			
	ため池付帯施設の保守管理	272			
ため池	ため池付帯施設の保守管理	273			
	ため池付帯施設の保守管理	274			
ため池	ため池付帯施設の保守管理	275			
	ため池付帯施設の保守管理	276			
ため池	ため池付帯施設の保守管理	277			
	ため池付帯施設の保守管理	278			
ため池	ため池付帯施設の保守管理	279			
	ため池付帯施設の保守管理	280			
ため池	ため池付帯施設の保守管理	281			
	ため池付帯施設の保守管理	282			
ため池	ため池付帯施設の保守管理	283			
	ため池付帯施設の保守管理	284			
ため池	ため池付帯施設の保守管理	285			
	ため池付帯施設の保守管理	286			
ため池	ため池付帯施設の保守管理	287			
	ため池付帯施設の保守管理	288			
ため池	ため池付帯施設の保守管理	289			
	ため池付帯施設の保守管理	290			
ため池	ため池付帯施設の保守管理	291			
	ため池付帯施設の保守管理	292			
ため池	ため池付帯施設の保守管理	293			
	ため池付帯施設の保守管理	294			
ため池	ため池付帯施設の保守管理	295			
	ため池付帯施設の保守管理	296			
ため池	ため池付帯施設の保守管理	297			
	ため池付帯施設の保守管理	298			
ため池	ため池付帯施設の保守管理	299			
	ため池付帯施設の保守管理	300			
ため池	ため池付帯施設の保守管理	301			
	ため池付帯施設の保守管理	302			
ため池	ため池付帯施設の保守管理	303			
	ため池付帯施設の保守管理	304			
ため池	ため池付帯施設の保守管理	305			
	ため池付帯施設の保守管理	306			
ため池	ため池付帯施設の保守管理	307			
	ため池付帯施設の保守管理	308			
ため池	ため池付帯施設の保守管理	309			
	ため池付帯施設の保守管理	310			
ため池	ため池付帯施設の保守管理	311			
	ため池付帯施設の保守管理	312			
ため池	ため池付帯施設の保守管理	313			
	ため池付帯施設の保守管理	314			
ため池	ため池付帯施設の保守管理	315			
	ため池付帯施設の保守管理	316			
ため池	ため池付帯施設の保守管理	317			
	ため池付帯施設の保守管理	318			
ため池	ため池付帯施設の保守管理	319			
	ため池付帯施設の保守管理	320			
ため池	ため池付帯施設の保守管理	321			
	ため池付帯施設の保守管理	322			
ため池	ため池付帯施設の保守管理	323			
	ため池付帯施設の保守管理	324			
ため池	ため池付帯施設の保守管理	325			
	ため池付帯施設の保守管理	326			
ため池	ため池付帯施設の保守管理	327			
	ため池付帯施設の保守管理	328			
ため池	ため池付帯施設の保守管理	329			
	ため池付帯施設の保守管理	330			
ため池	ため池付帯施設の保守管理	331			
	ため池付帯施設の保守管理	332			
ため池	ため池付帯施設の保守管理	333			
	ため池付帯施設の保守管理	334			
ため池	ため池付帯施設の保守管理	335			
	ため池付帯施設の保守管理	336			
ため池	ため池付帯施設の保守管理	337			
	ため池付帯施設の保守管理	338			
ため池	ため池付帯施設の保守管理				

支払区分	活動区分	活動項目	活動項目 番号	取組の内容(平成30年度までの取組名)		
2(資源向上)	機能診断・ 計画策定	機能診断				
		農用地の機能診断	24	施設の機能診断(農用地) 診断結果の記録管理(農用地)		
		水路の機能診断	25	施設の機能診断(水路) 診断結果の記録管理(水路)		
		農道の機能診断	26	施設の機能診断(農道) 診断結果の記録管理(農道)		
		ため池の機能診断	27	施設の機能診断(ため池) 診断結果の記録管理(ため池)		
	研修	計画策定		28	年度活動計画の策定	
		機能診断・補修技術等に関する研修		29	対象組織による自主的な機能診断及び簡単な補修に関する研修 老朽化が進む施設の長寿命化のための補修、更新等に関する研修 農業用水の保全、農地の保全や地域環境の保全に資する 新たな施設の設置等に関する研修	
		実践活動	農用地		30	畦畔の再構築 農用地法面の初期補修 暗渠施設の清掃 農用地の除れさ 鳥獣害防護柵の補修・設置 防風ネットの補修・設置 さめ細やかな雑草対策
			水路			水路側壁のはらみ修正 目地詰め 表面劣化に対するコーティング等 不同次下に対する早期対応 側壁の裏込材の充填、水路耕畔の補修 水路に付着した藻等の除去 水路法面の初期補修 破損施設の補修(水路) さめ細やかな雑草対策(水路) パイプラインの破損施設の補修 パイプ内の清掃 給水栓ボックス基礎部の補強 破損施設の補修(水路の附帯施設) 給水栓に対する凍結防止対策 空気弁等への腐食防止剤の塗布等 遮光施設の補修等
			農道		32	路肩、法面の初期補修 軌道等の運搬施設の維持補修 破損施設の補修(農道) さめ細やかな雑草対策(農道) 側溝の目地詰め 側溝の不同次下への早期対応 側溝の裏込材の充填 破損施設の補修(農道の附帯施設) 遮水シートの補修
ため池			33	コンクリート構造物の目地詰め コンクリート構造物の表面劣化への対応 堤体侵食の早期補修 破損施設の補修(ため池の堤体) さめ細やかな雑草対策(ため池の堤体) 破損施設の補修(ため池の附帯施設) 遮光施設の補修等		

(農村環境保全活動)									
支払区分	活動区分	活動項目	活動項目番号	取組の内容(平成30年度までの取組名)					
2(資源向上)	計画策定	生態系保全		34	生物多様性保全計画の策定				
		水質保全		35	水質保全計画の策定 農地の保全に係る計画の策定				
	実践活動	テーマ	景観形成・生活環境保全		36	景観形成、生活環境保全計画の策定			
			水田貯留機能増進・地下水かん養		37	水田貯留機能増進に係る地域計画の策定 地下水かん養に係る地域計画の策定			
			資源循環		38	資源循環に係る地域計画の策定			
			生態系保全		39	生物の生息状況の把握			
					40	外来種の駆除			
					41	生物多様性保全に配慮した施設の適正管理 水田を活用した生息環境の提供 生物の生活史を考慮した適正管理 放流・植栽を通じた在来生物の育成 希少種の監視			
					42	水質モニタリングの実施・記録管理			
					43	排水路沿いの林地帯等の適正管理 沈砂池の適正管理 土壌流出防止のためのグリーンベルト等の適正管理			
					44	水質保全を考慮した施設の適正管理 水田からの排水(濁水)管理 循環かんがいの実施 非かんがい期における通水 管理作業の省力化による水資源の保全 景観形成のための施設への補給等 農用地等を活用した景観形成活動 施設等の定期的な巡回点検・清掃 農業用水の地域用水としての利用・管理 伝統的施設や農法の保全・実施 農用地からの風塵の防止活動 水田の貯留機能向上活動 水田の地下水かん養機能向上活動 水源かん養林の保全 地域資源の活用・資源循環のための活動			
					45	植栽等の景観形成活動			
					46	施設等の定期的な巡回点検・清掃			
					47	その他(景観形成・生活環境保全)			
					48	水田の貯留機能向上活動			
					49	水田の地下水かん養機能向上活動、 水源かん養林の保全			
					50	地域資源の活用・資源循環活動			
					51	啓発・普及活動 啓発活動 地域住民等との交流活動 学校教育等との連携 行政機関等との連携 地域内の規制等の取り決め			
			(多面的機能の増進を図る活動)						
			支払区分	活動区分	活動項目	活動項目番号	取組の内容(平成30年度までの取組名)		
2(資源向上)	増進活動						52	遊休農地の有効活用	
				53	鳥獣被害防止対策及び環境改善活動の強化				
				54	地域住民による直営施工				
				55	防災・減災力の強化				
				56	農村環境保全活動の幅広い展開				
				57	医療・福祉との連携				
				58	農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化				
				59	都道府県、市町村が特に認める活動				
				60	広報活動・農的関係人口の拡大				

【資源向上活動(施設の長寿命化のための活動)】

支払区分	活動区分		活動項目	活動項目 番号	取組の内容(平成30年度までの取組名)
	実施活動	施設区分			
3(長寿命化)	水路	水路	水路の補修	61	水路の破損部分の補修
					水路の老朽化部分の補修
					水路側壁の嵩上げ
					U字フリューム等既設水路の再布設
					集水枒、分水枒の補修
					ゲート、ポンプの補修
	農道	農道	水路の更新等	62	安全施設の補修
					素掘り水路からコンクリート水路への更新
					水路の更新
					ゲート、ポンプの更新
					安全施設の設置
					農道路肩、農道法面の補修
	ため池	ため池	農道の補修	63	舗装の打換え(一部)
					農道側溝の補修
					未舗装農道を舗装(砂利、コンクリート、アスファルト)
					側溝蓋の設置
					土側溝をコンクリート側溝に更新
					洗掘箇所の補修
ため池	ため池	ため池の補修	65	漏水箇所の補修	
				取水施設の補修	
				洪水吐の補修	
				安全施設の補修	
				ゲート・バルブの更新	
				安全施設の設置	
ため池	ため池(附帯施設)の更新等	ため池の補修	66	安全施設の設置	

Ⅲ 奈良県の基本方針

1 奈良県農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する基本方針

（農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律に基づく基本方針）

・・・ 80

2 奈良県多面的機能支払の実施に関する基本方針

（多面的機能支払交付金実施要綱に基づく基本方針）

・・・ 83

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する基本方針

奈良県

第1 農業の有する多面的機能の発揮の促進の目標

1 現況

本県では、恵まれた気象条件や高い土地生産力を生かして、古くから農業が発達してきた。京阪神大消費地への至近性を生かしながら高度な栽培技術を駆使した農業が行われており、県勢の発展にとって重要な役割を担っている。

一方で、担い手農家の高齢化や過疎化が進み、耕作放棄地の増加が懸念されるとともに、大和平野周辺の丘陵地域や中山間地域では有害鳥獣による農産物被害が深刻化しており、国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等、農業・農村の有する多面的機能の発揮が難しくなっている。

これらを維持・発揮していくためには、農業者、地域住民、関係団体等の協力体制を整備し、地域ぐるみでの地域資源の保全管理活動、条件不利地の格差解消、環境保全の取組等を支援することにより、担い手の負担軽減等を図る必要がある。

(1) 大和平野地域

本地域は、奈良盆地とこれを取り巻く丘陵地から構成され、平坦な奈良盆地と金剛・生駒山系の西部山麓地域、大和高原の北辺に当たる東部山麓地域に区分される。

奈良盆地では、水稻や麦の集落営農組織による栽培のほか、都市近郊の利点を活かしたイチゴやトマト等の野菜や花きなどの土地生産性の高い労働集約的農業が行われている。また、環境保全型農業として、交信攪乱剤やバンカー植物、カバークロップに取り組む産地もある。

西部山麓地域では、県営農地造成団地を中心に、小ギク、バラ、ブドウなどの産地が形成されているとともに、一部地域で有機栽培の取組も見られる。

東部山麓地域では、国営農地造成団地を中心に茶の産地が形成されており、経営規模の拡大が図られている。また、有機栽培の取組も広がりつつある。水田では県営ほ場整備等による区画整理が行われ、集落営農が取り組まれ、農地の効率的利用が進んでいる。また、バンカー植物の導入についても取り組まれているところもある。その一方で、生産基盤の未整備な条件不利地においては、耕作放棄地が増加している状況である。

(2) 大和高原地域

本地域では、大和高原及び宇陀山地の標高300～500mの地域で、国営農地造成団地を中心に、茶、ダリアの切り花や球根等の花き、ハウレンソウ等軟弱野菜、黒大豆、植木、畜産等により土地利用が図られ、農道の整備などにより流通面の改善が進んでいる。また、県内でも有機農業の盛んな地域で、軟弱野菜を中心に取組が増加している。その一方で、生産基盤の未整備な条件不利地においては、耕作放棄地が増加している状況である。

(3) 五條・吉野地域

本地帯は、面積では県の64%を占め、吉野川沿いの北部地域と大部分が山岳地帯である南部地域に区分される。

北部地域は、国営農地造成団地を中心に全国でも有数のカキ産地を形成しているほか、ウメ、ナシなどの大規模な果樹産地が形成されており、地域によっては交信攪乱剤や有機農業の取組が広がりつつある。また、トマト、ナス等の野菜、畜産、花き等による労働集約的農業が展開されている他、薬用作物や促成わらび等の特産野菜の栽培も取り組まれ、地域によってはバンカー植物の取組も見られる。

南部地域では、農地が少ない中、薬用作物や特産野菜等が栽培されている。

2 目標

前記の課題を解決するため、農業者と地域住民や関係団体との協力体制を整備し、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（以下「法律」という）第3条第3項各号に掲げる多面的機能発揮促進事業を推進することにより、多面的機能の発揮の促進を図るとともに、担い手の確保や担い手への農地集積を図ることとする。

第2 多面的機能発揮促進事業の実施を推進すべき区域の基準

- 1 多面的機能発揮促進事業は、農業の有する多面的機能の発揮を促進するため、農業者団体等が実施し、いわゆる日本型直接支払の対象となる事業である。
- 2 国の基本指針においては、この多面的機能発揮促進事業の実施を推進すべき区域の設定に当たっては、各地域の自然的条件やそこで行われている営農の特徴に鑑み、農業者団体等による各種の取組を促進すべき区域を的確に設定することとし、その際には、各市町村の実情に応じて、その取組を実施している区域及び今後その実施を推進すべき区域を適切に含めるものとするとしている。
- 3 本県においては、以上を踏まえ、いわゆる日本型直接支払の取組をはじめとして、農業者団体等による取組を実施している区域及び今後その実施を推進すべき区域が適切に包含され、その取組が効果的に実施されることとなるよう、市町村の促進計画において、区域を設定するものとする。
- 4 法律第6条第2項第4号に規定する特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域（以下「重点区域」という。）は、事業の安定的な実施を確保するために農業振興地域の整備に関する法律の特例措置が必要と認められる区域に限って指定を行うこととし、かつ、できるだけ早い段階から市町村内の利害関係者や県との協議・調整を進めることとする。

第3 促進計画の作成に関する事項

- 1 促進計画の区域について

促進計画の区域は、適当な縮尺の地図上や土地の地番で、その範囲が特定できるように設定することとする。

2 促進計画の目標について

必ずしも目標年次を定める必要はないが、事業計画の期間を踏まえ、少なくとも、今後5年程度を見通した目標として設定することとする。

3 促進計画の区域内でその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項について

法律第3条第3項各号の事業のうち、当該市町村において実施を促進する事業を記載することとする。

4 重点区域の区域

重点区域を定める場合には、適当な縮尺の地図上や土地の地番で、その区域が明確となるように設定することとする。

5 促進計画の実施に関し当該市町村が必要と認める事項

市町村の判断により必要と認められる事項を記載する。例えば、農業者団体等の取組を促進する観点からの推進組織の活用等について記載することが考えられる。

第4 その他農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する事項

1 第三者委員会による施策の点検及び効果の評価

本法律に基づく施策が計画的かつ効果的に実施されるよう、その点検及び効果の評価を行うための第三者機関を設置する。

2 県内における推進体制の整備

農業者団体等による各種の取組の効果的な促進を図るためには、地域毎の多様な特質を踏まえ、農業者団体等に対し、地域環境や営農の状況、取組の実態等に応じたきめ細かい指導・助言等の支援が適切に行われることが必要である。

このためには、県、市町村、農業団体等多様な主体が参画し、総合的な観点から農業者団体等に対し、これまでの農地・水保全管理支払等における支援の知見や推進体制の活用等による、地域の実情を踏まえた支援を行うことのできる推進体制を整備する。

3 関係者間における連携の確保

農業の有する多面的機能の発揮の促進は、公的機関や農業関係者だけでなく、地域住民や地域団体等の多くの関係者との連携の下に行われるものであることから、県は、関係者間での情報共有や定期的な打合せの開催が行われるよう、その連携の推進に努めるものとする。

多面的機能支払の実施に関する基本方針(要綱基本方針)

1. 取組の推進に関する基本的考え方

奈良県では、過疎化・高齢化・混住化等の進行に伴う集落機能の低下により、地域の共同活動によって支えられている多面的機能の発揮に支障が生じつつある。「奈良県農業振興地域整備基本方針（平成 22 年 12 月 10 日策定変更）」において、農業生産の基盤となる農地、農業用水等の資源の保全活動の推進、地域住民の協働による集落機能の維持、農村環境の向上に向けた取組みを推進することとしており、平成 19 年度から地域共同による農用地、水路、農道等の地域資源の保全管理と農村環境の保全のための活動に対し支援を行ってきたが、共同活動の困難化に伴い、地域資源の保全管理に対する担い手農家の負担の増加も懸念されている。

このような状況に鑑み、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域の共同活動に係る支援を行い、地域資源の適切な保全管理を推進することにより、農業・農村の有する多面的機能が今後とも適切に維持・発揮される取り組みに対し多面的機能支払交付金により支援する。

2. 農地維持支払交付金に関する事項

(1) 地域活動指針の策定及び同指針に基づき定める要件の設定

① 地域活動指針策定における基本的考え方

多面的機能支払交付金実施要領（以下、「要領」という。）別記 1 - 2 の活動指針を基礎として、地域共同による農用地、水路、農道等の地域資源の基礎的な保全管理活動を対象活動とする。又、本県特有の資源である「ため池」をはじめとする多様な水源施設の適切な保全管理を促進するため、ため池の安全施設の適正管理など、地域の実態を踏まえた取組を追加する。なお、実践活動等の際には、安全な活動に努めるものとする。

② 地域活動指針に基づき定める要件設定の基本的考え方

ア. 地域資源の基礎的保全活動

地域活動指針の地域資源の基礎的保全活動のすべての活動項目を実施する。ただし、活動の対象となる施設が存在しない活動項目は、除外する。

イ. 地域資源の適切な保全管理のための推進活動

活動を 1 以上選択し、毎年度実施するとともに、活動期間中に地域資源保全管理構想を策定する。

③ 国が定める活動指針及び活動要件に追加する事項等

ア. 地域資源の基礎的保全活動

区 分	活動内容の追加
構成項目	点検・計画策定
対象施設等	ため池（管理道路含む）
活動区分	点検
活動項目	☒ 点検
活動内容	☐ 施設の点検 ・活動計画書に位置付けたすべてのため池について、泥の堆積状況（ゴミの投棄状況を含む）、管理道路の状況（側溝のゴミの投棄状況含む）、 <u>安全施設の状況</u> を確認すること。・ため池の水抜きを行い、ゲート等のため池付帯施設の点検を行うこと。

活動要件	—
区 分	活動内容の追加
構成項目	実践活動
対象施設等	ため池（管理道路含む）
活動区分	ため池
活動項目	15 ため池附帯施設の保守管理
活動内容	☐ 安全施設の適正管理 ・ため池の転落防護柵等の安全施設について、簡易補修等の対策を行う等適正な管理を行うこと。
活動要件	—

（注）区分には、「活動項目の追加」、「活動内容の追加」又は「活動要件の設定」のうち該当するものを記載すること。なお、「活動内容の追加」、「活動要件の設定」については、追加箇所等に下線を記載する。また、活動項目については、活動項目名に活動項目番号を 100 番から順に付け加えること。

イ．地域資源の適切な保全管理のための推進活動

区 分	—
活動区分	—
活動項目	—
活動内容	—
活動要件	—

（注）区分には、「活動項目の追加」、「活動内容の追加」又は「活動要件の設定」のうち該当するものを記載すること。なお、「活動内容の追加」、「活動要件の設定」については、追加箇所等に下線を記載する。また、活動項目については、活動項目名に活動項目番号を 100 番（前項までに 100 番以降を付けた場合は次の番号）から順に付け加えること。

④ 地域活動指針及び同指針に基づき定める要件（別紙 1）

奈良県の農地維持支払交付金に関する地域活動指針及び同指針に基づき定める要件は、別紙 1 のとおりとする。

（２）交付単価

① 基本的考え方

奈良県の農地維持支払交付金の交付単価については、次に掲げる表に定めるとおりとする。

ただし、事業計画に定める実施期間中に、対象農用地の地目を変更する場合、当該対象農用地に係る農地維持支払交付金の交付単価については、地目の変更があった時点の当該期間中に限り、変更前の地目の単価を適用するものとする。

② 農地維持支払交付金の交付単価

適用	地目	農地維持支払交付金の 10 アール当たりの交付単価	左記のうち国の助成
基本単価	田	3,000 円	1,500 円
	畑	2,000 円	1,000 円
	草地	250 円	125 円

③ 加算単価

事業計画に定める活動期間中に、対象組織において新たに小規模集落（農村振興局長が別に定める基準を満たす集落）が保全管理する区域内の農用地を対象農用地とする場合又は事業計

画に定める実施期間終了年度が平成 29 年度であって、平成 30 年度を始期とする新たな事業計画の認定を受ける対象組織において新たに小規模集落が保全管理する区域内の農用地を対象農用地とする場合に、当該活動期間中に限り加算できる交付単価は、次に掲げる表に定めるとおりとする。

ただし、1 小規模集落当たりの交付額は、20 万円（うち国の助成 10 万円）／年を上限とし、1 対象組織当たりの交付額は、40 万円（うち国の助成 20 万円）／年を上限とする。

また、事業計画に定める実施期間中に対象農用地の地目を変更する場合、当該対象農用地に係る加算単価については、地目の変更があった時点の当該期間中に限り、変更前の地目の単価を適用するものとする。

適用	地目	農地維持支払交付金の 10 アール当たりの交付単価	左記のうち国の助成
加算単価	田	1,000 円	500 円
	畑	600 円	300 円
	草地	80 円	40 円

④ 交付単価の変更

市町村長は、地域の実情に応じて②の表に掲げる交付単価に 0.5 を乗じた額以上であり、かつ、当該交付単価を超えない範囲内で奈良県知事と協議の上、農地維持支払交付金の交付単価を設定することができる。この場合において、当該設定した交付単価に係る国および県の助成による農地維持支払交付金の交付単価は、当該設定した交付単価に国は 0.5 を乗じて得た金額とし、県は 0.25 を乗じて得た金額とする。

（3）交付金の算定の対象とする農用地

① 農業振興地域の農用地区域内の農用地

② ①以外の農用地のうち、多面的機能の発揮の観点から特に必要と認める農用地

ア．生産緑地法に基づく生産緑地

イ．県および市町村との契約、条例、法律等により、多面的機能の維持を図る観点から適正な保全が図られている農用地

ウ．多面的機能の発揮を図るための取組を、農業振興地域内の農用地区域内の農用地と一体的に取り組む必要があると認める農用地

（4）その他必要な事項

なし

3. 資源向上支払交付金(地域資源の質的向上を図る共同活動)に関する事項

（1）地域活動指針の策定及び同指針に基づき定める要件の設定

① 地域活動指針策定における基本的考え方

要領別記 1－2 の活動指針を基礎として、本県特有の資源である「ため池」をはじめとする多様な水源施設の適切な保全管理を促進するため、ため池の安全施設の適正管理、水質保全のための池干しなど、地域の実態を踏まえた取組を追加する。なお、実践活動等の際には、安全な活動に努めるものとする。

② 地域活動指針に基づき定める要件設定の基本的考え方

ア．施設の軽微な補修

施設の軽微な補修については、活動計画書に位置付けた農用地、施設について毎年度実施する。ただし、実施に当たっては、機能診断結果に基づいて実施の必要性を判断する。

イ．農村環境保全活動

農村環境保全活動について、取り組むテーマを1以上定めた上で、そのテーマに該当する計画策定、啓発・普及及び実践活動のそれぞれの取組を1以上実施する。

ウ．多面的機能の増進を図る活動

多面的機能の増進を図る活動については、任意の実施とし、以下のとおりとする。

(ア) 活動内容を定めた上で毎年度実施する。

(イ) 広報活動・農的関係人口の拡大は毎年度実施する。ただし、対象農用地に要領第1の4の(8)の農業地域類型区分の「中間農業地域」若しくは「山間農業地域」が含まれる場合又は要領第1の4の(9)の8法地域に該当する場合は、広報活動・農的関係人口の拡大の実施を必ずしも求めるものではない。

③ 国が定める活動指針及び活動要件に追加する事項等

ア．施設の軽微な補修

区 分	活動内容の追加
構成項目	機能診断・計画策定
対象施設等	農用地
活動区分	機能診断
活動項目	24 農用地の機能診断
活動内容	☐ 施設の機能診断 ・活動計画書に位置付けたすべての施設の劣化状況等を早期に発見し、「実践活動」に位置付けた予防保全活動を適期に実施できるように畦畔、農用地法面、鳥獣害防護柵、防風ネット、 <u>雨水排水促進のための溝きり等</u> の状況確認を行うこと。
活動要件	—
区 分	活動内容の追加
構成項目	実践活動
対象施設等	農用地
活動区分	農用地
活動項目	30 農用地の軽微な補修等
活動内容	☐ <u>雨水排水促進のための溝きり</u> ・水田からの雨水の排水を促進するため、溝きりを行い、表面排水を促進し、法面等の侵食を抑制することを行うこと。
活動要件	—
区 分	活動内容の追加
構成項目	機能診断・計画策定
対象施設等	ため池（管理道路含む）
活動区分	機能診断
活動項目	27 ため池の機能診断
活動内容	☐ 施設の機能診断 ・活動計画書に位置付けたすべての施設の劣化状況等を早期に発見し、「実践活動」に位置付けた予防保全活動を適期に実施できるように施設の状況確認（遮水シートの劣化状況、目地部分の劣化状況、コンクリート構造物の表面劣化状況、堤体部の侵食状況、遮光施設の状況、 <u>安全施設の状況</u> 、破損箇所 ² の把握等）を行うこと。
活動要件	—
区 分	活動内容の追加

構成項目	実践活動
対象施設等	ため池（管理道路含む）
活動区分	ため池
活動項目	33 ため池の軽微な補修等
活動内容	☐ 安全施設の補修等 ・ため池の転落防護柵等の安全施設の補修や設置を行うこと。
活動要件	—

（注）区分には、「活動項目の追加」、「活動内容の追加」又は「活動要件の設定」のうち該当するものを記載すること。なお、「活動内容の追加」、「活動要件の設定」については、追加箇所等に下線を記載する。また、活動項目については、活動項目名に活動項目番号を 100 番（前項までに 100 番以降を付けた場合は次の番号）から順に付け加えること。

イ．農村環境保全活動

区 分	活動内容の追加
活動区分	実践活動
テーマ	水質保全
活動項目	44 その他（水質保全）
活動内容	☐ 水質保全を考慮した施設の適正管理 ・水質保全のため、非かんがい期において営農に支障のない範囲で池干し（1 ヶ月程度以上の水抜きによる泥土乾燥）を実施すること。
活動要件	—

（注）区分には、「テーマの追加」、「テーマの削除」、「活動項目の追加」、「活動項目の削除」、「活動内容の変更（追加又は削除等）」又は「活動要件の設定」のうち該当するものを記載すること。なお、「活動内容の追加」、「活動要件の設定」等については、追加箇所等に下線を記載する。また、活動項目については、活動項目名に活動項目番号を 100 番（前項までに 100 番以降を付けた場合は次の番号）から順に付け加えること。

ウ．多面的機能の増進を図る活動

区 分	—
活動区分	—
活動項目	—
活動内容	—
活動要件	—

（注）区分には、「活動項目の追加」、「活動内容の追加」又は「活動要件の設定」のうち該当するものを記載すること。なお、「活動内容の追加」、「活動要件の設定」については、追加箇所等に下線を記載する。また、活動項目については、活動項目名に活動項目番号を 100 番（前項までに 100 番以降を付けた場合は次の番号）から順に付け加えること。

④ 地域活動指針及び同指針に基づき定める要件（別紙 2）

奈良県の資源向上支払交付金（地域資源の質的向上を図る共同活動）に関する地域活動指針及び同指針に基づき定める要件は、別紙 2 のとおりとする。

（2） 交付単価

① 基本的考え方

奈良県の資源向上支払交付金（地域資源の質的向上を図る共同活動）の交付単価については、次に掲げる表に定めるとおりとする。ただし、市町村から認定を受けた事業計画又は市町村と締結した協定において協定の対象となる資源として位置付けて農地・水保全管理支払交付金の共同活動又は資源向上活動（共同活動）を 5 年間以上実施した農用地及び資源向上活動（長寿

命化)の対象農用地については、次に掲げる表に定める単価のそれぞれに 0.75 を乗じて得た額を交付単価とする。

② 資源向上支払交付金（地域資源の質的向上を図る共同活動（以下「資源向上活動（共同）」という。))の交付単価

適用	地目	資源向上活動（共同）の 10 アール当たりの交付単価	左記のうち国の助成
基本単価	田	2,400 円	1,200 円
	畑	1,440 円	720 円
	草地	240 円	120 円
継続地区の交付単価	田	1,800 円	900 円
	畑	1,080 円	540 円
	草地	180 円	90 円

なお、多面的機能の増進を図る活動に取り組まない場合は、上記交付単価に 5 / 6 を乗じた額を交付単価とする。

③ 加算単価

ア．多面的機能の更なる増進に向けた活動への支援

多面的機能の増進を図る活動に取り組んでいる対象組織が、事業計画に定める活動期間中に、農村振興局長が別に定める多面的機能の増進を図る活動の活動項目から新たに活動項目を選択し、1 活動項目以上追加する場合又は新たに設立する対象組織及び多面的機能の増進を図る活動に取り組んでいない対象組織が、事業計画に定める活動期間中に農村振興局長が別に定める多面的機能の増進を図る活動の活動項目から 2 活動項目以上選択して取り組む場合に、当該活動期間中に限り加算できる交付単価は、次に掲げる表に定めるとおりとする。

適用	地目	資源向上活動（共同）の 10 アール当たりの交付単価	左記のうち国の助成
加算単価	田	400 円	200 円
	畑	240 円	120 円
	草地	40 円	20 円

イ．農村協働力の深化に向けた活動への支援

アの支援を受ける対象組織であって、次の a 又は b のいずれかに該当する活動を行う場合に、当該活動期間中に限りアの表中の単価に更に加算できる交付単価は、次に掲げる表に定めるとおりとする。

- a 農業者以外の者が構成員のうち 4 割以上を占め、かつ、当該対象組織の活動に参加する個人及び団体の構成員の合計のうち 8 割以上が参加する実践活動を毎年度行う場合
- b 農業者以外の者が構成員のうち 4 割以上を占め、かつ、役員に女性が 2 名以上選任されている場合で、当該対象組織の活動に参加する個人及び団体の構成員の合計のうち 6 割以上が参加する実践活動を毎年度 2 種以上それぞれ別の日に行う場合

適用	地目	資源向上活動（共同）の 10 アール当たりの交付単価	左記のうち国の助成
加算単価	田	400 円	200 円
	畑	240 円	120 円

	草地	40 円	20 円
--	----	------	------

ウ．水田の雨水貯留機能の強化（田んぼダム）を推進する活動への支援

事業計画に定める活動期間中に、次の a 又は b のいずれかに該当する活動を行う場合に加算できる交付単価は、次に掲げる表に定めるとおりとする。

- a 資源向上支払（共同）の交付を受ける田面積全体のうち 5 割以上において、田の雨水貯留機能の強化を目的として、大雨時の水田からの排水を調節するため、水田の落水口に排水調整板の設置等を行う場合（加算対象面積は当該活動を実施する活動組織の対象農用地面積のうち田面積全体とする）
- b 広域活動組織にあっては、当該活動を実施する集落ごとに、資源向上支払（共同）の交付を受ける集落内の田面積全体のうち 5 割以上において、田の雨水貯留機能の強化を目的として、大雨時の水田からの排水を調節するため、水田の落水口に排水調整板の設置等を行う場合（加算対象面積は当該活動を実施する各集落の対象農用地面積のうち田面積全体とする）

適用	地目	資源向上活動（共同）の 10 アール当たりの交付単価	左記のうち国の助成
加算単価	田	400 円	200 円

④ 交付単価の変更

市町村長は、地域の実情に応じて②の表に掲げる交付単価に 0.5 を乗じた額以上であり、かつ、当該交付単価（①に該当する農用地に係るものにあつては、当該交付単価に 0.75 を乗じて得た額）を超えない範囲内で奈良県知事と協議の上、資源向上支払交付金の交付単価を設定することができる。この場合において、当該設定した交付単価に係る国および県の助成による資源向上支払交付金の交付単価は、当該設定した交付単価に国は 0.5 を乗じて得た金額とし、県は 0.25 を乗じて得た金額とする。

なお、多面的機能の増進を図る活動に取り組まない場合は、当該支払の交付単価に 5 / 6 を乗じた額を交付単価とする。

（３）交付金の算定の対象とする農用地

① 農業振興地域の農用地区域内の農用地

② ①以外の農用地のうち、多面的機能の発揮の観点から特に必要と認める農用地

ア．生産緑地法に基づく生産緑地

イ．県および市町村との契約、条例、法律等により、多面的機能の維持を図る観点から適正な保全が図られている農用地

ウ．多面的機能の発揮を図るための取組を、農業振興地域内の農用地区域内の農用地と一体的に取り組む必要があると認める農用地

（４）その他必要な事項

なし

4. 資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動）に関する事項

（１）地域活動指針の策定及び同指針に基づき定める要件の設定

① 地域活動指針策定における基本的考え方

対象組織が管理する活動計画に位置つけた水路、農道、ため池等を対象施設とし、これら施

設の長寿命化のための補修又は更新等を対象活動とする。

また、本県では、農地に係る施設として排水施設についても、地域の合意により、対象施設とし、暗渠排水の補修、更新等を対象活動とする。なお、農地に係る施設・活動については、対象組織（集落）が管理する水路、農道等の施設の長寿命化のための活動を行った上で、交付金の範囲の中で対象活動とすることができることとする。なお、実践活動等の際には、安全な活動に努めるものとする。

② 地域活動指針に基づき定める要件設定の基本的考え方

ア. 工事 1 件あたり 2 百万円以上の活動を実施する要件

要領別記 1－3 の第 3 の 2 の工事 1 件当たり 2 百万円以上の活動を実施する場合の要件は次のとおりとし、市町村は県と協議し、同意を得た上で長寿命化整備計画の認定を行うものとする。

a 対象施設・対象活動

対象とする施設及び活動は、①及び別紙 3 に定めるとおりとする。

b 内容について県知事と協議を求める場合の要件

市町村は、他事業による実施を検討した結果、次のいずれかに該当し、かつ、工事 1 件当たり五百万円未満である場合、県に対して協議を求めることができる。

- ・ 適用可能な他事業がなく、必要性が認められる場合
- ・ 適用可能な他事業があるが、必要性及び緊急性が認められ、予算規模等から 5 年以内の事業化が困難な場合

c 県が行う技術的指導の内容

県は、長寿命化整備計画の協議に際して、a 及び b に定める要件の適否、工法選定、工事計画等について審査及び技術的指導を実施する。

また、計画変更に際しても必要に応じて審査及び技術的指導を実施する。

市町村は、長寿命化整備計画に基づいて適正な施工となっているか工事完了時に確認する。

d その他必要な事項

なし

③ 地域の状況に応じて追加する農地に係る施設や対象活動

区 分	活動項目の追加
構成項目	実践活動
対象施設等	農地に係る施設
活動区分	農地に係る施設
活動項目	100 農地に係る施設の補修
活動内容	□暗渠排水の補修 ・ 老朽化等により機能に支障が生じている暗渠排水の補修等の対策を行うこと。
活動要件	—
区 分	活動項目の追加
構成項目	実践活動
対象施設等	農地に係る施設
活動区分	農地に係る施設
活動項目	101 農地に係る施設の更新等
活動内容	□暗渠排水の更新

	・老朽化等により機能に支障が生じている暗渠排水の更新等の対策を行うこと。
活動要件	—

(注) 区分には、「活動項目の追加」、「活動内容の追加」又は「活動要件の設定」のうち該当するものを記載すること。なお、「活動内容の追加」、「活動要件の設定」については、追加箇所等に下線を記載する。また、活動項目については、活動項目名に活動項目番号を 100 番（前項までに 100 番以降を付けた場合は次の番号）から順に付け加えること。

④ 地域活動指針及び同指針に基づき定める要件（別紙 3）

奈良県の資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動）に関する地域活動指針及び同指針に定める要件は、別紙 3 のとおりとする。

（２）交付金の算定の対象とする農用地

① 農業振興地域の農用地区域内の農用地

② ①以外の農用地のうち、多面的機能の発揮の観点から特に必要と認める農用地

ア．生産緑地法に基づく生産緑地

イ．県および市町村との契約、条例、法律等により、多面的機能の維持を図る観点から適正な保全が図られている農用地

ウ．多面的機能の発揮を図るための取組を、農業振興地域内の農用地区域内の農用地と一体的に取り組む必要があると認める農用地

（３）その他必要な事項

なし

５．広域協定の規模

奈良県内においては、活動組織当たりの面積規模が小さく、また、経営体当たりの経営耕地面積についても、全国平均を下回ることから、広域協定の対象とする区域が 100ha 以上の規模を有していれば、広域活動組織を設立することができるものとする。

さらに、中山間地域及び集落当たりの経営耕地面積が都府県平均を下回る条件不利地域においては、50ha 以上（又は広域協定に参加する集落が 3 集落以上）の規模を有していれば、広域活動組織を設立することができるものとする。

６．地域の推進体制

（１）基本的な考え方

本交付金による取組の推進にあたっては、奈良県、市町村、農業者団体、集落等の緊密な連携により、実施することが必要であることから、本県では、奈良県、市町村、農業者団体等から構成する奈良県多面的機能支払推進協議会を地域の推進組織に位置付けることとする。

（２）関係団体の役割分担

① 奈良県

- ・本交付金の実施状況等の評価を行うため、第三者委員会を設置・運営する。
- ・奈良県の多面的機能支払の実施に関する基本方針を策定する。
- ・市町村あるいは対象組織を対象とした説明会を開催し、本交付金の実施に必要な事項を周知するとともに、指導助言を行う。
- ・本交付金の普及・推進を図るため、推進に関する手引きを作成する。

② 市町村

- ・管内の対象組織が作成する事業計画を認定する。
- ・管内の広域活動組織の広域協定を認定する。
- ・対象組織を対象とした説明会を開催し、本交付金の実施に必要な事項を周知するとともに、指導助言を行う。
- ・毎年度、対象組織の農地維持活動及び資源向上活動の実施を確認する。

③ 奈良県多面的機能支払推進協議会

- ・市町村あるいは対象組織を対象とした説明会を開催し、本交付金の実施に必要な事項を周知する。
- ・対象組織に対し、適宜指導を行い、事業計画に位置づけられた活動等の適切な実施を図る。
- ・本交付金の普及・推進を図るため、推進に関する手引きを作成する。
- ・対象組織の事務手続きの支援等を行う組織の特定非営利法人化に対して支援を行う。
- ・多面的機能支払交付金について、対象組織から市町村に提出された申請書等の審査補助を行う。

(3) 市町村等への推進交付金の交付の方法

市町村への推進交付金については、国から奈良県に交付を受けた額のうち、市町村推進事業の実施に必要な経費を奈良県多面的機能支払交付金交付要綱に従い、奈良県から管内市町村に交付するものとする。

また、推進組織への推進交付金については、国から奈良県に交付を受けた額のうち、推進組織推進事業の実施に必要な経費を奈良県多面的機能支払交付金交付要綱に従い、奈良県から推進組織に交付するものとする。

(4) その他必要な事項

なし

7. その他

(1) 実績確認における基本方針の適用

多面的機能支払交付金実施要綱（平成26年4月1日25農振第2254号農林水産事務次官依命通知。以下、「交付金旧26要綱」という。）に基づき平成26年度に交付された交付金の実績確認等については、奈良県多面的機能支払の実施に関する基本方針（平成26年7月25日付け26近整第515号農政局同意。以下、「旧基本方針」）に基づき実施する。

(2) 実績報告における地域協議会の対応

「交付金旧26要綱」に基づき平成26年度に交付された交付金の実績報告等については、平成26年度まで事業実施主体として国から交付金の交付を受けていた地域協議会が行うものとする。

(3) 3の(1)の②のウの(イ)については、平成28年度までに多面的機能の増進を図る活動を含んだ事業計画の認定を受けた対象組織について、当該事業計画に定める実施期間中はこれを適用しないものとする。

【参考添付資料】

(参考1) 関係団体の役割分担表

(参考2) 実施体制図

<参考1>

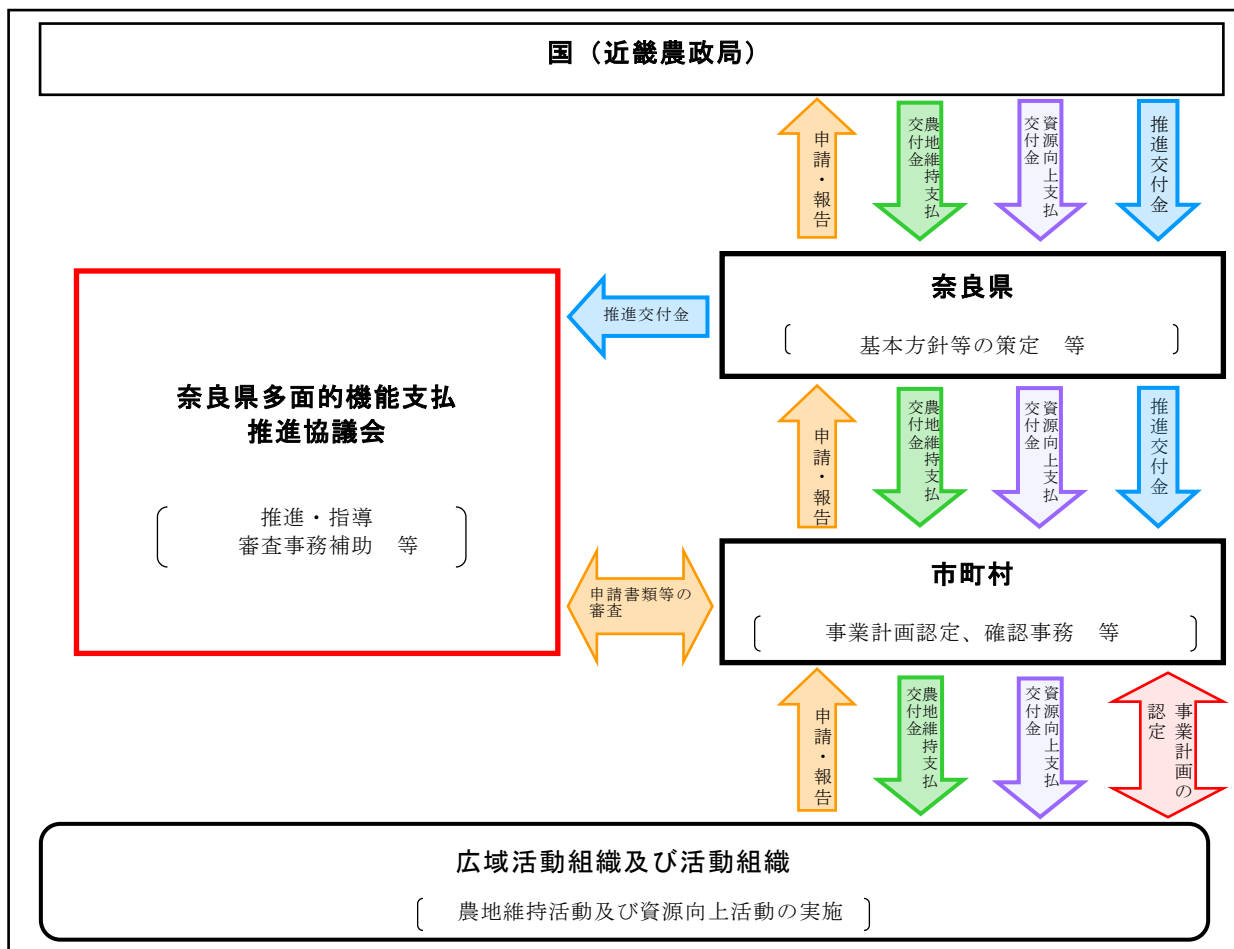
関係団体の役割分担表

事業内容	実施主体			備考
	奈良県	関係市町村	推進組織	
多面的機能支払交付金	○	○		
多面的機能支払推進交付金				
1. 法基本方針の策定	○			
2. 促進計画の策定		○		
3. 第三者機関の設置、運営	○			
4. 要綱基本方針の策定	○			
5. (1) 事業計画の指導、審査		○	○	
(2) 事業計画の認定		○		
6. (1) 広域協定の指導、審査		○	○	
(2) 広域協定の認定		○		
7. (1) 実施状況確認		○	○	
(2) 実施状況報告		○		
8. 推進・指導				
(1) 活動組織等への説明会	○	○	○	
(2) 活動に関する指導、助言	○	○	○	
(3) 推進に関する手引きの作成	○		○	
(4) 活動組織を支援する組織への支援	○			
9. (1) 審査、通知	○	○	○	
(2) 交付	○	○		
10. その他推進事業の実施に必要な事項				

(注)「その他推進事業の実施に必要な事項」には具体的な内容を記載する。

<参考2>

実施体制図



(別紙1)

**奈良県 地域活動指針及び同指針に基づく要件
(農地維持活動)**

第1 地域活動指針及び同指針に基づく要件

1 地域資源の基礎的な保全活動

地域活動指針			活動要件
活動区分		活動項目	
点検・ 計画策定	点検	1 点検	活動計画書に位置付けた農用地及び水路等の施設について、遊休農地の発生状況等の把握、泥の堆積状況等の点検を毎年度実施する。
	計画策定	2 年度活動計画の策定	点検結果を踏まえて、実践活動に関する年度計画を毎年度策定する。
研修		3 事務・組織運営等に関する研修、機械の安全使用に関する研修	事務・組織運営等に関する研修、機械の安全使用に関する研修について、5年間に各1回以上実施する。
実践活動	農用地	4 遊休農地発生防止のための保全管理	活動計画書に位置付けた農用地及び水路等の施設について、遊休農地発生防止のための保全管理、畦畔・法面・防風林の草刈り等を毎年度実施する。 ただし、下線部の活動については、点検結果に基づき、必要となる活動項目を実施する。
		5 畦畔・法面・防風林の草刈り	
		6 鳥獣害防護柵等の保守管理	
	水路	7 水路の草刈り	
		8 水路の泥上げ	
		9 水路附帯施設の保守管理	
	農道	10 農道の草刈り	
		11 農道側溝の泥上げ	
		12 路面の維持	
	ため池	13 ため池の草刈り	
		14 ため池の泥上げ	
		15 ため池附帯施設の保守管理	
	共通	16 異常気象時の対応	

2 地域資源の適切な保全管理のための推進活動

地域活動指針		活動要件
活動区分	活動項目	
地域資源の適切な保全管理のための推進活動	17 農業者（入り作農家、土地持ち非農家を含む）による検討会の開催	該当する活動項目を選択し、毎年度実施する。

	18 農業者に対する意向調査、農業者による現地調査	
	19 不在村地主との連絡体制の整備、調整、それに必要な調査	
	20 地域住民等（集落外の住民・組織等も含む）との意見交換・ワークショップ・交流会の開催	
	21 地域住民等に対する意向調査、地域住民等との集落内調査	
	22 有識者等による研修会、有識者を交えた検討会の開催	
	23 その他（地域の実情に応じて対象組織が具体的に設定）	

第2 活動の説明

1 地域資源の基礎的な保全活動

（1）点検・計画策定

ア 点検

1 点検

【農用地に関する活動内容】

□遊休農地等の発生状況の把握

- ・ 活動計画書に位置付けたすべての農用地について、遊休農地等の発生状況を把握すること。

【水路（開水路、パイプライン）に関する活動内容】

□施設の点検

- ・ 活動計画書に位置付けたすべての水路について、泥の堆積状況（ゴミの投棄状況含む）を確認すること。
- ・ 活動計画書に位置付けたすべてのパイプラインについて、ポンプ吸水槽等の泥の堆積状況（ゴミの投棄状況含む）を確認すること。
- ・ かんがい期前に通水試験を実施し、通水状況を把握すること。

【農道に関する活動内容】

□施設の点検

- ・ 活動計画書に位置付けたすべての農道について、路面の凹凸の状況、側溝の泥の堆積状況（ゴミの投棄状況含む）を確認すること。

【ため池（管理道路含む）に関する活動内容】

□施設の点検

- ・ 活動計画書に位置付けたすべてのため池について、泥の堆積状況（ゴミの投棄状況含む）、管理道路の状況（側溝のゴミの投棄状況含む）、安全施設の状況を確認すること。
- ・ ため池の水抜きを行い、ゲート等のため池附帯施設の点検を行うこと。

イ 計画策定

2 年度活動計画の策定

- ・ 点検・機能診断結果も踏まえて、実践活動の当該年度の活動計画を策定すること。

(2) 研修

3 事務・組織運営等に関する研修、機械の安全使用に関する研修

次の2つの研修について、5年間に各1回以上実施する。2つを合わせて実施することも可能とする。

- ・ 活動の円滑な実施が図られるように、活動に関する事務（書類作成、申請手続き等）や組織の運営に関する研修を行うこと。
- ・ 共同活動で使用する機械又は使用頻度が高い機械（刈払機など）について、安全使用に関する研修、講習等を開催又はそれに参加すること。

(3) 実践活動

ア 農用地に関する活動内容

4 遊休農地発生防止のための保全管理

- ・ 農用地の草刈り等や害虫駆除を適正に行い、耕作可能な状態に農用地を保全管理すること。なお、既遊休農地については、活動期間内に遊休農地を解消すること。

5 畦畔・法面・防風林の草刈り

□ 畦畔・農用地法面等の草刈り

- ・ ほ場内の作業性の確保、病虫害発生低減等のために、活動計画書に位置付けた畦畔・農用地法面やその周辺部の草刈り又は除草を行い、農業生産への障害が生じないようにすること。この際には、草刈り又は除草活動後の草を適正に処理し、刈り取った場所に放置しないこと。又は、その場に存置する場合にあっては、農業生産・生活環境への支障が生じないようにすること。

□ 防風林の枝払い・下草の草刈り

- ・ ほ場隣接の防風林やその周辺部の枝払い、草刈り又は除草等の作業により、適正な管理を行うこと。この際には、枝払いや草刈り又は除草活動後の草等を適正に処理し、刈り取った場所に放置しないこと。又は、その場に存置する場合にあっては、農業生産・生活環境への支障が生じないようにすること。

6 鳥獣害防護柵等の保守管理

□ 鳥獣害防護柵の適正管理

- ・ 鳥獣被害防止のための防護柵の下草刈りや簡易補修等による適正な管理を行うこと。

□ 防風ネットの適正管理

- ・ 防風ネットの下草刈りや簡易補修等による適正な管理を行うこと。

イ 水路（開水路・パイプライン）に関する活動内容

7 水路の草刈り

□水路の草刈り

- ・ 通水機能の維持、病虫害発生低減等のために、活動計画書に位置付けた水路やその周辺部の草刈り又は除草を行い、通水機能等に障害が生じないようにすること。この際には、草刈り又は除草活動後の草を適正に処理し、刈り取った場所に放置しないこと。又は、その場に存置する場合にあっては、農業生産・生活環境への支障が生じないようにすること。

□ポンプ場、調整施設等の草刈り

- ・ 活動計画書に位置付けたポンプ場、調整施設、営農飲雑用水施設等のパイプライン附帯施設やその周辺部の草刈り又は除草を行い、農業生産等への障害が生じないようにすること。この際には、草刈り又は除草活動後の草を適正に処理し、刈り取った場所に放置しないこと。又は、その場に存置する場合にあっては、農業生産・生活環境への支障が生じないようにすること。

8 水路の泥上げ

□水路の泥上げ

- ・ 活動計画書に位置付けた水路の泥上げを実施し、通水機能に障害が生じないようにすること。この際には、泥上げた土砂を適正に処理し、その場所に放置しないこと。又は、その場に存置する場合にあっては、農業生産・生活環境への支障が生じないようにすること。

□ポンプ吸水槽等の泥上げ

- ・ 点検の結果、必要となる場合には、活動計画書に位置付けたポンプ吸水槽等の泥上げを実施し、施設機能に障害が生じないようにすること。この際には、泥上げた土砂を適正に処理し、その場所に放置しないこと。又は、その場に存置する場合にあっては、農業生産・生活環境への支障が生じないようにすること。

9 水路附帯施設の保守管理

□かんがい期前の注油

- ・ 活動計画書に位置付けた制水弁等への注油により、施設機能に障害が生じないようにすること。

□ゲート類等の保守管理

- ・ 腐食等により劣化しやすいゲート、水門、除塵機等の開水路附帯施設の長寿命化に資するため、非かんがい期の屋内保管・冬期間の防寒対策、塗料や被覆資材の再塗布、管理運転等のきめ細やかな保全管理を行うこと。

□遮光施設の適正管理

- ・ アオコによる通水障害やかんがい施設の損傷等を防止するために設置している遮光施設の簡易補修等の対策を行う等適正な管理を行うこと。

ウ 農道に関する活動内容

10 農道の草刈り

- ・ 活動計画書に位置付けた農道の路肩・法面やその周辺部の草刈り、除草又は枝払いを行い、通行及び農業生産に障害が生じないようにすること。この際には、草刈り又は除草活動後の草を適正に処理し、刈り取った場所に放置しないこと。又は、その場に存置する場合にあっては、農業生産・生活環境への支障が生じないようにすること。

11 農道側溝の泥上げ

- ・ 活動計画書に位置付けた農道側溝の泥上げを実施し、通水機能に障害が生じないようにすること。この際には、泥上げした土砂を適正に処理し、その場所に放置しないこと。又は、その場に存置する場合にあっては、農業生産・生活環境への支障が生じないようにすること。

12 路面の維持

- ・ 活動計画書に位置付けた農道への砂利の補充を行う等、通行の障害となる程度の路面の凹凸をなくすようにすること。

エ ため池に関する活動内容

13 ため池の草刈り

- ・ 活動計画書に位置付けたため池やその周辺部の草刈り又は除草を行い、ため池の機能等に障害が生じないようにすること。この際には、草刈り又は除草活動後の草を適正に処理し、刈り取った場所に放置しないこと。又は、その場に存置する場合にあっては、ため池の機能及び農業生産・生活環境への支障が生じないようにすること。

14 ため池の泥上げ

- ・ 活動計画書に位置付けたため池の泥上げを実施し、ため池の貯水機能に障害が生じないようにすること。この際には、泥上げした土砂を適正に処理し、その場所に放置しないこと。又は、その場に存置する場合にあっては、農業生産・生活環境への支障が生じないようにすること。

15 ため池附帯施設の保守管理

☐ かんがい期前の施設の清掃・防塵

- ・ 活動計画書に位置付けたため池の施設について、清掃、除塵等の保守活動を行い、ため池の貯水及び配水等機能に障害が生じないようにすること。

☐ 管理道路の管理

- ・ 活動計画書に位置付けたため池の管理道路を補修（草刈り、側溝の泥上げ、通行の障害となる程度の路面の凹凸の解消等）し、管理道路としての機能に障害が生じないようにすること。

☐ 遮光施設の適正管理

- ・ アオコによる通水障害やかんがい施設の損傷を防止するために設置している遮光施設の簡易補修等の対策を行う等適正な管理を行うこと。

□安全施設の適正管理

- ・ ため池の転落防護柵等の安全施設について、簡易補修等の対策を行う等適正な管理を行うこと。

□ゲート類の保守管理

- ・ 腐食等により劣化しやすいゲート類等のため池附帯施設の長寿命化に資するため、非かんがい期の屋内保管・冬期間の防寒対策、又は、塗料や被覆資材の再塗布等のきめ細やかな保全管理を行うこと。

オ 共通

16 異常気象時の対応

□異常気象後の見回り

- ・ 洪水、台風、地震、豪雪等の異常気象等が収まった後に、十分に安全を確認した上で、農用地（畦畔、排水口、法面等）、水路、地上部のパイプライン附帯施設（ポンプ場、調整施設等）、農道、ため池及び附帯施設の見回りをを行い、状況を把握すること。

□異常気象後の応急措置

- ・ 異常気象後の見回りの結果、農用地に障害が生じるような状況である場合、又は水路、農道及びため池に土砂や雑木等がみられたり、施設機能に障害が生じるような状況である場合、必要に応じて応急措置を行うこと。

2 地域資源の適切な保全管理のための推進活動

構造変化に対応した保全管理の目標に基づいた以下の活動を行うこと。

17 農業者（入り作農家、土地持ち非農家を含む）による検討会の開催

18 農業者に対する意向調査、農業者による現地調査

19 不在村地主との連絡体制の整備、調整、それに必要な調査

20 地域住民等（集落外の住民・組織等も含む）との意見交換・ワークショップ
・ 交流会の開催

21 地域住民等に対する意向調査、地域住民等との集落内調査

22 有識者等による研修会、有識者を交えた検討会の開催

23 その他（地域の実情に応じて対象組織が具体的に設定）

※ 二重下線箇所：国が定める指針に対して奈良県として追加した内容。

(別紙2)

奈良県 地域活動指針及び同指針に基づく要件
(資源向上活動(地域資源の質的向上を図る共同活動))

第1 地域活動指針及び同指針に基づく要件

1 施設の軽微な補修

活動区分		活動項目	活動要件
機能診断 ・計画策定	機能診断	24 農用地の機能診断	活動計画書に位置付けた農用地及び水路等の施設について、施設の機能診断、診断結果の記録管理を毎年度実施する。
		25 水路の機能診断	
		26 農道の機能診断	
		27 ため池の機能診断	
	計画策定	28 年度活動計画の策定	機能診断結果を踏まえて、実践活動に関する年度計画を毎年度策定する。
研修		29 機能診断・補修技術等に関する研修	機能診断・補修技術等に関する研修について、5年間に1回以上実施する。
実践活動	農用地	30 農用地の軽微な補修等	活動計画書に位置付けた農用地及び水路等の施設について、農用地の軽微な補修等、必要な活動項目を毎年度実施する。
	水路	31 水路の軽微な補修等	
	農道	32 農道の軽微な補修等	
	ため池	33 ため池の軽微な補修等	

2 農村環境保全活動

	活動区分	活動項目	活動要件
	テーマ		
計画策定	生態系保全	34 生物多様性保全計画の策定	選択したテーマについて、基本方針、保全方法、活動内容等を示した計画を毎年度策定する。
	水質保全	35 水質保全計画、農地保全計画の策定	
	景観形成・生活環境保全	36 景観形成計画、生活環境保全計画の策定	
	水田貯留機能増進・地下水かん養	37 水田貯留機能増進計画、地下水かん養活動計画の策定	
	資源循環	38 資源循環計画の策定	
実践活動	生態系保全	39 生物の生息状況の把握	選択したテーマに基づき、生態系保全を図るため、生物の生息状況の把握等の活動項目を毎年度1つ以上実施する。
		40 外来種の駆除	
		41 その他(生態系保全)	
	水質保全	42 水質モニタリングの実施・記録管理	

		43 畑からの土砂流出対策	水質保全を図るため、水質モニタリングの実施・記録管理等の活動項目を毎年度1つ以上実施する。
		44 その他（水質保全）	
	景観形成・生活環境保全	45 植栽等の景観形成活動	選択したテーマに基づき、景観形成・生活環境保全を図るため、植栽等の景観形成活動等の活動項目を毎年度1つ以上実施する。
		46 施設等の定期的な巡回点検・清掃	
		47 その他（景観形成・生活環境保全）	
	水田貯留機能増進・地下水かん養	48 水田の貯留機能向上活動	選択したテーマに基づき、水田貯留機能増進・地下水かん養を図るため、水田の貯留機能向上活動等の活動項目を毎年度1つ以上実施する。
		49 水田の地下水かん養機能向上活動・水源かん養林の保全	
	資源循環	50 地域資源の活用・資源循環活動	選択したテーマに基づき、資源循環を図るため、地域資源の活用・資源循環活動を毎年度実施する。
	啓発・普及	51 啓発・普及活動	選択したテーマに基づき、地域住民等の理解を深めるための啓発・普及活動を毎年度実施する。

3 多面的機能の増進を図る活動

活動区分	活動項目	活動要件
多面的機能の増進を図る活動	52 遊休農地の有効活用	任意の実施とし、実施する場合は、活動項目を選択した上で、毎年度実施するとともに、広報活動・農的関係人口の拡大を毎年度実施する。
	53 鳥獣被害防止対策及び環境改善活動の強化	
	54 地域住民による直営施工	
	55 防災・減災力の強化	
	56 農村環境保全活動の幅広い展開	
	57 やすらぎ・福祉及び教育機能の活用	
	58 農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化	
	59 都道府県、市町村が特に認める活動	
	60 広報活動・農的関係人口の拡大	

第2 活動の説明

1 施設の軽微な補修

（1）機能診断・計画策定

ア 機能診断

【農用地に関する活動内容】

24 農用地の機能診断

□施設の機能診断

- ・ 活動計画書に位置付けたすべての施設の劣化状況等を早期に発見し、「実践活動」に位置付けた予防保全活動を適期に実施できるように畦畔、農用地法面、鳥獣害防護柵、防風ネット、雨水排水促進のための溝きり等の状況確認を行うこと。

□診断結果の記録管理

- ・ 状況確認の結果を経年的に記録管理すること。

【水路（開水路、パイプライン）に関する活動内容】

25 水路の機能診断

□施設の機能診断

- ・ 活動計画書に位置付けたすべての施設の劣化状況等を早期に発見し、「実践活動」に位置付けた予防保全活動を適期に実施できるように施設の状況確認（はらみの発生状況、目地部分の劣化状況、表面の劣化状況、沈下状況、側壁背面の侵食状況、藻等の発生状況、調整施設の遮光施設の状況、法面の侵食の発生状況、破損箇所 の把握等）を行うこと。
- ・ 活動計画書に位置付けたすべての施設の劣化状況等を早期に発見し、「実践活動」に位置付けた予防保全活動を適期に実施できるように施設の状況確認（給水栓ボックスの基礎部の状況、破損箇所 の把握、調整施設の遮光施設の状況等）を行うこと。

□診断結果の記録管理

- ・ 状況確認の結果を経年的に記録管理すること。

【農道に関する活動内容】

26 農道の機能診断

□施設の機能診断

- ・ 活動計画書に位置付けたすべての施設の劣化状況等を早期に発見し、「実践活動」に位置付けた予防保全活動を適期に実施できるように施設の状況確認（側溝の目地部分の劣化状況、側溝の劣化状況、側溝背面の劣化状況、路肩・法面の侵食状況、破損箇所 の把握等）を行うこと。

□診断結果の記録管理

- ・ 状況確認の結果を経年的に記録管理すること。

【ため池（管理道路含む）に関する活動内容】

27 ため池の機能診断

□施設の機能診断

- ・ 活動計画書に位置付けたすべての施設の劣化状況等を早期に発見し、「実践活動」に位置付けた予防保全活動を適期に実施できるように施設の状況

確認（遮水シートの劣化状況、目地部分の劣化状況、コンクリート構造物の表面劣化状況、堤体部の侵食状況、遮光施設の状況、安全施設の状況、破損箇所の把握等）を行うこと。

□診断結果の記録管理

- ・ 状況確認の結果を経年的に記録管理すること。

イ 計画策定

28 年度活動計画の策定

- ・ 機能診断結果も踏まえて、実践活動の当該年度の活動計画を策定すること。

(2) 研修（機能診断・補修技術等の研修）

29 機能診断・補修技術等に関する研修

□対象組織による自主的な機能診断及び簡単な補修に関する研修

- ・ 対象組織による自主的な機能診断及び簡単な補修が行えるように、技術研修の実施等の対象組織の技術向上対策を行うこと。

□老朽化が進む施設の長寿命化のための補修、更新等に関する研修

- ・ 対象組織による施設の長寿命化を図るための補修、更新等が行えるように、技術研修の実施等の対象組織の技術向上対策を行うこと。

□農業用水の保全、農地の保全や地域環境の保全に資する新たな施設の設置等に関する研修

- ・ 対象組織による農業用水の保全、農地の保全や地域環境の保全に資する新たな施設の設置等が行えるように、技術研修の実施等の対象組織の技術向上対策を行うこと。

(3) 実践活動

ア 農用地に関する活動内容

30 農用地の軽微な補修等

①畦畔・農用地法面等

□畦畔の再構築

- ・ 形状の劣化、沈下、破損等がみられる畦畔（土、コンクリート問わず）の幅や高さ等の形状回復等の対策を行うこと。

□農用地法面の初期補修

- ・ 降雨による影響等で農用地法面に侵食が発見された場合、補修、補強等の対策を行うこと。

②施設

□暗渠施設の清掃

- ・ 暗渠施設への高圧水による清掃等を実施し、機能の回復等の対策を行うこと。

□農用地の除れき

- ・ 生産性の確保による遊休農地発生防止のために、石れき等の除去を行

うこと。

□鳥獣害防護柵の補修・設置

- ・ 鳥獣被害防止のための防護柵の補修や設置等を行うこと。

□防風ネットの補修・設置

- ・ 防風ネットの補修を行うこと。又は新たに防風ネットを設置すること。

□きめ細やかな雑草対策

- ・ 畦畔又は農用地法面の形状確保や雑草繁茂・病虫害発生の抑制のために、「カバープランツ又はハーブの植栽・管理」、「抑草ネット等の設置」、又は、「薬剤による地上部の除草」を行うこと。なお、植栽等に当たっては、必要に応じて有識者の指導・助言を得るなど、地域の生態系への影響に留意することとし、抑草ネット等については、機能診断結果に基づき、必要に応じた適正な管理を行うこと。

□雨水排水促進のための溝きり

- ・ 水田からの雨水の排水を促進するため、溝きりを行い、表面排水を促進し、法面等の侵食を抑制することを行うこと。

イ 水路に関する活動内容

31 水路の軽微な補修等

①水路

□水路側壁のはらみ修正

- ・ 柵渠等により整備された水路の側壁部にはらみが発見された場合、はらみ修正等の対策を行うこと。

□目地詰め

- ・ U字溝等のコンクリート構造物の目地部に劣化が発見された場合、目地部に充填剤を詰める等の対策を行うこと。また、目地部分の草抜きも行うこと。

□表面劣化に対するコーティング等

- ・ コンクリート構造物等の表面が劣化していた場合、表面部へのコーティング剤の塗布等の対策を行うこと。

□不同沈下に対する早期対応

- ・ 水路敷きが一部不同沈下していた場合、当該部分の補修等の対策を行うこと。

□側壁の裏込材の充填、水路耕畔の補修

- ・ 柵渠等の水路側壁の背面に土壌侵食による空洞等が発見された場合、当該部分への裏込め材の充填、水路耕畔を補強する等の対策を行うこと。

□水路に付着した藻等の除去

- ・ 除塵機の破損や通水障害を解消するため、除塵機や水路内に繁茂した藻や水生植物を除去する等の対策を行うこと。

□水路法面の初期補修

- ・ 法面に侵食や漏水が発見された場合、補修・補強等の対策を行うこと。

□破損施設の補修

- ・ 破損箇所や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。

□きめ細やかな雑草対策

- ・水路法面の形状確保や雑草繁茂・病虫害発生の抑制のために、芝等の「カバープランツの植栽・管理」や「抑草ネット等の設置」、又は、「薬剤による地上部の除草」を行うこと。

なお、植栽等にあたっては、必要に応じて有識者の指導・助言を得るなど、地域の生態系への影響に留意することとし、抑草ネット等については、機能診断結果に基づき、必要に応じた適正な管理を行うこと。

□パイプラインの破損施設の補修

- ・破損箇所や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。

□パイプ内の清掃

- ・パイプライン及び排泥工等の附帯施設内に堆積した土砂やゴミ等を除去するために、高圧水による除去活動等の対策を行うこと。

②附帯施設

□給水栓ボックス基礎部の補強

- ・特に洗掘を受けやすい給水栓ボックス付近の洗掘が判明した場合、補修等の対策を行うこと。

□破損施設の補修

- ・破損箇所や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。

□給水栓に対する凍結防止対策

- ・特に冬期間を中心とした低温期及び夜間の低温を原因とするパイプ等の破裂防止のために給水栓ボックスに保温材を投入するなどの保温対策を行うこと。

□空気弁等への腐食防止剤の塗布等

- ・空気弁、バルブ、制御施設等のパイプライン附帯施設の機能を継続的に発揮させるために、腐食防止剤の塗布、清掃等のきめ細やかな保全管理を行うこと。

□遮光施設の補修等

- ・アオコによる通水障害やかんがい施設の損傷等を防止するために設置している遮光施設の補修や設置を行うこと。

ウ 農道に関する活動内容

32 農道の軽微な補修等

①農道

□路肩、法面の初期補修

- ・降雨による影響等で路肩・法面に侵食が発見された場合、補修、補強等の対策を行うこと。

□軌道等の運搬施設の維持補修

- ・軌道等の運搬施設に劣化等による障害が発生している場合、維持、補修等の対策を行うこと。

□破損施設の補修

- ・破損箇所や老朽化した箇所の補修、簡易な補強等の対策を行うこと。

□きめ細やかな雑草対策

- ・ 路肩又は法面の形状確保や雑草繁茂・病虫害発生抑制のために、芝等の「カバープランツの植栽・管理」や「抑草ネット等の設置」、又は、「薬剤による地上部の除草」を行うこと。なお、植栽等に当たっては、必要に応じて有識者の指導・助言を得るなど、地域の生態系への影響に留意することとし、抑草ネット等については、機能診断結果に基づき、必要に応じた適正な管理を行うこと。

②附帯施設

□側溝の目地詰め

- ・ U字溝などのコンクリート構造物の目地部に劣化が発見された場合、目地部に充填剤を詰める等の対策を行うこと。また、目地部分の草抜きも行うこと。

□側溝の不同沈下への早期対応

- ・ 側溝が一部不同沈下していた場合、当該部分の補修等の対策を行うこと。

□側溝の裏込材の充填

- ・ 側溝側壁の背面で土壌侵食による空洞等が発見された場合、当該部分に裏込め材の充填等の対策を行うこと。

□破損施設の補修

- ・ 破損箇所や老朽化した箇所の補修、簡易な補強等の対策を行うこと。

エ ため池に関する活動内容

33 ため池の軽微な補修等

①堤体

□遮水シートの補修

- ・ 遮水シートに破損がみられた場合、部分的に補修する等の対策を行うこと。

□コンクリート構造物の目地詰め

- ・ コンクリート構造物の目地部に劣化が発見された場合、目地部に充填剤を詰める等の対策を行うこと。また、目地部分の草抜きも行うこと。

□コンクリート構造物の表面劣化への対応

- ・ コンクリート構造物等の表面に劣化が発見された場合、表面部にコーティング剤を塗布する等の対策を行うこと。

□堤体侵食の早期補修

- ・ 堤体の表面に侵食がみられた場合、補修等の対策を行うこと。

□破損施設の補修

- ・ 破損箇所や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。

□きめ細やかな雑草対策

- ・ ため池法面の形状確保や雑草繁茂・病虫害発生抑制のために、芝等の「カバープランツの植栽・管理」や「抑草ネット等の設置」、又は、「薬剤による地上部の除草」を行うこと。なお、植栽等に当たっては、必要に応じて有識者の指導・助言を得るなど、地域の生態系への影響に留意する

こととし、抑草ネット等については、機能診断結果に基づき、必要に応じた適正な管理を行うこと。

②附帯施設

☐破損施設の補修

- ・ 破損箇所や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。

☐遮光施設の補修等

- ・ アオコによる通水障害やかんがい施設の損傷等を防止するために設置している遮光施設の補修や設置を行うこと。

☐安全施設の補修等

- ・ ため池の転落防護柵等の安全施設の、補修や設置を行うこと。

2 農村環境保全活動

(1) 計画策定

ア 生態系保全

☐34 生物多様性保全計画の策定

- ・ 地域における生物多様性保全に向けて、基本方針、保全する生物、保全方法、活動内容等を示した計画を策定すること。

イ 水質保全

☐35 水質保全計画、農地保全計画の策定

☐水質保全計画の策定

- ・ 地域における水質保全に向けて、基本方針、保全方法、活動内容等を示した計画を策定すること。

☐農地の保全に係る計画の策定

- ・ 地域における農地からの濁水や土砂流出の防止に向けて、基本方針、活動内容等を示した計画を策定すること。

ウ 景観形成・生活環境保全

☐36 景観形成計画、生活環境保全計画の策定

- ・ 地域における景観形成・生活環境保全に向けて、基本方針、目標達成方法、活動内容等を示した計画を策定すること。

エ 水田貯留機能増進・地下水かん養

☐37 水田貯留機能増進計画、地下水かん養活動計画の策定

☐水田貯留機能増進に係る地域計画の策定

- ・ 地域における水田等を利用した水田貯留機能増進に向けて、基本方針、活動内容等を示した計画を策定すること。

☐地下水かん養に係る地域計画の策定

- ・ 地域における水田等を利用した地下水かん養に向けて、基本方針、活動内容等を示した計画を策定すること。

オ 資源循環

38 資源循環計画の策定

- ・ 地域における資源循環のために、基本方針、循環する資源、循環方法、活動内容等を示した計画を策定すること。

(2) 実践活動

ア 生態系保全

39 生物の生息状況の把握

- ・ 地域における生物多様性保全を推進するために、保全する生物を中心とした生物等の調査を行うこと。地域に生息・生育する生物、又は保全する生物の分布図を、地域情報が把握できる地形図を活用して作成すること。
- ・ 地域において保全する生物の動向を把握するために、モニタリング調査を行うとともに、その記録管理を行うこと。

40 外来種の駆除

- ・ 地域における生物多様性保全のため、外来の魚類等の生物を駆除する活動を行うこと。

41 その他（生態系保全）

□生物多様性保全に配慮した施設の適正管理

- ・ 地域において保全する生物（主に魚類）の生息環境を創出するワンドの設置、石積み・多孔コンクリートによる護岸等を行った水路や多自然型に復元した水路等について、ゴミの除去等により適正な維持管理を行うこと。又は、新たに魚巢ブロック等を設置し、適正な維持管理を行うこと。
- ・ 地域における魚類の生息環境を改善する魚道や段差解消等を行った水路等について、ゴミの除去等により適正な維持管理を行うこと。又は、新たに魚道等を設置し、適正な維持管理を行うこと。
- ・ 地域における魚類等の生息環境を改善するために、水路への堰板の設置等を通じて、流速、水深の管理を行うこと。又は、保全池等の水位管理を行うこと。
- ・ 動物等の生息環境改善のために、植栽等によって確保した連続性のある緑地帯や動物等が道路や水路を横断しやすくするような施設について、適正な維持管理を行うこと。又は、新たに道路や水路を横断しやすくするような施設を設置し、適正な維持管理を行うこと。

□水田を活用した生息環境の提供

- ・ 遊休農地等をビオトープとして位置付けるとともに、畦畔の維持や水管理等による適正な維持管理を行うこと。
- ・ 鳥類の餌場、ねぐらの確保又は両生類や昆虫類の産卵等のために、作物の収穫後の水田を湛水状態にする活動を行うこと。
- ・ 渡り鳥への保護活動として、遊休農地等を利用して鳥の餌となる植物の栽培等を行うこと。

- ・ 魚類、両生類等の生息場、待避場を確保するため、ほ場内に小水路等を設置し、適正な維持管理を行うこと。

□生物の生活史を考慮した適正管理

- ・ 地域において保全する生物の生息環境を維持保全するために、当該生物の生活史に配慮した草刈りを行うこと。なお、その際は水路等内の刈草等とともに捕獲された生物を水路等に戻すこと。
- ・ 地域において保全する生物の生息環境を維持保全するために、当該生物の生活史に配慮した水路の泥上げを行うこと。なお、その際は土砂とともにすくい上げられた生物を水路等に戻すこと。
- ・ 地域において保全する生物の生息環境を維持保全するために、農用地から林地等までを移動範囲とする生物のネットワークを考慮して、農用地・林地等の適正な維持管理を行うこと。

□放流・植栽を通じた在来生物の育成

- ・ 生物多様性保全の観点から、地域内に以前から生息していたが、近年減少していると感じられる生物について、放流・植栽したり、生息環境を継続的に確保するための適正な維持管理を行うこと。
- ・ 水路法面や畦畔等に植栽する場合、通常地域内に生息しない植物を植栽するのではなく、通常地域内に生息する在来植物を植栽するとともに、定期的な草刈り等による適正な維持管理を行うこと。
- ・ 基礎活動としてため池の水抜きを行った後、外来種以外の魚類等の生息が確認された場合に、元のため池に戻すか、連続性のある同一水系のため池や河川等に移植すること。
- ・ デコイ（鳥の模型）や遮光壁の設置・管理や鳴き声を発生させる等の、鳥類の呼び寄せに寄与する活動を行うこと。
- ・ 鳥類の生息環境の改善のために、巣箱を設置・管理すること。

□希少種の監視

- ・ 地域における生物多様性保全のために、水路、ため池等に希少種が生息・生育する場合、乱獲等を防ぐための定期的な監視を行うこと。

イ 水質保全

42 水質モニタリングの実施・記録管理

- ・ 水質の動向を把握するために、水質モニタリング調査を行うとともに、その記録管理を行うこと。

43 畑からの土砂流出対策

□排水路沿いの林地帯等の適正管理

- ・ 水質保全に向けて、畑からの濁水等の流出抑制を図るために排水路沿いに設置した林地帯等について、下草刈り等による適正な維持管理を行うこと。又は、新たに林地帯等の設置を行い、適正な維持管理を行うこと。

□沈砂池の適正管理

- ・ 水質保全に向けて、土砂堆積機能の効果的発揮や浮遊物の流出防止を図るため、沈砂池や土砂溜枳の泥上げやその施設への植栽を行い、適正な管

理を行うこと。又は、新たに沈砂池の設置を行い、適正な維持管理を行うこと。

□土壌流出防止のためのグリーンベルト等の適正管理

- ・ 水質保全に向けて、農用地からの土壌流出を抑制するために設置したグリーンベルト（緑地帯）等（畦畔、木柵等含む）について、適正な維持管理を行うこと。又は、新たにグリーンベルト（緑地帯）等（畦畔、木柵等含む）を設置し、適正な維持管理を行うこと。なお、植栽等に当たっては、必要に応じて有識者の指導・助言を得るなど、地域の生態系への影響に留意すること。
- ・ 水質保全に向けて、作物収穫後に通常裸地期間となる場合、土壌流出を抑制するために営農目的以外で流出防止対策（マルチ、敷きわら、植物の植栽等）を行い、適正な維持管理を行うこと。

44 □その他（水質保全）

□水質保全を考慮した施設の適正管理

- ・ 水質保全のために、排水路やため池内に植栽したヨシ等の植物について、適正な時期に刈り取りを行い、排水路やため池外に搬出し処分する等の適正な維持管理を行うこと。又は、新たにヨシ等を植栽し、適正な維持管理を行うこと。なお、植栽等に当たっては、必要に応じて有識者の指導・助言を得るなど、地域の生態系への影響に留意すること。
- ・ 水質保全のために、排水路やため池内に設置した木炭等の接触材を利用した浄化施設等の水質改善施設について、接触材を定期的に更新する等の適正な維持管理を行うこと。又は、新たに水質改善施設を設置し、適正な維持管理を行うこと。
- ・ 水質保全のために、排水路に設置した浄化池について、泥上げ、清掃等の適正な維持管理を行うこと。又は、新たに浄化池を設置して適正な維持管理を行うこと。
- ・ 水質保全のため、非かんがい期において営農に支障のない範囲で池干し（1ヵ月程度以上の水抜きによる泥土乾燥）を実施すること。

□水田からの排水（濁水）管理

- ・ 水田からの濁水流出防止を図るために、濁水がほ場内に滞留して浮遊（懸濁）物質の沈殿が図られるように、排水止水板を設置し、その適正な維持管理を行うこと。

□循環かんがいの実施

- ・ 地域内外の水質を保全するため、地域内での循環かんがいを実施すること。

□非かんがい期における通水

- ・ 水質改善や悪臭発生防止のために、非かんがい期においてもゲート等の適正な管理等によって水路に通水すること。

□管理作業の省力化による水資源の保全

- ・ 管理作業を省力化し、水資源の逼迫や下流閉鎖水域の水質悪化を改善するため、末端ゲート・バルブ又は給水栓・取水口の自動化等を行うこと。

ウ 景観形成・生活環境保全

45 植栽等の景観形成活動

□景観形成のための施設への植栽等

- ・ 農用地（畦畔、防風林含む）、水路、ため池、農道（路肩含む）を活用して景観を良くするために、花壇、植生土のうの設置や景観植物の植栽を行うとともに、ゴミの除去等による適正な維持管理を行うこと。なお、植栽等にあたっては、必要に応じて有識者の指導・助言を得るなど、地域の生態系への影響に留意すること。
- ・ 景観形成のために、水路等に水生植物（花き等）を植栽するとともに、補植等による適正な維持管理を行うこと。なお、植栽等にあたっては、必要に応じて有識者の指導・助言を得るなど、地域の生態系への影響に留意すること。
- ・ 景観形成のために、農道の歩道部分を木材チップで覆う等の活動を行うこと。

□農用地等を活用した景観形成活動

【農用地等を活用した景観形成活動】

- ・ 農用地等の資源が活用されて形成される良好な景観を維持、改善するため、農用地周辺の屋敷林の適正管理、廃屋（使用されなくなった農具小屋等）の撤去又は周辺景観に配慮した利活用、複数の施設の壁の同系色化等の活動を実施し、景観形成を図ること。

【農用地等を活用した景観に配慮した作付け】

- ・ 農用地への作物の作付け及び輪作を行う際に、農用地への景観作物の作付けや景観に配慮した輪作を行うこと。
- ・ 農村の景観を良好にするために、遊休農地等に景観植物等の植栽を行うこと。なお、植栽等にあたっては、必要に応じて有識者の指導・助言を得るなど、地域の生態系への影響に留意すること。

46 施設等の定期的な巡回点検・清掃

- ・ 地域内の景観保全及び生活環境保全のために、ゴミの不法投棄防止のための巡回点検を行うこと。
- ・ 地域内の景観保全及び生活環境保全のために、農用地、開水路、パイプライン附帯施設、ため池、農道等の施設周辺のゴミを定期的に除去すること。
- ・ 地域の重要な通行の場となっている農道の除雪を行うこと。
- ・ 畦畔法面の管理作業を省力化し、管理の粗放化による病虫害の増加、景観の悪化等を防止するため、法面への小段（犬走り）の設置を行うこと。

47 その他（景観形成・生活環境保全）

□農業用水の地域用水としての利用・管理

- ・ 農業用水を生活用水として利用するとともに、適正な利用が可能となるように利用区間の水路底やその周辺部の清掃及び適正な維持管理を行うこ

と。

- ・ 農業用水を防火用水として利用するとともに、適正な利用が可能となるように防火水槽の定期的な清掃、防火訓練への協力、水位確保のための堰板管理等を行うこと。
- ・ 農業用水を消流雪用に利用するとともに、その適正な利用が可能となるように降雪期前の点検、補修、及びその他期間にも適正な維持管理を行うこと。
- ・ 集落内にある水路を親水空間として利活用し、定期的な清掃等により、適正な維持管理を行うこと。
- ・ 農村の水辺空間の景観形成を図るため、非かんがい期においても、ため池に貯水すること。

□伝統的施設や農法の保全・実施

- ・ はさ掛け等の伝統農法の実践を通じて農村特有の景観形成を図ること。
- ・ 地域に賦存する歴史的な価値のある農業施設の保全を行うこと。
- ・ 景観形成のために、機械作業が不可能な棚田等の石垣法面の草刈りや補修等を適正に行うこと。

□農用地からの風塵の防止活動

- ・ 農用地周辺に立地する住宅等に対して、農用地からの風塵による影響を小さくするため、主として営農目的以外で農用地への植物の植栽を行い、適正な維持管理を行う等の活動を行うこと。又は、風塵防止のための並木を整備し、枝打ち等により適正な維持管理を行うこと。なお、植栽等に当たっては、必要に応じて有識者の指導・助言を得るなど、地域の生態系への影響に留意すること。

エ 水田貯留機能増進・地下水かん養

48 水田の貯留機能向上活動

- ・ 大雨時の水田からの排水を調節するため、水田の落水口に排水調整板の設置等を行うこと。
- ・ 大雨時の水田での貯留効果を向上させるため、畦畔の嵩上げ等を行うこと。ただし前述の排水調節の活動を行う場合に限る。
- ・ 大雨時に、水田への湛水による一時貯留やため池等の空容量を活用し、貯留機能を向上させるため、ゲート等の操作や排水ポンプの稼働を行うこと。

49 水田の地下水かん養機能向上活動、水源かん養林の保全

□水田の地下水かん養機能向上活動

- ・ 水田の持つ地下水かん養機能を発揮させるため、かんがい・防除等の営農以外の目的で水田への水張りを行うこと。又は、新たにポンプを設置し、計画に基づいた水田への湛水を行うこと。
- ・ 水田の持つ地下水かん養機能を効果的に発揮させるため、収穫後に耕起を行うこと。

□水源かん養林の保全

- ・ 地下水かん養の便益を受ける地域が上流域の地域と連携を取りながら、水源かん養林を対象にした保全活動を行うこと。

オ 資源循環

50 地域資源の活用・資源循環活動

【有機性物質のたい肥化】

- ・ 資源の循環を推進するために、家庭からの生ゴミ等を収集し、たい肥化を図ること。
- ・ 資源の循環を推進するために、農業集落排水施設から発生する汚泥を収集し、たい肥化を図ること。

【間伐材等を利用した防護柵等の適正管理】

- ・ 地域及び周辺で産出される間伐材を利用して設置した防護柵について、破損があった場合などには早急な対応を行うなど、適正な維持管理を行うこと。又は、新たに間伐材を利用した防護柵を設置し、維持管理すること。

【農業用水の反復利用】

- ・ 地域において農業用水を有効活用するために、農業用水を反復して循環的な利用を行うこと。又は、新たに排水の再利用が可能となるポンプを設置し、計画に基づいた通水を行うこと。

【小水力発電施設の適正管理】

- ・ 地域内にある水路に設置した小水力発電施設について、継続的に発電が可能となるような適正な維持管理を行うこと。又は、新たに発電施設を設置し、維持管理すること。又は、小水力発電の導入に向けた実験活動を行うこと。

(3) 啓発・普及

51 啓発・普及活動

①広報活動（パンフレット等の作成・頒布、看板設置等）、啓発活動（有識者の指導、勉強会等）に関する活動内容

□広報活動

- ・ 農村環境保全活動に対する地域住民等の理解を深めるために、パンフレット、機関誌等の作成・頒布、看板の設置、インターネットのホームページの開設・更新等の活動を行うこと。
- ・ 外来種の侵入防止や駆除に対する理解を醸成する活動を行うこと。

□啓発活動

- ・ 地域の農村環境保全のために、農村環境の各テーマに詳しい専門家の意見を伺う等、有識者の指導・助言を得ること。
- ・ 地域で保全する生物の種類を検討するためや、地域の水質保全計画・景観形成計画等を策定するため等に、集落等での寄合等の場を活用した勉強会等を行うこと。

②地域住民との交流活動、学校教育、行政機関等との連携に関する活動内容

□地域住民等との交流活動

- ・ 活動を契機として、農村環境保全活動に対する地域住民等の関心を高めるために、地域住民等との交流活動を行うこと。
- ・ 地域における生物多様性保全、景観形成等への認識を高めるために、地域内の水路等でみられる生物を対象とした観察会や地域の農村環境を再点検するためのウォーキング等を行うこと。
- ・ 生物多様性保全への意識向上のために設置した植物等の観察路や鳥の観察台について、定期的なゴミ除去等による適正な維持管理を行うこと。又は、新たに観察路等を設置し、管理を行うこと。
- ・ 農村環境保全活動を実施する団体との意見交換会の開催等により、連携を図ること。
- ・ 地域における水田を利用した水田貯留機能増進・地下水かん養を推進していくために下流域と上流域との間での情報交換会の実施等により、連携を図ること。

□学校教育等との連携

- ・ 農村環境保全活動の啓発等のために、テーマに応じた出前講座や体験の場の提供等により、小中学校、高等学校、幼稚園等と連携を図ること。

□行政機関等との連携

- ・ 市町村が田園環境整備マスタープランを策定（変更）する際に、地域における生息生物、水質等の各テーマに関する情報を提供したり、内容について意見を述べる。また、地域での活動等をマスタープランに位置付ける等の連携強化を図ること。
- ・ 市町村等が作成する広報誌について、地域における生息生物・景観等についての情報を提供したり、地域の活動実績等を投稿すること。

③地域内の規制等の取り決めに関する活動内容

□地域内の規制等の取り決め

- ・ 農村環境保全活動を推進していくために、規制（ルール、約束事等）について、地域の合意の下で取り決めること。

3 多面的機能の増進を図る活動

52 遊休農地の有効活用

- ・ 地域内外からの営農者の確保、地域住民による活用、企業と連携した特産物の作付等、遊休農地の有効活用のための活動を行うこと。

53 鳥獣被害防止対策及び環境改善活動の強化

- ・ 鳥獣被害防止のための対策施設の設置や鳥獣緩衝帯の整備・保全管理、農地周りの藪等の伐採、農地への侵入竹等の防止等、農地利用や地域環境の改善のための活動を行うこと。

54 地域住民による直営施工

- ・ 農業者・地域住民が直接参加した施設の補修や環境保全施設の設置、そのための技術習得等、地域住民が参加した直営施工による活動を行うこと。

55 防災・減災力の強化

- ・ 水田やため池の雨水貯留機能の活用、危険ため池の管理体制の整備・強化、災害時における応急体制の整備等、地域が一体となった防災・減災力の強化のための活動を行うこと。

56 農村環境保全活動の幅広い展開

- ・ 農地等の環境資源としての役割を活かした、景観の形成、生態系の保全・再生等、農村環境の良好な保全に向けた幅広い活動を行うこと（地域資源の質的向上を図る共同活動において取り組まれる農村環境保全活動に加えて、1 テーマを選択し農村環境保全活動を実施する対象組織及び4に定める活動を実施する対象組織が対象）。

57 やすらぎ・福祉及び教育機能の活用

- ・ 地域の医療・福祉施設等と連携した、農村環境保全活動への参画や農業体験等を通じた交流活動等、地域と医療・福祉施設等との連携を強化する活動を行うこと。

58 農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化

- ・ 農村特有の景観や文化を形成してきた伝統的な農業技術、農業に由来する行事の継承等、文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化に資する活動を行うこと。
- ・ 地域内外の法人、専門家、教育機関等と連携した農村環境保全活動への参画や農業体験等を通じた交流活動等、地域資源の有するやすらぎや教育の場としての機能増進を図る活動を行うこと。

59 都道府県、市町村が特に認める活動

- ・ 都道府県が策定した地域活動指針において、地域の多様な実態を踏まえて追加した活動を行うこと。

60 広報活動・農的関係人口の拡大

- ・ 多面的機能支払交付金の活動に対する多様な主体の参画の促進や地域外からの呼び込みによる農的関係人口の拡大のために、パンフレット、機関誌等の作成・頒布、看板の設置、インターネットのホームページの開設・更新等の活動を行うこと。

- 4 多面的機能の増進を図る活動における「農村環境保全活動の幅広い展開」の対象組織
- 3における「農村環境保全活動の幅広い展開」の対象組織は、地域資源の質的向上を図る共同活動において取り組まれる農村環境保全活動に加えて、当該農村環境保全活動とは異なる1 テーマ以上の農村環境保全活動を選択及び実施する対象組織、又は以下の高度な保全活動を実施する対象組織とする。

(1) 農業用水の保全

ア 循環かんがいによる水質保全

□循環かんがい施設の保全等

- ・ 循環かんがいにより地域の河川、湖沼等の水質改善を図るために、ポンプの分解点検清掃及び循環池のゴミ・土砂の除去を行うこと。また、定期的に水質調査を行い、周辺水域への負荷の軽減効果を確認すること。

イ 浄化水路による水質保全

□水路への木炭等の設置

- ・ 農業用排水の水質改善を図るために、水路又はため池に水質浄化施設(木炭・れき・織布等の接触材、ヨシやガマ等の水質浄化植物等)を設置し、浄化施設の適正な維持管理(施設の清掃、植物の刈り取り)を行うこと。また、定期的に水質調査を行い、水質を確認すること。なお、植栽等に当たっては、必要に応じて有識者の指導・助言を得るなど、地域の生態系への影響に留意すること。

ウ 地下水かん養

□冬期湛水等のためのポンプ設置

- ・ 農業用水源としての地域の地下水をかん養するために、ポンプを設置し、かんがい・防除等の営農目的以外で、計画に基づいた水田への湛水を行うこと。

エ 持続的な水管理

□末端ゲート・バルブの自動化等

- ・ 管理の粗放化による溢水や水資源の逼迫等の地域の水管理に関する問題を改善するため、末端ゲート・バルブの自動化等を行うこと。

□給水栓・取水口の自動化等

- ・ 管理の粗放化による水資源の逼迫や閉鎖水域の水質悪化等の地域の水環境に関する問題を改善するため、給水栓・取水口の自動化等を行うこと。

(2) 農地の保全

ア 土壌流出防止

□グリーンベルト等の設置

- ・ 農地等からの土壌流出を防止するために、農地周辺の水路沿い等にグリーンベルト(緑地帯)等(畦畔、木柵等含む)を設置し、適正な維持管理を行うこと。なお、植栽等に当たっては、必要に応じて有識者の指導・助言を得るなど、地域の生態系への影響に留意すること。

□防風林の設置

- ・ 活動計画書に位置付けた農地において、農地等からの砂塵飛散を防止するために、農地に隣接する防風林を設置し、枝払いや草刈り、除草等の適正な維持管理を行うこと。

(3) 地域環境の保全

ア 生物多様性の回復

□水田魚道の設置

- ・ 地域における保全対象となる生物（魚類）やそれを捕食する猛禽類等の生息環境の確保のために、対象となる魚類の遡上が可能となるよう水田と排水路の間等に適切な小規模魚道を設置し、適正な維持管理を行うこと。また、保全対象となる魚類等の生息状況について適切にモニタリング調査を行うこと。

□水路魚道の設置

- ・ 地域における対象となる生物（魚類）やそれを捕食する猛禽類等の生息環境の確保のために、対象となる魚類の遡上が可能となるよう水路に適切な魚道を設置し、適正な維持管理を行うこと。また、保全対象となる魚類等の生息状況について適切にモニタリング調査を行うこと。

□生息環境向上施設の設置

- ・ 地域における対象となる生物（魚類等）やそれを捕食する猛禽類等の生息環境の確保のために、水路、遊休農地等にワンド、ビオトープ、石積み・多孔コンクリート護岸等を設置し、適正な維持管理を行うこと。また、保全対象となる生物の生息状況について適切にモニタリング調査を行うこと。

□生物の移動経路の確保

- ・ 地域における保全対象となる生物の移動経路の確保のために、対象となる野生生物を特定した上で、道路や水路を横断しやすくするような施設（水路蓋、農道下の暗渠等）を設置し、適正な維持管理を行うこと。また、保全対象となる生物の移動経路が確保されていることについて適切にモニタリング調査を行うこと。

イ 水環境の回復

□水環境回復のための節水かんがいの導入

- ・ 排水の再利用等により、かんがい用水の取水量を節減し、地域の水環境の回復を図るために、排水の再利用が可能となるようポンプ等を設置し、計画に基づいた通水を行うこと。

ウ 持続的な畦畔管理

□カバープランツ（地被植物）の設置

- ・ 管理の粗放化による病虫害の増加、法面浸食、景観の悪化等を防止するために、カバープランツを設置し、適正な維持管理を行うこと。なお、植栽等にあたっては、必要に応じて有識者の指導・助言を得るなど、地域の生態系への影響に留意すること。

□法面への小段（犬走り）の設置

- ・ 管理の粗放化による病虫害の増加や、景観の悪化等を防止するために、法面へ小段を設置すること。

（４）専門家の指導

□専門家による技術的指導の実施

- ・ 対象活動に関する専門的な知見又は技能を有している者の指導や助言を受け対象活動を実施すること。また、指導内容及びその反映状況を記録すること。

※ 二重下線箇所：国が定める指針に対して奈良県として追加した内容。

(別紙3)

奈良県 地域活動指針及び同指針に基づく要件
(資源向上活動（施設の長寿命化のための活動）)

第1 地域活動指針及び同指針に基づく要件

	活動区分	活動項目	活動要件
	施設区分		
実践活動	水路	61 水路の補修	原則として工事1件当たり2百万円未満とする。 また、要綱基本方針3の(1)の②に基づき、対象組織が工事1件当たり2百万円以上の活動を実施する場合、県又は推進組織が当該活動について技術的指導を行う。
		62 水路の更新等	
	農道	63 農道の補修	
		64 農道の更新等	
	ため池	65 ため池の補修	
		66 ため池（附帯施設）の更新等	
	<u>農地に係る施設</u>	<u>100 農地に係る施設の補修</u>	
		<u>101 農地に係る施設の更新等</u>	

第2 活動の説明

(1) 実践活動

ア 水路（開水路、パイプライン）に関する対象活動

61 水路の補修

①水路本体

☐ 水路の破損部分の補修

- ・ ひび割れや部分的な欠損、側壁の倒壊など、水路の一部区間が破損している場合、破損状況に応じた工法による補修等の対策を行うこと。

☐ 水路の老朽化部分の補修

- ・ 目地の劣化やコンクリート表面の磨耗、ひび割れ、はく離など、水路の一部区間が老朽化している場合、老朽化の状況に応じた工法による補修等の対策を行うこと。

☐ 水路側壁の嵩上げ

- ・ 水路敷きの不同沈下により溢水するといった通水機能に支障が生じている場合、水路側壁を嵩上げすることによる対策を行うこと。

☐ U字フリューム等既設水路の再布設

- ・ 水路敷きの不同沈下により溢水や漏水、あるいは、土砂の堆積など、通水機能に支障が生じている場合、U字フリューム等既設水路の再布設による対策を行うこと。

②附帯施設

☐集水枡、分水枡の補修

- ・ 集水枡、分水枡の破損箇所や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。

☐ゲート、ポンプの補修

- ・ ゲート、ポンプの破損や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。

☐安全施設の補修

- ・ 水路内への侵入や転落を防止するフェンスなど安全施設の破損箇所や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。

62 水路の更新等

①水路本体

☐素堀り水路からコンクリート水路への更新

- ・ 水路法面の崩壊や土砂の堆積等による通水機能の喪失や、清掃や泥上げなどの日常管理が困難な場合、コンクリート製の水路に更新するなどの対策を行うこと。

☐水路の更新

- ・ 水路の一部区間において老朽化や不同沈下等による通水機能への支障が生じている場合、水路の当該区間の更新による対策を行うこと。

②附帯施設

☐ゲート、ポンプの更新

- ・ 老朽化等により機能に支障が生じているゲート、ポンプ更新等の対策を行うこと。

☐安全施設の設置

- ・ 水路内への転落防止や危険区域内への立入り防止等のために、新たに安全施設を設置することによる対策を行うこと。

イ 農道に関する対象活動

63 農道の補修

①農道本体

☐農道路肩、農道法面の補修

- ・ 農道路肩、農道法面に侵食や土砂の崩壊などが生じている場合、当該箇所の状況に応じた工法による補修等の対策を行うこと。

☐舗装の打換え（一部）

- ・ 老朽化等により農道の舗装路面の凹凸、轍、ひび割れ等がみられた場合、その一部を撤去するなどした後、新たに舗装するなどの対策を行うこと。

②附帯施設

☐農道側溝の補修

- ・ ひび割れや部分的な欠損、側壁の倒壊といった破損や目地の劣化、コンクリート表面の磨耗、ひび割れ、はく離等といった老朽化が生じている場合、当該箇所の状況に応じた工法による補修等の対策を行うこと。

64 農道の更新等

①農道本体

□未舗装農道を舗装（砂利、コンクリート、アスファルト）

- ・ 未舗装農道において、農道の維持管理等に支障が生じている場合、新たに路面を舗装することによる対策を行うこと。

②附帯施設

□側溝蓋の設置

- ・ 農道において、側溝に蓋がないために車輛通行時に脱輪したり、農業機械の移動や作業等に伴って側溝を傷付けるなどの恐れがある場合、当該箇所新たな蓋を設置することにより対策を行うこと。

□土側溝をコンクリート側溝に更新

- ・ 土側溝において、側溝法面の崩壊や土砂の堆積等による通水機能の喪失や、清掃や泥上げなどの日常管理が困難な場合、コンクリート製の側溝に更新するなどの対策を行うこと。

ウ ため池に関する対象活動

65 ため池の補修

①ため池本体

□洗堀箇所の補修

- ・ ため池において、堤体が洗掘されている場合、土のうを積んで補修する等の対策を行うこと。

□漏水箇所の補修

- ・ ため池において、老朽化等による堤体からの漏水等がみられた場合、遮水シートを設置する等の対策を行うこと。

②附帯施設

□取水施設の補修

- ・ ため池の竖樋、底樋、斜樋などの取水施設の破損や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。

□洪水吐の補修

- ・ ため池の洪水吐の破損や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。

□安全施設の補修

- ・ 転落防止や危険区域内への立入り防止等のために設置されている安全施設の破損や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。

66 ため池（附帯施設）の更新等

□ゲート、バルブの更新

- ・ 老朽化等により機能に支障が生じているため池のゲート、バルブの更新等の対策を行うこと。

□安全施設の設置

- ・ ため池への転落防止や危険区域内への立入り防止等のために、新たに安

全施設を設置することによる対策を行うこと。

エ 農地に係る施設に関する対象活動

100 農地に係る施設の補修

□暗渠排水の補修

- ・ 老朽化等により機能に支障が生じている暗渠排水の補修等の対策を行うこと。

101 農地に係る施設の更新等

□暗渠排水の更新

- ・ 老朽化等により機能に支障が生じている暗渠排水の更新等の対策を行うこと。

※ 二重下線箇所：国が定める指針に対して奈良県として追加した内容。

IV 関係通知・資料

～実施にあたり留意すべき内容～

- | | |
|--------------------------------|--------|
| 1 令和4年度改正のポイント | ・・・124 |
| 2 円滑な組織運営のためのポイント | ・・・125 |
| 3 共同活動の安全管理のしおり | ・・・130 |
| 4 直営施工のすすめ | ・・・134 |
| 5 実施要綱等の運用について
（平成29年度改正関係） | ・・・143 |
| 6 備品台帳の様式について | ・・・144 |
| 7 経理事務の適正化の徹底について | ・・・146 |
| 8 源泉徴収の取扱について | ・・・147 |

令和4年度 改正のポイント

活動内容が拡充されます

広報活動の強化

◆これまで

「60 広報活動」

◆これから

「60 広報活動・農的関係人口の拡大」

「地域外からの呼び込みによる農的関係人口の拡大のため」の広報活動も対象となります。



各様式に様式作成者及び提出先を明記します

各様式に様式作成者及び提出先を明記

提出先を明記

様式の作成者を明記

提出先が
一目で分
かるよう
になった
わ



(様式第2-8号)

【都道府県から国に提出するもの】

農林水産省様式

番 号
年 月 日

地方農政局長(北海道にあっては農林水産
省農村振興局長、沖縄県にあっては内閣
府沖縄総合事務局長)

殿

〇〇都道府県知事

〇〇 年度 多面的機能支払交付金事業実施計画書

(実績報告書)の提出について

多面的機能支払交付金実施要綱(平成26年4月1日付け25農振第2254号農林水産事務次官依命通知)別紙3の第2の1(別紙1の第8の1の(2)及び別紙2の第8の1の(2))の規定に基づき、下記関係書類を添えて提出(報告)する。

記



高めよう 地域協働の力！

改訂版

多面的機能支払交付金

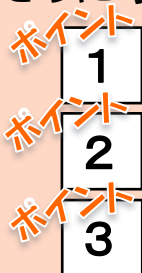
円滑な組織運営のためのポイント



～みんなの合意形成が大事です～

日頃より、農業・農村の多面的機能の維持・発揮のための共同活動に取り組みいただき、ありがとうございます。

このしおりでは、活動組織が組織を円滑に運営していくために守っていただきたい3つのポイントを説明しています。



1 構成員の合意形成をしっかり行う

2 役員が行う事務はお互いに確認し合う

3 日当は活動参加者本人に支払い、受領を確認

この3つのポイントを守って、地域協働の力を確かなものにしましょう！

役立ち情報

積極的な活動の情報発信



令和元年5月

農林水産省

農村振興局 整備部 農地資源課 多面的機能支払推進室



構成員の合意形成をしっかりと行いましょう

○多面的機能支払交付金の実施に関する事項は総会等で議決し、その内容は、活動組織の構成員全員にお知らせしましょう。

合意形成 3つのポイント

1. 活動内容について毎年度話し合う
2. 話し合いの記録を作る
3. 決まった内容は書面で全員にお知らせ

○複数の集落等の協定による「広域活動組織」では、運営委員会の合意形成に加えて、協定に参加する集落等でも合意形成を図りましょう。

(1) 活動組織での合意形成（総会等）

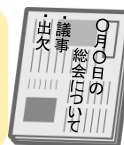
役員間で話し合い、総会等の議事、日時等を決めます。

- ・役員は総会等にはかる事項の資料作成を行います。



構成員全員に総会等の開催を事前に書面でお知らせします。

- ・欠席者からは委任状をもらいます。
- ・構成員に団体が含まれる場合は、団体内の意思決定を行います。



総会等を開催します（毎年度1回以上）

成立には構成員の過半数の出席が必要

- ・毎年度の活動計画
- ・毎年度の実施状況報告
- ・収支決算
- ・その他組織の運営に関する重要な事項

説明と質疑応答
話し合い



議決



総会等で決まったことなどを議事録（メモ）にまとめます。

- ・日時、場所、出席者数、議案、決定事項 など



決定事項は説明資料とともに書面で構成員全員及び構成団体内に配布又は回覧し、確実にお知らせします。

- ・欠席者にも必ずお知らせしましょう。



活動に対する理解が得られ、円滑な組織運営が可能に



もし合意形成が不十分だったら...



不透明な運営



トラブル発生

不正や揉めごとの発生など

最悪の場合
交付金の返還になるケースも...

役員が行う事務はお互いに確認しましょう



- 活動に伴う金銭の出納、工事発注などは、複数の役員でその内容を確認しましょう。
- 工事発注を行う組織は業者の選定方法等を内規に定め、それを守って対応しましょう。
- 毎年度の決算では、監査役による監査を確実に行いましょう。

役員一人で管理・処理

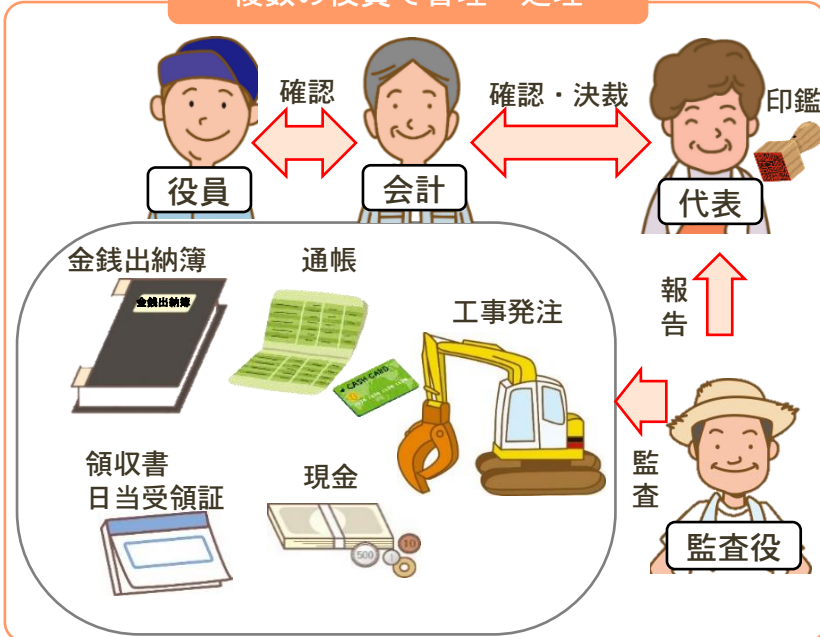


こんなことを招くかも・・・

- ・帳簿や証拠書類の未処理、紛失
- ・交付金の私的な流用
- ・業者からの金品の受領

最悪の場合
交付金の返還、
刑事罰を受ける
ケースも・・・

複数の役員で管理・処理



役員が行う事務を
互いに確認することにより、適切な
運営が可能に



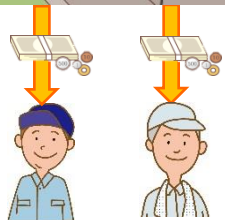
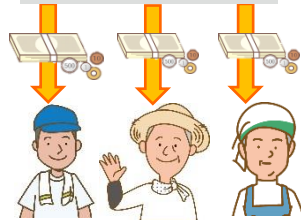
※ため池等の施設の点検、草刈り等について、地域の自主的な判断により組織で担いきれない作業を外部に委託して行うことも可能です。委託先や委託料などは複数の役員で確認してください。

3 日当は活動参加者本人に支払い受領を確認しましょう

- 日当の取扱いについては、活動組織等の構成員間で十分な合意形成を図りましょう。
- 草刈りや泥上げ、補修作業などの労力提供の対価として日当を支払う場合は、活動に参加した本人に支払い、受領を確認しましょう。

日当の取扱いについて、活動組織等の構成員間で合意形成
(ポイント1の場の活用)

対象活動の日当



日当は参加者本人に支払います

日当の受領を確認します

活動に対する理解が得られ、円滑な組織運営が可能に

合意形成や本人への支払いが不十分だったら...

・不透明な日当の扱い



トラブル発生

・日当の目的外使用
・揉めごとの発生など

最悪の場合
交付金の返還になるケースも...

日当の受領確認

参加者ごとの活動日、活動内容、時間等と支払額を一覧表にし、参加者本人から受領印又はサインと受領日を記入してもらい、管理しましょう。※

一覧表の例

氏名	日付	内容	時間	支払額	本人の印かサイン	受領日
〇〇〇〇	H29.11.1	農道の砂利入れ	2:00	1,700	(印)	12/1

※金融機関への振込により支払う場合、振込受領書によって代えることもできます。

代表者が一括して受け取る場合

代表者が一括して受け取る場合も、一覧表に参加者本人から受領印・サインを記入してもらい、これを(広域)活動組織に提出しましょう。※





- 組織の情報や活動内容を広報誌やSNSなどを活用して組織構成員や地域住民等へ情報発信を行いましょう。
- 組織の情報発信は、構成員の積極的な取組への参加や組織内の合意形成に繋がります。また、非農業者団体等の新たな参画や都市農村交流活動等へ取組の幅を広げるきっかけにもなります。
- 情報を発信する相手や目的に合わせた効果的な発信方法を考えましょう。

広報誌・SNS等での情報発信



ホームページ、
SNS、
広報誌など



活動内容の発表会、
イベント開催時の
パネル展示など

【効果的な情報発信】



構成員や地域住民向け

広報誌・地域情報紙
・SNSなど
※自ら情報発信



地域外の幅広い範囲の人向け

市町村・都道府県や国のHP・
メルマガへの投稿など
※あいのりして情報発信



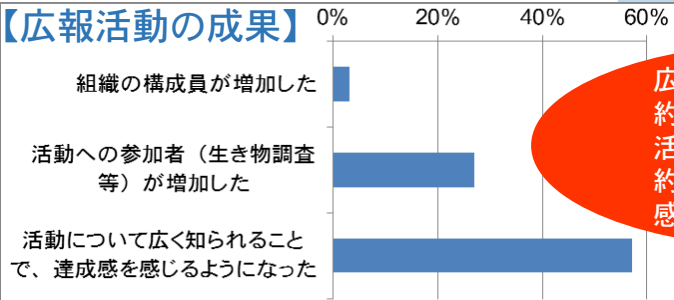
組織構成員

- 活動組織の構成員自身の理解向上
- 地域住民等の活動に対する関心・理解醸成



地域住民等

【広報活動の成果】



広報活動を行った組織の
約30%の組織で構成員や
活動の参加者が増加！
約57%の組織で達成感
を感じるようになった！

活動に参加してくれ
る人が増えたなあ



※広報活動は、平成29年度から新規又は再認定組織において資源向上支払交付金の「多面的機能の増進を図る活動」に取り組む場合は必須

多面ロゴマーク をご活用ください!!

多面的機能支払交付金の活動を広めましょう!

http://www.maff.go.jp/j/nousin/kanri/tamen_siharai/nouson_furusato_hozen/H29/pdf/logo.docx



高めよう 地域協働の力!

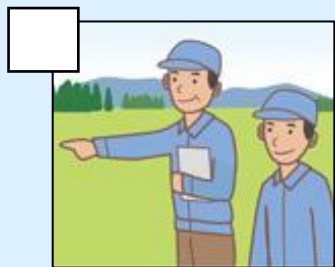


高めよう 地域協働の力！

多面的機能支払交付金 共同活動の安全のしおり

共同活動前に安全確認を行い、
事故の発生を防止しましょう

安全確認チェックリスト



活動場所の下見をして
作業環境を確認しましたか。



危険な箇所については、
テープ等で印を付けたり、
作業マップにマーキング
しましたか。



参加者の年齢、作業の熟練
度を考慮して作業計画(分
担、配置等)を立てましたか。



作業者は機具等の安全な操作
方法を習得しましたか。



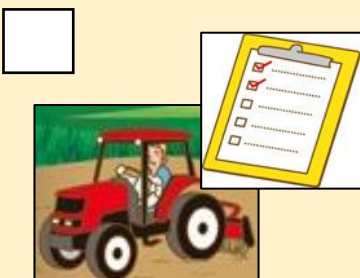
参加者は全員保険に入り
ましたか。



緊急連絡表は作成しまし
たか。



参加者に危険な箇所の説明
をしましたか。



機具等を用いる場合、点検
は済みましたか。



緊急連絡表の掲示や携帯
はしましたか。

<作業中の服装チェック>



ヘルメットは被りましたか？



長袖、長ズボンは着用しましたか？



手袋、長靴等は着用しましたか？



防護メガネは着用しましたか？

草刈作業中の留意点

1. 防護の徹底

- ・草刈機を使用する際は、ヘルメットや防護メガネ、手袋、長靴（または安全靴）などを着用しましょう。

2. 障害物の除去等

- ・事前に、草刈範囲の空き缶や石、木片などを取り除いておきましょう。
- ・除去できない木や障害物がある場合は、その周辺は草刈機を使用せず、鎌等で草刈りしましょう。
- ・蜂刺されを防ぐために、適切な服装や殺虫スプレーを携行し、蜂に刺された場合の対処方法を事前に確認しましょう。
- ・刈刃に石や木片があたって飛び散り窓ガラスが割れる恐れがあるので、自動車は作業場所から離れた場所に停車させましょう。

3. 草刈機の点検・整備

- ・刈刃のひび割れや欠け等がある場合には、新しい刈刃と交換しましょう。
- ・刈刃が確実に固定されていることや、飛散物保護カバーが装着されていることを確認しましょう。

4. 草刈機の安全な使用

- ・安全な使用方法を修得した作業者が行いましょう。
- ・火災の恐れがあるので、エンジンを始動する場合は、給油場所から3m以上離れましょう。
- ・作業を中断する際や移動する際には、エンジンを切って刃の回転が止まってからにしましょう。
- ・安全な使用方法の修得には、「機械の安全使用に関する研修」の取組も活用してください。

5. 作業間隔の確保

- ・複数名で作業を行う場合は、15m以上間隔を置き、接触事故を防止しましょう。

6. 休憩の確保

- ・振動とエンジンの騒音で想像以上に疲労がたまるので、時間を区切ってこまめに休憩を入れましょう。
- ・熱中症対策のため、水分補給をこまめに行いましょう。また、必要に応じて検温を行いましょう。

7. 草刈業者への合図

- ・草刈機は騒音が大きいため、作業者に声をかける際には、鏡や笛を用いて遠くから合図をしましょう。



活動前日までに、現地の下見、打合せ、 緊急連絡先の確認を必ず行いましょう

- 活動中の事故を未然に防止するため、事前に活動場所の下見を複数名で行い、**危険な箇所**（急傾斜地、窪地やぬかるみ、段差、電線や電話線、狭小地、急流の水路、危険物、**蜂の巣**などの危険な動植物等）のチェックを行い、危険物の除去や危険箇所をわかりやすく表示しましょう。
- 参加者の年齢、体力、作業の熟練度等や当日の健康状態を確認し、適切な作業分担・配置を行うとともに、**無理のない作業計画**を立てましょう。
- 緊急時に備え、**緊急連絡表**を作成し、全員で確認しておきましょう。
- 緊急連絡先の確認
 - ・ 最寄りの医療機関（複数）
 - ・ ご家族の連絡先
 - ・ 保険会社
 - ・ 市町村



活動を行う前に、必ず保険に入りましょう

- 共同活動を行う際には、必ず**保険**に入りましょう。
近隣の保険会社に相談してみましょう。
- 活動日の1～2週間前までに手続きが必要なので、早めに参加者を決めるようにしましょう。
- 1日あたり数十円～数百円のものまで様々な保険があります。保険料は、多面的機能支払交付金による支援の対象になります。

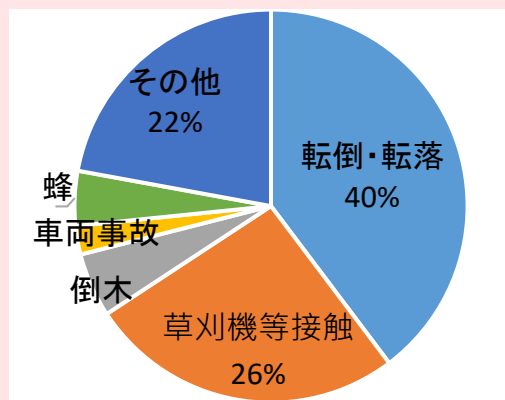
活動に当たっては、参加者一人一人が事故 防止の意識を持つことが大切です

- 活動当日は、事前にチェックした危険箇所等の情報を参加者全員に周知し、**注意喚起**を行いましょう。
- **声かけ**をしましょう。
- 緊急連絡表を見やすい場所に掲示したり、通報担当者が携帯するようにしましょう。
- 万が一事故が起きた場合は**市町村に速やかに報告**しましょう。

■ 事故の傾向（平成24年度～令和3年度の発生状況）

平成24年度から令和3年度に512件の事故が農林水産省に報告されています。発生原因では、転倒・転落（40%）及び草刈機等の接触（26%）で過半数を占めています。

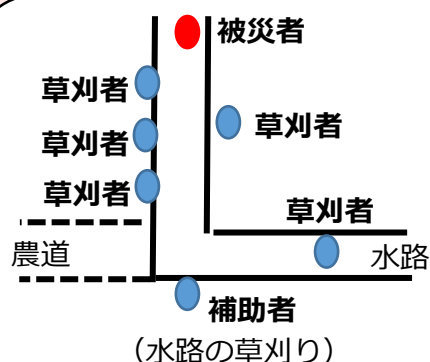
樹木の伐採を行う場合や重機を用いる場合は、重大な事故につながる恐れがあります。令和3年度には草刈り機の操作誤りによる死亡事故が発生しました。また、障害事故のみならず、物損事故も増加しており、特に注意が必要です。



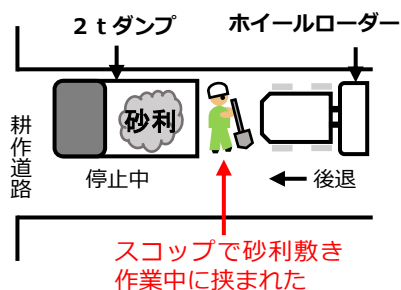
事故原因の内訳（%）

活動中の事故は、草刈りや雑木伐採時、車両等機械操作中に多く発生しています

■ 事故の例



- ・活動項目：水路の草刈り
- ・作業内容：水路周りの草刈り作業
- ・事故概要：7人で水路の草刈作業中、本人の操作の誤りにより、草刈機が左膝の裏に接触。
- ・被災状況：死亡（失血死）
- ・発生原因：防護服やヘルメットの非着用。危険箇所の確認や周囲の声かけ不足。



- ・活動項目：路面の維持
- ・作業内容：砂利敷き作業
- ・事故概要：スコップでの砂利撒き出し作業中、後退してきた小型特殊自動車ホイールローダーと停止中の2tダンプトラックとの間に挟まれた。
- ・被災状況：死亡（内臓損傷）
- ・発生原因：安全な作業方法の周知不足。組織内での安全管理に係る取り決めの周知不足。

農作業等の安全対策の留意点等を詳細に解説した「農作業安全のための指針」や事故防止の取組事例等の農作業安全に関する情報は、農林水産省のホームページでご覧になれます。

http://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/s_kikaika/anzen/

◎お問い合わせは、各都道府県推進組織又は地方農政局農村振興部農地整備課へお願いいたします。



高めよう 地域協働の力！

多面的機能支払交付金資源向上支払（長寿命化）の

直営施工のすすめ



令和2年3月

農林水産省

1. 直営施工とは

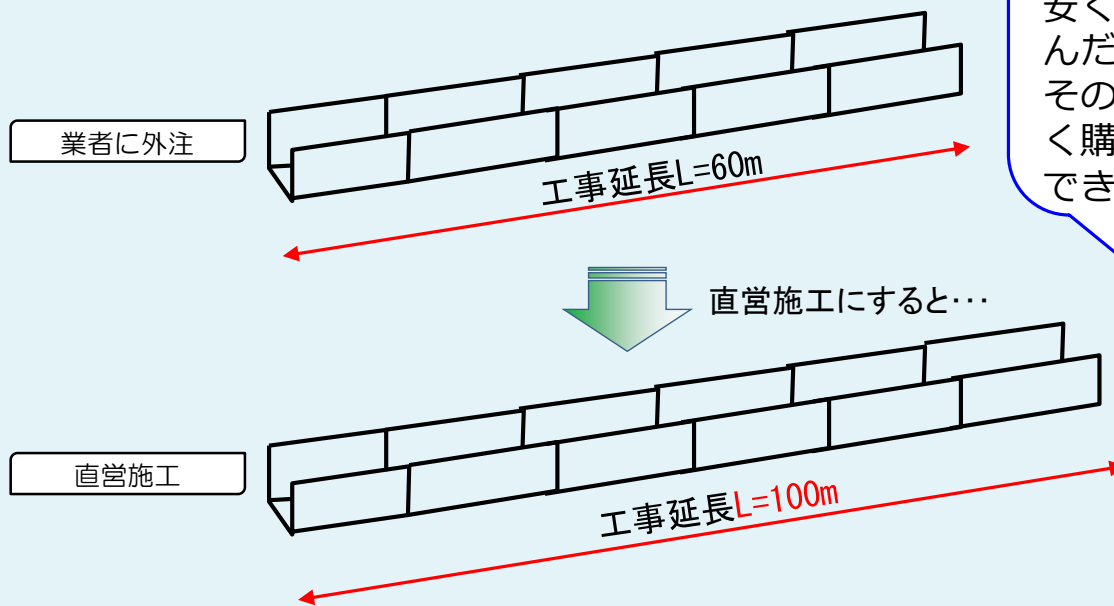
農業者・地域住民が直接参加し、老朽化が進む農地周りの農業用排水路、農道などの施設の長寿命化や機能維持のための補修を全て又は一部実施することです。

2. 直営施工に取り組むメリットは？

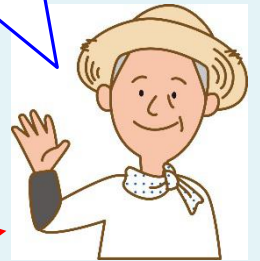
直営施工にはメリットがいっぱい！

- 農業者や地域住民により直接工事を実施することで、同じ事業量であれば外注工事より**安く施工**できる。

イメージ図：水路の更新工事



直営施工だと外注工事と比べて経費が掛からないから、安く工事ができるんだ。
その分、材料を多く購入することもできるよ。



- 水路や農道の補修・更新を行うと、**目に見える効果が現れ、自分たちの手で地域を良くする意識が高まり、共同活動も活性化**する。
- 多くの作業経験を通して**技術が習熟**されていく。
また、**地域外でも通用する技術の蓄積により「自分たちでもできる」という、直営施工の拡大に対する意欲が湧く**。



素堀り水路からの更新

- 自分たちが直接施工することから、その場で施工の微調整をするなど**使い勝手の良いモノ、自分たちが納得したモノができ**、手戻りがない。
- 活動組織で管理する農業用施設とその他の施設との区分が明確になり、協議や契約等に必要な調整が円滑にできる。
- 直営施工を通して**多くの仲間ができ**、情報交換や相互協力意識の向上が図られる。これにより**地域コミュニティの活性化**が図られる。
- 重機の個人所有や技術的な資格・技能の保有状況が活動組織内に共有され、**多面的機能支払交付金の活動に限らず、自治会等の地域の活動全般においても、人材の融通が利く**ようになる。

3. 直営施工に新たに取り組む場合の手順

直営施工の取り組み推進方法について、以下にその手順の一例を示します。

(1) まずは、施設の点検

- 対象となる施設は、事業計画に位置付けた、地域や集落内の農業用排水路や農道等の施設です。
- 水路や農道等の施設を適切に保全管理するためには、毎年、定期的に悪いところがないか組織の構成員や役員等で見てまわります。



点検の様子

※土地改良区が管理する施設で直営施工を実施する場合は、別途、手続きが必要となるので、市町村及び土地改良区に相談してください。
また、市町村道や都道府県道など、道路法に基づく認定がなされている道路では実施できません。

(2) 不具合を記録する

- 点検の結果、悪いところが確認されたら記録します。

記録のポイント

- 事前にチェックリストを作っておくと便利
- 「異常あり」「異常なし」をしっかりと記録
- 異常箇所は状況がわかるように、定点として継続的に写真を撮影
- 図面にまとめると、よりわかりやすい

必ず記録に残そう！



(3) 補修方法を判断

まずは直営施工で補修することを検討しましょう！

検討 その1 現場を仕切る人材は確保できるか？

- 土木施工管理技士、測量士、車両系建設機械技能講習などの作業に必要な有資格者を確保しましょう。
- 直営施工の場合、作業全体を把握し、的確に指示する「リーダー」を決めておくと作業がスムーズです。専門的な技術を持っている方に「リーダー」をお願いしましょう



集落内や活動組織内に専門技術の経験と知識のある方がいない…

近隣の集落や活動組織の専門技術者に協力を依頼することで解決できる場合もあります。
また、土地改良区や推進組織（土地改良事業団体連合会）に相談してみましょう。



検討 その2 資材の調達や重機の手配はできるか？

- 資材はホームセンター等で購入できるものもありますが、生コンやコンクリート水路製品などは専門の業者から調達する場合が多いので、作業に必要な資格を持った方とよく相談しましょう。
なお、生コンはコンクリートプラントが停止していないか、活動日と併せて確認が必要です。
- 集落や活動組織の構成員に重機を所有している方や運転できる方が見付からない場合には、必要な重機をオペレータ付きで借りることを検討しましょう。

検討 その3 みんな集まってくれるか？

- 活動は土曜日や日曜日、三連休を活用すると、平日は勤めている方も参加しやすくなります。
- 直営施工の対象となる施設によっては、農繁期や落水時期を勘案して活動日を検討します。

それでもできなければ…

業者に外注することを検討



今は何とか直営施工しているが、特定の者頼み。リーダーとなる後継者の確保と育成が今後の課題…

活動を通して経験を積むことや、講習会等で知識を得ることで、広く技術と知見を習得しましょう。
また、直営施工の実績を「便り」等でPRしましょう。



(4) 補修の計画を立てる

(3) 資源向上支払（長寿命化）

工事1件当たり200万円以上となることが明らかな場合は、様式第1-4号「長寿命化整備計画書」を作成し、添付してください。なお、1つの取組を分けて実施する場合は、それぞれを1件として考えます。

※延べ

機能診断結果に基づき、地域で施設の状況等を勘案した上で、必要な活動に計画的に取り組めます。

活動計画書（様式第1-3号_別紙1）に施設の長寿命化のための活動を位置付けます。

活動内容			延べ数量 (単位はkmか 箇所を選択)	年度計画				
施設区分	取組	内容		1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
水路	61 水路の補修	水路〇〇-〇の老朽化部分の補修を行う。	0.85 km	○		○		
水路	62 水路の更新等	〇〇用水路の土水路からコンクリート水路への更新	0.15 km		○			
農道	63 農道の補修	農道〇〇-〇の路肩及び法面の補修	2.50 km	○	○	○		

☆直営施工の実施方針について

☐

全て直営施工

☐

一部直営施工

☐

直営施工は実施しない

☆上記以外に農業の多面的機能の維持・発揮に必要な共同活動を実施する場合は、その活動内容を、この活動計画書に記載してください。（別紙でも可。）（実施要領第1の2の（4）又は第2の2の（4）に基づく活動）

(5) 工事 1 件当たり200万円以上になるときは・・・

※令和元年度から、交付金の効率的かつ効果的な執行の観点から、原則として「工事 1 件当たりの費用は200万円未満」とします。

200万円以上の工事を実施する場合には、「長寿命化整備計画書※」を策定して活動計画書に添付し、市町村へ提出して審査を受ける必要があります。

なお、200万円以上の工事については、ほかの長寿命化対策に係る事業の活用も考慮し、適切に事業の選択を行ってください。

※長寿命化整備計画書とは、長寿命化対策を行おうとする施設の名称、機能診断結果、活動内容、概算事業費、位置等を記載したもの。

資源向上支払の長寿命化においては、あらかじめ機能診断を行って、計画的に実施することが重要だよ！



計画の策定状況

4. 直営施工をやる！ と決まったら

(1) まずは、できるところから無理のない範囲で検討しましょう

- 直営施工の場合、作業全体を把握できる、専門技術の経験と知識を有する方の中から「**リーダー**」を決めておくほうが、作業がスムーズです。(2ページ参照)
- 施工箇所が偏らないように**(不公平感が出ないように)総会等に図って、バランスよく調整しましょう。
- 初めて取り組む場合、経験もなく、直営施工に係る経費もよく解らないので、場当たりの施工になりがちです。
事前に綿密に施工計画及び仮設計画(水替え・敷鉄板等)を立てて実施しましょう。
- 直営施工の実績が増えると、集落や活動組織内からの要望が増加し、対応しきれない可能性があります。市町村に要望するもの、活動組織において**直営施工で対応するものの基準を決めて**おきましょう。
- 土地改良区等(市町村を除く)が所有又は管理する施設を対象とした活動を行う活動組織にあっては、当該所有者又は管理者と交わした「工事に関する確認書」を事業計画書と併せて市町村長に提出しましょう。
- 活動は土曜日や日曜日、三連休を活用**すると、平日は勤めている方も参加しやすくなります。なお、休日はコンクリートプラントが停止していることが多いので活動内容によっては要注意。(3ページ参照)
- 機械によっては、リース料の長期割引があるので、直営施工の時期や順番を工夫すれば、より経費の節減が図られる場合もあります。
- 資材購入にあたっては、**複数社から見積もりを徴収**し、単価を決定しましょう。また、資材によっては、年間契約することで通常の販売価格より安価に仕入れることも可能な場合があります。

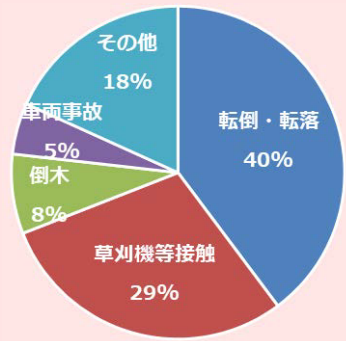


（２）作業中の事故を防止しましょう

■ 事故の傾向 （平成24年度～平成30年度の発生状況）

平成24年度から平成30年度に181件の事故が農林水産省に報告されています。発生原因では、転倒・転落（40%）及び草刈機等の接触（29%）で過半数を占めています。

また、樹木の伐採を行う場合や重機を用いる場合は、重大な事故につながる恐れがありますので、特に注意が必要です。



事故原因の内訳 (%)

活動中の事故は、**草刈り**や**雑木伐採時**、**車両等機械操作中**に多く発生しています

直営施工の実施に当たっては…

- 参加者**一人一人が事故防止の意識を持つこと**が大切です。
- 活動前日までに、**現地の下見、打合せ、緊急連絡先**の確認を必ず行いましょう。
- 重機や機具の操作や施工に当たって必要な**専門の資格**を確認しておきましょう。

作業中は、ヘルメットや防護メガネ、手袋などを着用しましょう！

ヘルメット装着状況



多面的機能支払交付金 共同活動の安全のしおりの「チェックリスト」も参考にしましょう。

 **高めよう 地域協働の力！**

**多面的機能支払交付金
共同活動の安全のしおり**

**共同活動前に安全確認を行い、
事故の発生を防止しましょう**

安全確認チェックリスト

（３）保険に入りましょう

- 多面的機能支払交付金の活動中のケガや第三者に対する事故や器物損壊の発生に備えて、保険に入りましょう。
- 活動日の1～2週間前までに手続きが必要なので、早めに参加者を決めるようにしましょう。
- 1日あたり数十円～数百円のものまで様々な保険があります。
- 近隣の保険会社に相談してみましょう。

多面的機能支払交付金
で、活動に係る保険料
は支払可能です。



5. 直営施工の事例

直営施工の取り組み事例について、以下に例を示します。

水路（開水路、パイプライン）の補修

- ひび割れや部分的な欠損、目地の劣化やコンクリート表面の摩耗、ひび割れ、はく離に対する補修対策。
- 水路本体の沈下などによる溢水が生じた場合に水路側壁を嵩上げする。
- U字フリュームなど既設水路の再布設。
- 分水柵などの補修
- 土側溝にフリュームなどを布設
- 安全施設（転落防止のフェンスや立ち入り防止のための柵等）の補修及び設置



摩耗した水路壁への
表面被覆材の塗布(例)



水路壁の嵩上げ(例)



分水柵の補修(例)



パイプライン
の補修(例)



土側溝にフリューム
布設(例)

農道の補修

- 路肩及び法面に侵食や土砂崩壊に対する補修対策。
- 老朽化による舗装の凹凸、轍、ひび割れに対する舗装の一部打ち替え
- 農道側溝の部分的な欠損や側壁の倒壊、目地の劣化等に対する補修。
- 未舗装農道を舗装（砂利、コンクリート、アスファルト等）
- 側溝ふたの設置
- 土側溝にフリュームなどを布設



路肩の補修(例)



未舗装農道の舗装(例)



土側溝にフリューム
布設(例)

ため池の補修

- ため池の洗堀箇所や漏水箇所の補修
- 安全施設（転落防止のフェンスや立ち入り防止のための柵等）の補修及び設置



漏水箇所の補修(例)

その他

- 都道府県知事が策定する要綱基本方針に位置付けた活動

6. 既に直営施工に取り組んでいる活動組織における取り組み拡大（レベルアップ）に向けて

組織内に建設業の経験者など必要な専門技術・資格を有している方により「共同活動サポート隊」を編成し、集落等の共同活動を支援する体制を構築することにより、直営活動の充実と適正な運用を図っている事例について、以下に例を示します。

すが うだ さた おき たまきちよう 清し有田佐田沖環境保全会（三重県玉城町）

有田佐田沖共同活動サポート隊の設立による多様な人材の確保

設立の目的

- ① 土木等の専門技能・資格を有する人材の確保による直営施工の拡大
- ② 集落の垣根を越えて、活動に参加できる人材の確保

設立後の効果

- ① 直営施工や農村環境保全活動数の増加
- ② 女性の活動参加数の増大（人材の掘起し）
- ③ 様々な情報が集まる
（活動に新しいストーリー展開の可能性）
- ④ 専門家との出会い



水路の生きもの調査



保育所と福祉施設による
トウモロコシ栽培体験地

直営施工件数の推移

年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29
① 施工数	6	8	19	14	37	24
② 内、直営施工	1	0	17	14	34	21
直営施工比率 （②/①）	17	0	89	100	92	88

直営施工増加の効果

- ① 事業費の削減
- ② 土木工事に係る様々な情報や施工に関するノウハウの蓄積により、「自分たちでもできる」という機運が醸成され、サポート隊の支援を受けない直営施工件数も増加

活動事例



測量及び路床・路盤工事まではサポート隊で行う
（※アスファルト舗装工事は外注）



サポート隊による重機を使った法面整形



サポート隊の支援を受けて農用地の除礫を行う

直営施工に役立つ、技術の研鑽

- 都道府県や推進組織が開催する技術研修会に定期的に参加することにより、最新の補修・更新技術の知見を習得することができます。
- また、活動組織内で技術的知見のある方を講師として研修会を開催することも有効です。（講演料を交付金から支払うことも可能です）



7. 作成協力・資料提供

おちやし 小千谷市広域協定（新潟県小千谷市）、もとやしき 元屋敷美しい農村を作る会（新潟県上越市）、
すが うだ さた おき 清し有田佐田沖環境保全会（三重県玉城町）、たまきちょう まきやま すいめい 真木山水明の会（三重県伊賀市）、
はっとり 服部地域資源環境保全会（三重県伊賀市）、新潟県小千谷市、新潟県上越市、三重県伊賀市、
三重県玉城町、新潟県農地部農村環境課、三重県農林水産部農山漁村づくり課、
三重県土地改良事業団体連合会

～多面的機能支払交付金は
農林水産省の補助事業です～



高めよう 地域協働の力！

農林水産省 農村振興局 整備部 農地資源課 多面的機能支払推進室
〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1
(電話) 03-3502-8111 (内線5618)
http://www.maff.go.jp/j/nousin/kanri/tamen_siharai.html

事務連絡
平成29年5月1日

各地方農政局農村振興部農地整備課長 殿
北海道農政部農村振興局農村設計課活性化担当課長 殿
内閣府沖縄総合事務局農林水産部農村振興課長 殿

農林水産省農村振興局整備部農地資源課
多面的機能支払推進室長

多面的機能支払交付金実施要綱等の運用について

多面的機能支払交付金実施要綱及び多面的機能支払交付金実施要領については、平成29年3月31日付けで改正したところであるが、改正内容が活動組織及び広域活動組織(以下、「対象組織」という。))において十分に理解され、共同活動等が適切に実施される必要があるため、下記の各項目について指導されたい。

また、平成27年6月12日付け農地・水保全管理室長事務連絡「多面的機能支払交付金実施要綱等の運用について」については、平成28年度末をもって廃止し、以下を平成29年度より適用する。

なお、貴局管内の都府県に対しては貴職から、貴局管内の市町村に対しては各都道府県から通知願いたい。

記

1. 農地維持支払及び資源向上支払（共同）による施設の長寿命化のための活動の実施について

農地維持支払及び資源向上支払（共同）（以下「本支払(長寿命化を除く)」という。）の活動として施設の長寿命化のための活動を実施する際には、以下の各事項に留意すること。

(1) 基本的な考え方

対象組織が、本支払(長寿命化を除く)により実施するとして活動計画書に定めた活動を適切に実施した場合は、それ以上の活動の実施を妨げる理由はないことから、施設の長寿命化のための活動を実施することを可能とする。

(2) 運用にあたっての留意点

- ① 本支払(長寿命化を除く)において実施するとして活動計画書に定めた活動を確実に実施することを前提とする。活動が確実に実施されたことを明確化するため、費用の支出の有無に関わらず、実施した全ての活動について活動記録に記載すること。
- ② 活動計画書に本支払(長寿命化を除く)の活動として行う施設の長寿命化のための活動を位置付けること。
- ③ 地域の実情に応じた活動を更に推進するため、本支払(長寿命化を除く)から施設の長寿命化のための活動の実施に活用する金額については、対象組織の実情に即し、適切に設定すること。
- ④ 資源向上支払（長寿命化）を農地維持活動及び資源向上活動（共同）に使用することは不可であること。

2. 経理区分の一本化

対象組織の事務負担を軽減するため、本支払（長寿命化を除く）と資源向上支払（長寿命化）に区分していた金銭出納簿の経理区分を一本化することを可能としたので、その実施にあたっては、以下の各事項に留意すること。

（１）基本的な考え方

これまで金銭出納簿は本支払（長寿命化を除く）と資源向上支払（長寿命化）に分けて整理していたが、平成29年度から経理区分を一本化することを可能とする。

（２）対象組織

全ての対象組織を対象とする。

（３）運用にあたっての留意点

- ① 経理区分を一本化するか否かにかかわらず、前年度からの持越金を活用する場合は前年度の実施状況報告書で定めた使途に従うこと。
- ② 財産管理台帳についても、引き続き適正に管理すること。

3. 事業計画期間中における水田の畑地化

事業計画期間中に水田を畑地化する場合は、当該期間中に限り、農地維持支払については、従来の水田の単価を維持することとしたので、その実施にあたっては、以下の各事項に留意すること。

（１）基本的な考え方

水田の畑地化を円滑に進めるという観点から、事業計画期間中に水田を畑地化した場合、その時点の当該事業計画期間中においては、農地維持支払の単価は水田（田）の単価を適用する。

（２）畑地の定義

地目は多面的機能支払交付金実施要領第1の1の（１）に記載のとおりである。

（３）運用にあたっての留意点

活動計画書「Ⅰ. の3. 交付金額」の備考欄に、地目変更前の単価を適用する旨を記載するものとする。

4. 多面的機能の増進を図る活動に関する広報活動の取扱い

平成29年度以降に新たに多面的機能の増進を図る活動を実施する場合は、広報活動の実施を要件化したので、その実施にあたっては、以下の各事項に留意すること。

（１）基本的な考え方

多面的機能の増進を図る活動を実施する際、広報活動を併せて実施することにより、多様な主体の参画の促進に寄与するとともに、更なる活動の充実を図ることが可能となることから、広報活動の実施を要件化する。

（２）対象組織

平成29年度以降に多面的機能の増進を図る活動を新たに実施する対象組織のうち、中山間地域等を対象農用地に含まない対象組織とする。

（３）運用にあたっての留意点

農村環境保全活動における広報活動を同じ年度に実施する場合は、その内容が重複せず、明確に区分できるようにすること。

事 務 連 絡
平成 2 9 年 2 月 1 日

各市町村多面的機能支払ご担当者様

奈良県農村振興課
農 村 資 源 活 用 係

多面的機能支払交付金に係る備品台帳の様式について

平素は、多面的機能支払交付金事業の推進にご協力をいただきありがとうございます。

今年度、近畿農政局の抽出検査におきまして、備品台帳の様式について処分期限が無い等の指摘がございました。それを受けまして県にて別添の内容で備品台帳の参考様式を作成致しましたので、ご活用頂ければと存じます。

※多面的機能支払交付金で取得した機械及び器具等は、適切に管理することが大事であり、農林畜水産業関係補助金等交付規則別表に掲載のものは金額に関わらず、台帳を作成し管理する必要があります。

(参考様式)

備 品 管 理 台 帳

市町村名		〇〇市	対象組織名	〇〇活動組織	活動期間	H28	年度	～	H32	年度			
処分を制限する財産の名称等				財産の購入について	経 費 の 区 分				処分制限期間		処分の状況		備考
分類	取得した財産の名称	管理責任者	保管場所	購入年月日	購入費 (単位:円)	経 費 内 訳(単位:円)			耐用年数	処分制限 年月日	承認 年月日	処分の 内容	
						国費分	地方費分	その他					
例) 器具及び備品	カメラ	書記 多面 太郎	〇〇市〇〇町〇〇字〇〇番地	H29.10.2	50,000	25,000	25,000	0	5	R4.10.2			
分類については、別表にて確認			保管場所を記載						耐用年数を別表から確認				
計					50,000	25,000	25,000						

注 1 : 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。
注 2 : 処分の内容欄には、譲渡、廃棄等を記入すること。
注 3 : 備考欄には、譲渡先の名称又は交付金返還額を記入すること。

事 務 連 絡
平成 2 5 年 1 1 月 1 3 日

各府県農地・水保全管理支払交付金担当課長 様
各府県農地・水・環境保全向上対策地域協議会長 様

近畿農政局整備部農地整備課長

農地・水保全管理支払交付金の経理事務の適正化の徹底について

この度、活動組織が経理事務を委託していた土地改良区において、担当職員が交付金の一部を横領する不正事案が発生しました。本事案は、受託した土地改良区の公金管理の問題ではありますが、活動組織が通帳及び印鑑の管理も含めて経理事務委託を行っていたことも不正を誘発した一因と考えられます。

つきましては、貴職より管内の関係市町村へ本件について通知していただくとともに、活動組織に対し、下記のとおり経理事務の適正化の徹底についてご指導いただきますようお願いいたします。

記

1. 経理事務の不正防止策として、以下を参考に、常に複数の者で経理内容が確認できる体制とすること。
 - (1) 通帳と印鑑の管理者を別々に定めて保管する。
 - (2) 金銭の出し入れは関係者 2 名以上で確認する。
 - (3) 代表者等は定期的に金銭出納簿と通帳を照合する。
2. 経理事務を委託する場合であっても、以下を参考に、活動組織が主体的に経理内容を確認できる体制とすること。
 - (1) 原則として通帳及び印鑑の管理は委託内容に含めない。

以上

事務連絡
平成24年7月31日

各地方農政局長農地・水保全管理室長
内閣府沖縄総合事務局土地改良課課長補佐
北海道農村設計課主幹



農村振興局 整備部 農地資源課
課長補佐（保全指導班）

農地・水保全管理支払交付金における源泉徴収の取扱いについて

農地・水保全管理支払交付金において活動組織から構成員へ支払われる日当は、給与所得として課税対象となるものであり、活動組織が所得税法第183条に基づく源泉徴収義務を有する場合、当該活動組織には、原則として、日当等の支払に係る金額につき源泉徴収を行う義務があります。

このことについては、既に、担当者執務参考資料により示唆しているところではありますが、現在の取組の概況について調査した結果、多数の府県において源泉徴収を行っていないという実態が判明しました。

このため、農地・水保全管理支払交付金における源泉徴収の取扱方法について、以下のとおり、改めて示させていただきますので、御了知の上、本交付金の円滑かつ適切な実施にご配慮をお願い致します。

記

1. 活動組織の源泉徴収義務の有無については、国税庁（税務署）が行う実態調査により個別に判断されるべきものであり、事前に農林水産省が判断するものではない。
※これまで多くの地域では、税務署の判断が下るまでは構成員個人が課税対象にあたるものとして、源泉徴収を行っていない。
2. 一方、従前より担当者執務参考資料において示唆しているとおり、活動組織が「人格のない社団」に該当する場合は、当該活動組織が課税対象となり、原則として、源泉徴収や源泉徴収票の作成を行う必要が生じることとなる。
※1：活動組織が「任意組合」に該当する場合は、活動組織に源泉徴収義務は無いため、構成員たる個人が課税の対象となりうる。
※2：1日当たりの給与額が9,300円未満の場合、源泉徴収を行う必要は無いが、給与支払事務所等の開設及び源泉徴収票の作成等は必要。
※3：上記の場合以外であっても、地方公共団体等の裁量により源泉徴収に係る事務を行うことは可能。
3. また、活動組織が「人格のない社団」に該当する場合であっても、活動組織の状況に応じて必要となる事務量（報告回数等）が異なる可能性があるため、具体的な事務手続きの内容については、別途、税務署へ個別に相談を行うことが望ましい。

多面的機能支払交付金の注意点

- ◆ 多面的機能支払交付金は、地域で話し合い、組織づくりや計画づくりを行い、活動計画書に位置付けられた農用地、農業用施設の保安全管理のための取り組みに活用できます。

規約に定められた総会、監査を毎年実施し、組合員の同意を得るとともに、書面により記録を残すことが必要です。

- ◆ 農地管理の注意点

5年間の活動期間内で、管理が出来ない対象農用地が発生すると交付金の返還の対象となりますので、当初によく話し合い、将来を見据えた計画の作成が必要です。

- ◆ 必須活動を実施した上での交付金の弾力的な活用

必須活動（活動計画書に定められた活動）の実施を前提に、農地維持支払による資源向上支払（共同）及び資源向上支払（長寿命化）の対象活動の実施や、資源向上支払（共同）による農地維持支払及び資源向上支払（長寿命化）の対象活動の実施が可能です。

ただし、資源向上支払（長寿命化）による農地維持支払や資源向上支払（共同）の対象活動は実施できません。

- ◆ 交付金の計画的な活用

多面的機能支払交付金は、活動計画に基づき毎年計画的に活用していただくことが原則です。計画的な活動のため、組織において、活動期間内は交付金の持越が可能です。

ただし、交付金の持越を行う場合には、必要額を精査し、活動の円滑な継続のために必要な最低額のみを次年度へ持越可能としています。

- ◆ 中山間地域等直接支払交付金との重複について

中山間地域等直接支払交付金と同一地区で多面的機能支払交付金に取り組むことは可能です。この場合、多面的機能支払交付金の活動計画書に位置付けられた農地、水路、農道等の保全に係る活動については、多面的機能支払交付金により行ってください。

【お問い合わせ先】

奈良県食と農の振興部農村振興課

0742-22-1101（代表）